

衆議院
第百五十九回国会

厚生労働委員会 議 録 第 十 一 号

(二四二)

平成十六年四月十四日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 衛藤 晟一君

理事 鴨下 一郎君

理事 長勢 甚遠君

理事 城島 正光君

理事 山井 和則君

理事 井上 信治君

理事 加藤 勝信君

理事 木村 勉君

理事 北村 誠吾君

理事 佐藤 勉君

理事 竹本 直一君

理事 中西 一善君

理事 西銘恒三郎君

理事 原田 令嗣君

理事 福井 照君

理事 三原 朝彦君

理事 山下 貴史君

理事 青木 愛君

理事 内山 晃君

理事 小宮山泰子君

理事 園田 康博君

理事 長妻 昭君

理事 橋本 清仁君

理事 藤田 一枝君

理事 馬淵 澄夫君

理事 水島 広子君

理事 榊屋 敬悟君

理事 阿部 知子君

北川 知克君

宮澤 洋一君

三井 辨雄君

福島 豊君

石崎 岳君

上川 陽子君

木村 義雄君

左藤 章君

菅原 一秀君

棚橋 泰文君

中山 泰秀君

能勢 和子君

平田 耕一君

三ツ林隆志君

宮下 一郎君

吉野 正芳君

泉 房穂君

大島 敦君

五島 正規君

中根 康浩君

西村智奈美君

樋高 剛君

古川 元久君

増子 輝彦君

古屋 範子君

山口 富男君

古川 元久君

枝野 幸男君

五十嵐文彦君

委員の異動

四月十四日

辞任

上川 陽子君

棚橋 泰文君

能勢 和子君

吉野 正芳君

泉 房穂君

古川 元久君

水島 広子君

同日

辞任

北村 誠吾君

佐藤 勉君

宮下 一郎君

山下 貴史君

長妻 昭君

西村智奈美君

馬淵 澄夫君

同日

辞任

左藤 章君

西銘恒三郎君

同日

補欠選任

上川 陽子君

能勢 和子君

同日

補欠選任

古川 元久君

水島 広子君

泉 房穂君

西銘恒三郎君

長妻 昭君

山下 貴史君

宮下 一郎君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

会計検査院事務総局第二局長

厚生労働委員会専門員

坂口 力君

森 英介君

竹本 直一君

増田 峯明君

宮武 太郎君

同日

補欠選任

北村 誠吾君

佐藤 勉君

山下 貴史君

宮下 一郎君

長妻 昭君

馬淵 澄夫君

同日

補欠選任

左藤 章君

棚橋 泰文君

吉野 正芳君

西銘恒三郎君

泉 房穂君

水島 広子君

古川 元久君

同日

補欠選任

上川 陽子君

能勢 和子君

同日

補欠選任

古川 元久君

水島 広子君

泉 房穂君

本日開議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出第三二号)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)

高年齢等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び古川元久君外五名提出、高年齢等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮澤洋一君。

○宮澤委員 自民党の宮澤洋一でございます。

きょうは、民主党案について、一時間、時間をいただいておりますので、じっくり、法文に沿って、条文に沿って質疑をさせていただきます。

金曜日に本会議があり、そして委員会があったわけですが、大変いろいろな問題点があるのがある一日にしてはつきりしてきつ々ある。例えば、一番の問題点は、最低でも五年間の空白期間があつて、現状の制度を維持するというところで、後世に

大変な負担をかけることになる。八兆円ぐらい負担をかけるんじゃないかというような試算もあるという状況、これをどうするかということとは、まさに我々政府案の方はきつちり手当てをしているといった意味で、民主党案、改革先送り法案と言われても仕方がないんだらうなという気がしております。

また、消費税につきましても、三％程度というお話があるわけですが、五十嵐提案者の御説明でも三十年間は大丈夫という、この制度、四十年かけて移行する、移行期間の間にもうだめになるというのは、幾ら何でもひどいだろうなという気がいたします。

もちろん、いろいろ試算をしてみますと、六％とかまた八％という試算もあるようでございまして、とても三％で……(発言する者あり)まあ六％というのは既に言われておりますので、本当に三％で責任があるかというのは、五十嵐さんの方がまさに三十年しかもたないと言っているわけですから、無責任きわまりないと思っておりますけれども、この辺のことにつきましてもまた同僚議員がいろいろお話をすると思っておりますので、私は、まさにこの待ちに待って提案された条文に沿って御質問をさせていただきます。

まず、この条文、まさに民主党の中で随分議論を行って、まだまだできない、これからいいのができますよというお話を、前触れが非常に大きかったものから、私も大変期待をして読ませていただきました。熟読をさせていただきます。

全く期待に反するというのが読後感でございます。

新聞報道等々でいろいろ報道がされていて、かなり斬新的なものが出てくるのかなと思っております。基本構想というものは、要するに、議会で調査会をつくって五年後に結論を出そ

うと。その中で幾つかの基本方針というものが書かれておりますけれども、これも、基本方針、かなり大まかな話で、実態、どんなものができるか、さっぱりわからないというのが正直な印象です。

報道された民主党案、民主党も公表されたようですけれども、こういうボード、これでいいわけですよ、民主党案。(パネルを示す) こういうのが民主党から提案されているわけですから、正直、この条文を読んでも、こういうイメージというのは全くないです。条文を読めば読むほど、こういうイメージというのは全くない。ここの条文を読んで浮かんでくるのは、こっこの姿なんです。(パネルを示す) 要するに、所得等比例年金がまず基本にあつて、それを補足する形で最低保障年金があるというのがまさに条文に書いてあることで、まず、何でもこんなややくしく、これを下にするなんていう書き方をしているのかなというのが一番最初の率直な印象でありました。

さらに言いますと、例えば五条の第二項のところに、最低保障年金の定義が括弧書きにしてあるんですけれども、「受給額が一定額に満たない場合においてこれを補足するための年金をいう」というふうになっていて、そうすると、これは一番素直に書くと、これは実はいわゆるスウェーデン方式と言われているものですけれども、(パネルを示す) まさに、所得の足りない人に最低保障で保障するということが一番この条文から読み取れてくるんですね、私、皆さん、恐らく、読めば、そういうふうにおいぶんふんとする案ではないかというふうな思っているんです。

それで、枝野議員はいろいろマスコミでしゃべられておりますから、実務者で検討された報道されております古川議員に、今の民主党案をもとにして、この状況の案が結論として出すことができるのかどうか。要するに、書いてある基本方針にこれは矛盾するところがあるのかないのか、それを一点聞かせてください。古川議員にお

願っています。

○枝野議員 今の質問に対するお答えは、古川議員御指名ですので、古川議員に答えていただきます。

その前に、今の御質問の中で、五年間の空白という御発言と、三十年でだめになると五十嵐議員がおっしゃったという御発言について、五年間空白というようなことはございませぬ。(宮澤委員「質問していません、それはと呼ぶ」二〇〇七年には消費税三%上げると私も明確に申し上げておりますし、五十嵐議員は、三十年はもつと言っているんで、三十年でだめになっているんだんて言っております。まずこのことを撤回していただけないと答弁できませんので、理事さん、よろしくお願いいたします。

○衛藤委員長 古川議員、古川議員。(発言する者あり)

御静粛に願います。(発言する者あり)

それでは、宮澤洋一君。

○宮澤委員 五十嵐議員の発言について正確かどうかという確認は後ほどさせていただきますが、質問は、古川議員に、これができるかできないかという質問でございますので、お願いいたします。

○古川(元)議員 お答えいたします。

今宮澤委員の方から、私どもの案を熟読玩味していただいた、何も変わらないという読後感があつたというのは、宮澤議員も、あの頭脳明晰な宮澤大先輩におかれてそのような読み方をされるというのは、極めて不可思議だなと。

今の政府案、まさに、先ほど言われたわけでありませうけれども、私どもの案を批判して、この五年間の財政措置がとられていないじゃないかという御批判をされましたけれども、私どもから言わせれば、今の政府案というものは、まさにこの五年間をどうするかという目先のことに、その財政措置が中心になっておりまして、今国民の間にあ

わけであります。

そうした不公平感、世代の中でも年金制度がいろいろ人によってばらばらだ、また、世代が変われば、後の世代になればなるほど不公平感が大きくなる。そういう不公平な制度をそのままにしておいて、当面の財政措置だけを行っているのが今の政府案でございまして、それをもって、小泉総理も抜本改革なんて言っておられるわけでありませうし、また、公明党も百年安心プランだということに言われておられる。

それに比べますと、私どもの案は、すべての国民の皆さん方に、一元化された、これは総理も年金制度は一元化するのが望ましいと言っておられるわけでありまして、その望ましい一元化の姿について具体的に提案をさせていただいているわけでございます。そういう意味では、全くこれは非常に政府案と比べれば中身のあるものだといふに、もう一度よく読んでいただければおわかりいただけるんじゃないかと思えます。

その上で、今、スウェーデンの方式と私どもの説明の途中の資料の提示をいただきました。違ふんじゃないかというふうに言われましたけれども、これもまた大変僥倖ではございますが、宮澤議員のような方が、あの図を、あの上の部分の最低保障年金のところを下に書いていただければ同じ図になるということは、昔の小学校か中学校ぐらいの算数のときのを考えていただければ、図形を動かしていただければ同じ図であるということ、これは一目瞭然のはずであります。

そういう意味では、よく読んでいただいて、よく図を見ていただければ、その図はまさに私どもの法案で提案をいたしました、私ども、スウェーデンと同じというふうには申しております、スウェーデンの案を参考にしながら、それを日本型に合わせた、日本型スウェーデン方式と言つてもいいというふうな思っておりますけれども、そういう案として提案をさせていただいている。図はどちらの見せ方もあるかと思えますけれども、どちらの図にしても、それはまさに法案で書いてあ

ることをお示しさせていただいている、そういうものだというふうな御理解をいただきたいと思えます。

○宮澤委員 古川議員は私の役所の後輩で、大変優秀な議員だと思つて期待をして今質問いたしました。まさにやはり役人出身だったと、長い答弁でポイントをばかすという大変役所的な答弁を聞きましたが、私の質問に一つも答えていないんです。

この図を示しましたけれども、これはまさにおっしゃる通りに、同じようにつくっているんです。だけれども印象が違うわけです。こっこの図を出して、法律を読めば、素直に書くところなる図を出していないということは、これは明らかなんです。

しかも、今の答弁は、一番肝心の、今のまさに民主党が出された条文の中でこういうことも可能かどうかということをつつたんですけれども、イエスかノーかだけいいのに、もう既に何分も答弁されて時間がなくなつたんですが、イエスかノーかだけお願いします。

○古川(元)議員 先ほど申し上げましたように、私どもはスウェーデンのそのままだけり入れているわけではございません。スウェーデンの考え方を参考にして、そして、すべての国民がひとしく一元化された同じ制度のもとに所得に応じた保険料を支払っていただいて、その支払っていただいた保険料に比例して給付を行う。その給付と、税が財源となる最低保障年金、この二つを組み合わせる形で新しい年金制度をお示しさせていただいている。その最低保障年金が図として所得比例年金の上に来ようが下に来ようが、それは全く説明の問題であつて、私は違いではないというふうな思っております。

○宮澤委員 まさに今長々と答弁されて、イエスかノーかおっしゃらなかつたんですけれども、要するに、これもあり得るという答弁をされました、間違いなく、であれば、イエスかノーか言つてください。(発言する者あり)

そうなる、実は民主党の案というのは、これをまず説明されて、国民はみんなこの案だと思っているんです。ところが、条文を読めば、同じ話です、こういう図の方が条文に近い案であるし、さらに言えば、提案されている条文からは間違ひなくこういうスウェーデンと同じ制度をつくることは可能なわけですということを聞こうと思つてゐるんですが、四の五の四の五の言う答弁ばかりやつて、私はもう次の質問に行きたいと思ひま

それで、先ほどこちよつと読みましたけれども、
 五条の二項に定義がある。要するに「所得等比例
 年金の受給額が一定額に満たない場合においてこ
 れを補足するための年金」こう書いてあるわけだ
 す。そうすると、一定額というのは何かなのとい
 うのがまず頭によぎるわけです。一定額、一定額、
 そうすると、すぐ頭に浮かぶのは、これは六十五
 歳以上の方については、要するに全員に最低保障
 年金は保障するということでしょうから、これは
 生活保護とどういふ違いがあるんだろうというの
 がまず頭にぱつと浮かんだ話。

そもそも、私どもが最低保障年金というものを
お示しさせていただいたその理由は、公的年金と
いうものの性格は何か。これは、公的年金という

そこについては、私どもも、こうした最低保障年金の額というものについてはまさに党派を超え

で国民的な議論のもとで決めていくべきものであつて、それについては、私どもが基準としている現行の基礎年金レベルを議論の出発点としながら、その最終的な水準については年金制度改革調査会の中で国民的な議論を踏まえて決めていくというふうな提案をさせていただいているわけであります。

○宮澤委員 また長々と御答弁いただいたんですけれども、私の質問は、全国均一なのかどうかという、イエスかノーかだけの質問なんです。それについて一切、実は答えていただいていないんです。イエスかノーかだけ、ちよつとお願ひします。

○古川三三議員 先ほど申し上げましたように、最低保障年金は生活保護とは違いますが、当然、これは全国一律というふうに私どもは考えております。

○宮澤委員 素直にそうお答えいただければ大変ありがたかったですけれども。

ちよつと私も、また細かい話になつて大変恐縮なんですけれども、最低保障年金の金額のところ、たしか十条の三項に、最低保障年金の限度額として、医療保険制度、介護保険制度における保険料の負担、こう書いてあるんですね。それで、ふつと思つたら、御老人の方というのは、医療保険は大体国保の方が多い。介護も、両方ともこれは市町村でやっている。市町村でやっているものをもとにして、勘案してやる。

特にこれは原則としては書いてなくて、珍しく生の形で書いてあるものですから、ちよつと調べましたら、国保の一人当たりの額というのは、北海道のある町だと平均で年十一万、鹿児島だと一十九千円、十一万と一十九千円と違うんですよ。これだけ差がある。介護保険料も、御承知のとおり、市町村で少ないところと多いところで倍以上違う。こういうものを「勘案して」というふうにわざわざ書いてあるにもかかわらず、これは全国で均一なんですね。

○枝野議員 この三項にあります「医療保険制度

及び介護保険制度における保険料の負担等を勘案して定める」、「この「等を勘案して」ということの意味は、例えば、年金制度とは別の次元の世界で、今でもあり得ますけれども、全体的には消費者物価等が下がっているけれども、しかし、自民、公明政権の政策の失敗でなぜか保険料だけは多々見られているわけでありまして、こうした物価変動とは別に、医療保険制度や介護保険制度の保険料水準などというのは違いが出てくる場合があります。

そうした場合には、単純に消費者物価の変動だけではなくて、こうした高齢者等に係る保険制度の保険料負担等を勘案してそのスライドを考える必要がある。そうした考え方の基本を書かせていただいているものでありまして、現状でそれぞれの地域ごとに保険料の差があることは当然理解をしておりますが、そのことについては、それこそ年金のほかに上乗せで生活保護を受け取られる要件を満たしている皆さんに対しては、そこでは当然配慮がなされる、こういうことになるということです。全然矛盾はないと思つています。

○宮澤委員 今、実は大変大事なことをおっしゃつて、物価にスライドしていく、それは当然のことだと思つていますが、法案にはもちろん書いていないんですね。「等」で物価は読んで、それ以外を、この保険料は——そうすると、物価の部分は「等」で読むんですね。

○枝野議員 条文をちゃんと読み込んで細かくお聞きをいただいているんですから、十分御理解いただいた上でお話しになっているんですよ。うけれども。

十条の一項では、「高齢者等の安定した生活に必要な額に満たない」とか、第二項では、「その生活の基礎的な部分に要する費用を賄うことができる」と書いてありまして、これは当然、物価の水準が変わればこの部分の額が変わるのは子供でもわかる話でありまして、ここで書いてあるのだし、そうしたときに、一般の消費者物価だけ

がとらえられると、特に高齢者にはしわ寄せが行くということを改めて注意的に三項で書いているだけであつて、素直に読めば素直に理解できる話であります。

○宮澤委員 やはり弁護士の方は説明がうまいなと思ひますけれども、恐らく、そういう読み方はなかなか難しいんじゃないかと私は個人的には思つております。

それで、実は、何でもかきう話をしていかるといいますと、何を保障するかというのは、実は大変難しい話なんです。まさに、生活費は全国で大幅に違うんです。

さつき言つた細かい話ですけれども、わざわざ法文に書かれてある医療保険にしても、介護保険にしても、かなり違うんです。そういう全国に散らばつていて話をもつと詰めてあるのかと実は何だかという話をもつと詰めてあるのかと実は思つて質問しているものなんです。大変難しい最低保障年金という概念を持ち出されたなと思つて、これを質問しているわけです。

条文を読みますと、最低保障年金というのはまた何だかろふなと思ひます。十条の一項には、まさに「おつしやつた」高齢者等の安定した生活に必要な額」という基準がある。二項には、「生活の基礎的な部分に要する費用を賄うことができる」ということを二種類書いてあるんですね。最低保障年金というのはどっちなんですか。

○枝野議員 これも条文をちゃんと読んでいただければおわかりいただけると思ひますけれども、高齢者の安定した生活に必要な額に満たない受給者に対して支給をする。そして、その支給の額については、生活の基礎的な部分に要する費用を賄うことができる額を限度とするという二段階で、どういう人にお渡しする額のかという話と、そしてその方にお渡しする額の限度額について書いてある。これはそれぞれが違つていゝのは当然であります。

○宮澤委員 違つていゝというように私は

十分承知した上で質問しているもので、まじめに答えていただきたいんですけれども、最低保障年金の限度額というのはどっちなんですか。一項なんです。二項なんですか、これだけです。

○枝野議員 図まで二種類つくつて御理解いただいていると思ひます。御理解いただけたらいいというふうに思ひますけれども、あの図の一番右の端のところがどこのことかということについて言えば、足し算した、報酬比例年金と最低保障年金を合わせた額が、二項にあります。「高齢者等がその生活の基礎的な部分に要する費用を賄うことができる額を限度とし」というふうに書いてありますから、ここが一番右側の線の報酬比例年金と最低保障年金を足し算した額ということになるのは、すぐにおわかりいただけると思ひます。

○宮澤委員 今おつしやつておられるのは、この部分とおつしやつたんですか。この高さが最低保障年金額なんですか。私が聞いているのは、最低保障年金の限度額というのは何かと聞いているんです。どっちなんですか。

○枝野議員 最低保障年金の限度額ということの意味については、御質問の趣旨がよくわからないんですけれども、最低保障年金を満額受け取れる方というのは一定層いらっしゃる。この満額については、まさにこれは国民的な議論のもとに水準を決めなければならぬ話であります。我々は、今の基礎年金の満額の水準が国民的な合意のとれる妥当な線であらうというところは、既に明確に申し上げてきているところであります。

○宮澤委員 わかりました。

では、今言つた六万六千円とか七千円という基礎年金の額に対応する金額というのは、一項に書かれていゝんですか、二項に書かれていゝんですか。

○枝野議員 一項でも二項でもありません。十条全体に書いてあるということです。

○宮澤委員 一項でもなく二項でもなくということになつてくると、これはまた何にも書いていゝな

いんですか、全体で読むというのは、二項の額は何か書いてあるんですか。

○枝野議員 その減額の仕方について、減額の条項について書いてあるのではありませんか、何にも書いていないといったって、この十条の一項から全部を読めば自然に読めるわけで、どう読んだらどこにも書いていないなんて出てくるのか、さっぱりわけがわからないですけれども。

○宮澤委員 そうしますと、減額のやり方というのは、やるのは、六万七千円を徐々に減額してゼロにする。そうすると、二項の限度額は今でいえば六万六千円、そういうふうに読めるわけですね。それでいいわけですね。

○枝野議員 法制局的にかなり細かく条文を読んでいらいっしやる方ですから、私もあえてそういうふうなお話の仕方をします。

違います。これは、賄う額を限度とし、「所得等比例年金の支給額等に応じて減額するものとする」と書いてあるんですから、「高齢者等がその生活の基礎的な部分に要する費用を賄うことができる額を限度とし」と書いてあるわけですから、そのところは、先ほど申しましたとおり、グラフの一番右の線のところのトータルとしての、これを限度として、そして報酬比例年金等の支給額に応じて減額をするということを言っているわけですよ。

○宮澤委員 私の質問中、五十嵐提案者はうんうんとうなずいて、ださっていったんですけれども、違う答えが返ってきて、じゃ、枝野議員にもう一度伺いますけれども、この二項の額と一項の額はどっちが大きいんですか。「安定した生活に必要な額」と「基礎的な部分に要する費用」、今の話ですと、この一番右の一番高いところが二項だといふと、二項の額の方が高いんですね。

○枝野議員 質問の意味がよくわからないんですけれども、高齢者等の安定した生活に必要な額に満たない受給者という場合の受給者の対象は、少しでも、一円でも最低保障年金がかかる人ですから、そういう意味では一番右の線のところの受給

者ということになりますから、どっちが高いとか低いとかじゃなくて、全然別のことを書いていますよ。

一項ではあなたが支給の対象になり得るのかというところを書いてあつて、二項ではどういふふうな方には減額をするのかというところを書いてあるのであつて、どちらかがどちらかの金額を示してそれでよしと決まる話じゃなくて、こういう人たちにこういうルールで減額すると書いてあることを言っているのであつて、何をお尋ねになつてゐるのか、さっぱりわけがわからないですけれども。

○宮澤委員 とにかく枝野先生は、本当に話を聞いていられるうちにわからなくなつてくるんですが、実は何にもおっしゃつていただいていなくて、十條全体で最低保障年金の制度といひますか額がわかるというふうなことをおっしゃるんですが、六万六千円程度は最低保障しますよということ、これはたしかきつちりおっしゃつていますよね。その額は、一項に書いてあるのか二項に書いてあるかと言つたら、全体で見てくれ、両方とも違つておっしゃるわけですね。

私は、素直に読むと、二項で読んで、徐々にそれを上限として全額減らせるよ、こう書いてあるような気がしてしやうがないんですけれども、二項の限度額といふのは今で言へば六万六千円かどうか、これは五十嵐提案者にぜひお願いします。

○五十嵐議員 そのように、現時点、我々は最低保障額を今これできちつと確定しているというわけではありませんから、我々はあくまでも決めた額が最低保障額になるというふうなことを考へておりますから、その時点で変わるということもあり得るというところでありまして、そのように読める、現行の六万六千円を最低保障額ということにしたいということであれば、仮定の上でありますけれども、仮定をそう置けばそうなる、そういうふうなことに読むこともできるということだと思ひます。

○宮澤委員 仮定を置けば、いろいろおっしゃつ

て、要するに二項がいわゆる六万六千円に当たる金額に対応するところだといふ話をされたんだと思ひます。

それで、もうともかく時間がこんなにかかると思ひなかつたんですが、一点だけ。これは御答弁が後ほどあればいいんですが、これは二項のところは、「生活の基礎的な部分に要する費用を賄う」という、正直に言つて、一項よりはかなり低いといひますか狭い金額になるような書かれ方をしているなと思つて、ここが六万六千円に対応する。

となると、ばつと私が思つたのが、三月にスライド年金の法案、民主党は対案を出された。対案を出されたのはいいことだと思ふんですが、でも、まさに六万六千円だか七千円の上限において〇・三％を減る、変えないという案を出されたんですけれども、その中で、第一條のところを見ると、「高齢者等の生活の安定を図る観点から一定の最低保障額の年金の支給を保障する制度を創設すべきである」、こういう表現があつて、まさに生活の安定を図る観点からこういう制度を設ける。これは、まさに一項に言つてゐる方の生活の保障に近いんですね。

これは六万六千円だとおっしゃつていて、このときは六万六千円を引いてきて、いろいろおっしゃるでしやう、理由はあるんでしやうが、とにかく、条文的にいいいますと、極めてこれは、本当に短い条文で凝縮しているはずにもかかわらず、一番大事な最低保障といふところかなりこれは難しいといひますか、矛盾を抱えた条文であるといひ私には思ひません。

古川先生、何か意見があれば言つていただきたい。短くお願いします。

○古川(元)議員 短く申し上げますけれども、これだけ国民の皆さん方が年金議論に対して本質的な議論を求めている状況の中で、私どもが前に出した物価スライドに対する対案と、これは別の法案です。その部分の字句の、一々そこが安定的なのか基礎的なのかといふところをめぐつて、こ

うしたことで時間が費やされるということは、宮澤委員自身も本意ではないと思ひます。

ぜひ、私も、もっと本質的な議論を、本当に今の制度でいいのか、それとも新しい一元化された制度であれば、その姿としてどれがいいのか。宮澤委員も、最低保障年金といふような考え方、そういうものが必要だといふ考え方は多分おありだと思ひます。そうであれば、どういふ考え方がいいのか、そういうものをぜひお示しいただきたい。それに対して、私どももきちんとお答えをさせていただきます。

○宮澤委員 与党は、まさに今の基礎年金、国民年金といふ問題で御提案を申し上げてゐるわけでありまして。

それで、ささいなこととおつしやいますけれども、古川先生は両方の提案者なんです。両方とも責任持つて出されていて、恐らく頭のいい古川先生ですから、条文はきつちり読まれてゐるはず。民主党案、民主党案といつたつて、いろいろなことが報道されてゐますけれども、案はもうここに書いてあるこれだけなんです。これだけなんです。これ以外の提案は正式じゃないわけですよ、言葉で何かおっしゃるかもしれないけれども。

そういう中で、その中の一つの柱です。最低保障といふ年金。その中でも詰まつていないようなものが出てゐるんじゃないか。あれだけ議論をされてきたにもかかわらず、随分詰まつていない。緻密な方が提案者にいろいろいらつしやつて、よく出てきたなといふことだけ私は最後に申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

十一條に、移行期間といふ条がありまして、これは大変難しいわけなんです。四十年かけて移行する、それはそうだと思います。二十歳の人六十になるまで移行は終わらない、こういうことは間違いないだろうと思ふんですけれども、その中で、またこれは大変細かいことだけれども、実は重要な話につながつていくんです。

十一條の二項に、新制度の、「年金制度改革の実施後に保険料が納付された期間に対応する所得等比例年金及び最低保障年金が支給される」、こう書いてあるわけですが、「納付された期間に対応する」というのは、当然、最低保障年金にも係るんですね。それだけ、係るか係らないかだけ、お願いします。

○古川(元)議員 当然、係ります。

○宮澤委員 大変簡潔なお答えで、久しぶりに安心をいたしましたけれども。

そうすると、旧制度下の未納、未加入の人については、新制度のもとに加入した以後しか対象にならない、最低保障年金、そう考えていいわけですね。

○古川(元)議員 新制度における最低保障年金はまさにそういう考えになりますが、今の未納、未加入の問題については、これはやはり別の考えの中で、政府もまさに今、無年金障害者の問題については政府自身が福祉的な措置でやろうと言っているわけでありますけれども、そういう問題の中でこれは考えていくという方法があると思っております。

○宮澤委員 まさに、その部分はその部分として、民主党案においても、この法案では要するに対応されていない。逆に言えば、新制度のもとで、要するに新たに加入した人が新制度の最低保障年金の満額をもらえるようになるのは四十年後、数字はまた少しいろいろこれから検討されるということになるでしょうけれども、四十年程度後にやっと満額がもらえる、こういうことでいいわけですね。

○古川(元)議員 そのとおりです。

○宮澤委員 次に、新制度のもとで、所得比例年金を納めなかった人、所得があるけれども納めない未納者も出てくる可能性は随分あるわけですが、けれども、こういう人は最低保障年金はもらえないわけですね。

○古川(元)議員 納めないということはどういうことなのか。私どもは、国税庁と社会保険庁を統

合して、そして歳入庁をつくって、そこで一元的に税、保険料、両方を徴収するということになっております。ですから、そういう意味では、納めないということとは、これは脱税をしているということに逆になるわけでありまして、税務署長も経験をされた宮澤委員のことですから、そういう人を放置するということが好ましいと思っておられるというふうには私は考えませんけれども。

○宮澤委員 今まで二、三問、素直にお答えいただいたので安心していただんだけれども、私の質問は、そういう未納、未加入の人は最低保障年金の対象になるのかならないのかだけですから。イエス・オア・ノーなんです。

○古川(元)議員 未納、未加入という問題は、私どもの中では、起こらないというふうにご考えております。

○宮澤委員 この制度で未納、未加入が起こらないと言いつつたわけだけれども、正直言うと、これは実態の、まさに経済人といいますが、国民、庶民、またはお金持ち、みんなそうだけれども、恐らくその気持ちとはちよつと違うのか。

未納、未加入が絶対に起こらないところで言い切られる自信のとは、何ですか、それは。

○古川(元)議員 逆にお伺いしますが、では、どういう場合をもって未納、未加入ということを想定しておられるのか、具体的に教えていただけたらすでしょうか。

○宮澤委員 自営業者に所得比例の、報酬比例の年金を入れるというのは大変なことなんです。大変なことなんです。まさに、今の未納、未加入以上に対象がやたらふえるわけですから。こういう話を

を入れて、まさに未納、未加入というものを想定しないで制度というのはできないと思うんです。だから、未納、未加入がもしもいたれば、要するに最低保障年金は出さないのか、未納、未加入でも出すのか。そこを考えないで、緻密な古川先生また枝野先生がこの提案をされたとは思われないんですよ。

ただ、ともかく時間がありませんので、最後に、十五條の関係で、まさに新しい制度を入れるために、その前にいろいろ前さばきをしなきゃいかぬということが書いてあるんですが、この中に大変重要なことがあるわけです。恐らく、これは民主党の中で本当に全員が御賛成されたのかなと、個人的な考えですけれども、思っているんです。

まず一つは、今の話につながるんですが、一番目に、俗に言う納税者番号のようなものが書かれているわけですね。これは実は、山井提案者がそこにいていただいたらぜひ山井提案者に質問したかったんですけれども、こっち側に隠れておられるから質問できないので残念なんですけれども。

この一号というのは、これは相当大変なことが書いてあるわけですね。納税者番号。今まで、グリーンカードを提案して失敗したりということをしていろいろやってきていますけれども、これはすべて金融商品に係って、まさに納税者番号的なものを導入しようということを今まで検討してきたわけですね。

今回は、自営業者の、ある意味では所得の把握が足りないとか、さらに言えばサラリーマンも、これは当然のことながら、給与だけではなくてほかにも副業をやっているような人からは恐らく保険料を取ることがあつて、そういう人も含めて、納税者番号でそういうものが起こらないようにするために、金融取引だけではなくて商取引自体に納税者番号を使わない限り、実的にそれだけの増収が出るとは、私にはとても思われないんです。

恐らくこれは、そんなことはこれからの詰め方で、こう逃げられるんでしょけれども、そういう大変重要な、極めてプライバシーというものをどうするかということにかかわるところをさらすところに書いてあるということは、一点、これは御指摘をさせていただきます。

それからまた、四号というところにもさら

と、相続税、贈与税のあり方を検討する、こう書いてあるわけですよ。公的年金の支給の財源の充実に資するために、相続税、贈与税、恐らく贈与税はつけ足ししようけれども、相続税を検討する。ということは、当然、増税の方向なわけですね。これは、財源の充実に資する。増税の方向であることは間違いないと思うんです。しかも、年金という何兆円という単位をまさにやっているときに、殊さらに、財源の充実、こう書かれているわけですね。

そうすると、私の乏しい経験、恐らく古川先生も経験されたと思いますけれども、相続税の増税をする、しかも課税最低限を相続税について下げ、そうしない限りは、これはそれなりの税収は上がらないわけです。民主党としてはそういうところまで考えてこれは書かれているんですね。皆さんの意見は一致しているんですね。

○五十嵐議員 必ずしも増税というわけではありませんが、しかし、それは、相続税の考え方からして、年金の使い残しが相続に回っているということも考えられるので、検討の一項目には入りませんね。その場合は課税ベースを、今余りにも制限されていますから、課税の水準は下げても課税ベースはもう少し広げるといことは考えなければいけないかなというのがあります。御存じのとおり、日本の相続税体系はちよつと特殊でございまして、遺産税に切りかえるということも検討しなければいけないし、検討項目はいろいろあると思います。

ただ、ここに書いてあるのは、直ちに増税というわけでもありません。増税ということも視野には入りますけれども、一方で、そのままだと、相続税の性格からいって、年金目的税の中に組み込むことは必要ではないか、そういう考え方がかなり強くなっているということも確かだと思いが、この点についても詰める必要があるというふうに考えています。

○宮澤委員 まさに正直にお答えいただいたと思うんですが、税率をどうするかという話は

別にしても、課税ベースを広げるということを考
えないと、まさに、財源の充実に資するレベルま
では間違いないか。

ただ、財源の充実に資する等のため、相続税の
あり方について検討を行い、必要な税制の改革を
行うとなると、これは減税はないですね。増税
ですね。ちょっとそこそこだけ。

○五十嵐議員 年金目的税の中に消費税だけでは
なくて相続税も入れるということが、念頭に置い
てのことです。増税もあり得るという話
でありますけれども、増税がそれで確定するとい
うことではありません。

○宮澤委員 要するに、増税をする可能性は否定
はしないけれども、目的税の方で特定財源化をし
てしまおうということも考えている、こういう御答
弁であります。

それを少なくともこの五年間でやってしまおうわ
けですね。五年間でやる。その確認だけお願いし
ます。

○五十嵐議員 調査会で議論するわけですが、可
能であれば実施したい、実行したいということだ
と思います。

○宮澤委員 相続税については、私個人として
は、まさに方向はおつしやるとおりだろうと思っ
ているところがあるものですからしたのですが、
まさかこれが民主党全員の同意のもとに出てくる
というのは、ありがたいような話だということふう
に実は聞いておりました。

そういう意味で、この十五条のところも、ま
さに所得把握の話について、プライバシーとの関
係等々をどこまでやるのかということになってく
ると、なかなか大胆なことを政府は言えなかつた
わけですね。自営業者の所得把握のために
相当な、まさに納税者番号を入れる。私の想像で
いけば商取引まで入れざるを得ないだろうなとい
うところを、民主党がまさに提案されたと考えて
いいんですね、このところも。

○五十嵐議員 私どもは納番制を入れたいとい
ふに思っています。

○宮澤委員 納番制というところで逃げられて、
中身については今おつしやらなかつたんですが、
商取引まで入れますか、入れませんか。

○五十嵐議員 そのことも含めて、ただ、取引の
方も、金融取引、足の速い金融取引については別
途、今いろいろな、二元的所得税論まで国は踏み
込んでおりませんけれども、そういう方向性も含
めて検討をしているところですので、含めて検討
していきたいというふうに思っています。

○宮澤委員 大胆な発言で、私は、今の発言は評
価しますが、これは本当に民主党が具体案を出す
ときに出来るのかと、人ごとながら実は心配を
しております。

まだ少し時間があるようでございますから、一
つ、支給要件について、これはほとんど書いてい
ないわけですが、たしか開始年齢について
は、とりあえずは六十五歳というふうなことを、
前回枝野先生、たつたか、おつしやったと思うん
ですが、それでよろしいですね。

○枝野議員 基本的に、今の雇用の実態から考
えると、六十五歳を動かすことは現状では難しいと
いうことですので、六十五歳ということで考えて
います。

○宮澤委員 考えられているのなら、そんな大事な
ことを条文に書けばいいというのが率直な印象
でありますけれども。

また、この中で、支給要件等々で具体的に書か
れていない話でいいますと、最低加入期間とい
うのは新制度はあるんですか。

○枝野議員 先ほどの話にもつながりますけれ
ども、今回、今度の制度の所得比例年金、すべて
の人が同じ制度に入って、例えば所得のない人でも
概念的にはゼロ円の保険料を納めている、しか
も、税と一緒にその手続を行うということになり
ます。

そして、移行のことを考えますと、例えば、今
既に五十代後半の方などが、二〇〇九年の時点で
あと一年間とか二年間とかという方を、それでだ

めとかということにはいきませんので、加入期間
という考え方は基本的にはない。

ただし、もちろん加入期間が短ければ、それだ
け相対的に納めた保険料の額が少なくなりますか
ら、従来の報酬比例の部分が少なくなりますし、
また、それに対応する最低保障年金の額というの
も、これは公平性の観点から、加入期間の短い
つまり、例えば海外におられた方についてはい
ろんな調整が必要だったり、そういう部分につい
ては調整は必要ですけれども、そもそもが、途中
から入るとか抜けるとか未加入とかという概念が
なくなりますので、そういう必要はないとい
うことになります。

○宮澤委員 もう時間がなくなりましたのでこれ
で終わらせていただきますけれども、最低加入期
間がないという問題は実はいろいろあると私は
思っております。

それから、未納、未加入がないことを前提に積
み立てているということは、それは、現実問題と
して、未納、未加入というのは間違いなく私は生
じると思っているんです、生じると思います。新
制度、もしもこれが実現すればすよ、まあ実現
しないからいいような話ですけれども、するとす
れば、未納、未加入の話というのがあつて、これ
は全く前提としていないといういろいろな答弁
は、納得いかないものがございます。

さらに申し上げれば、最初に、図を説明して、
随分長く御答弁をされて、なかなか実のあるお答
えはいただけなかつたんですけれども、まさに民
主党が提案されているこの条文、提案されたこと
自体は私は評価をしていますけれども、しかし、
この中に書かれている条文がすべてですから、提
案者の意思というものは、立法者の意思というも
のは、もちろん解釈のときに使えますが、絶対の
ものじゃないわけですね、御存じのように。まさに
条文が基本なんです。民主党が新聞発表されてい
るような図は書けます、間違いなくこの条文で、
その条文と矛盾していることはない。しかし、そ
うじゃない可能性を幾らでも秘めているこの条文

である。
まさに、民主党が出した案というのは、今まで
先輩委員が大増税改革だとかいろいろおつしや
つていましたけれども、私はこの条文を読んだ印象
を申し上げれば、民主党が我々の案であると言
っていることだけがこの条文に書かれていること
じゃなくて、実は、低所得サラリーマンが損する
かもしれないというような案にすら行けるよう
な、まさに、民主党の案は、幻想でありイリュ
ージョン、蜃気楼みたいなものだ。あるあると
言っているんですが、実は条文の中には一切書い
ていない。そういう蜃気楼の改革案だということ
を御指摘させていただきまして、質問を終わらせ
ていただきます。

○衛藤委員長 次に、中西一善君。

○中西委員 自由民主党の中西一善でございます
。宮澤議員に引き続きまして、民主党案に対し
まして質問をさせていただきます。

先ほど最後に宮澤議員がおつしやりましたが、
民主党自体がこういう法案を出されたということ
は本心に評価に値するし、さきの総選挙がマニ
フェスト選挙ということで、政策そのものが国民
の目から非常に評価をされた、そういう政治の状
態になつてきたことは、私はすばらしいことだと
思います。

しかし、民主党さんが十月にマニフェストの中
で民主党案というものを提出しておきながら、九
日まで、対案、マニフェストの中で約束をしてい
た法案が出なかつた、全く出ていなかった。そう
した中において国会が空転をしたということは、国
会というのは、小泉総理の発言とかそういうこ
ともございましたが、論議を通じて議論を深めて
いく場なんです、国会……（発言する者あり）

○衛藤委員長 答弁者は静かに。

○中西委員 対案を出さないで我々で党だけで、
質問の委員会を回すなどということは、私は政治
家にあるまじき行為だと思ひますし、空転させた
期間は国会議員の義務というものを放棄した、か
つての社会党を見ているような、私は一個人とし

て思ったわけでありました。

いずれにいたしましても、これから質問をしようと思いますが、今回民主党が出された高年齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案、これが民主党の法律の名前でありましたが、これはやはり先般の第一委員会室での質問にもありました、五年間先延ばし法案、全く、検討しようじゃないか、役所の言葉で何々を検討いたしますという言葉が出ますが、まさに検討します法案としか言いようがないように私は思えるわけでありまして。私はそのように感じておりますし、国民の皆様が実態を知れば、そのように思うのではないかなと思われまして。

いずれにいたしましても、年金というのは負担と給付の関係を明確にすることが年金なんですよ。全く今回の法案には数字が入っていないじゃないですか。これは入っていると云えない、どう考えても入っていると云えない。我が党の大野議員が先般質問したように、まさに年金というのは数理の世界ですよ。年金は数理の世界であって、数字が入っていない、全く数字が入っていない、与党案には数字が入っているんですよ、五年間先延ばしするということは、私は非常に情けのないことであると思えます。

また先般、どなたかの答弁で、政府が数字を出さない、数字を出さないと云っておりましたが、大体、国会議員というのは国政調査権を持っているわけですよ。何が数字を出せない。私は、国政調査権を……(発言する者あり)国会議員は国政調査権を持っているんですよ。(発言する者あり)若干正確でなかったところは訂正をさせていただきますが、いずれにいたしましても、公党たる民主党は、その調査能力というものが問われるわけですよ。調査能力……(発言する者あり)これ、何かおかしいんですか。(発言する者あり)調査能力がないというよりは、低い、非常に低いと言わざるを得ないわけですね。(発言する者あり)

○衛生委員長 続けて。

○中西委員 では続けます。

いずれにしても、五年間先送りということは、その五年の間、相当な穴があくわけですよ。先般、北側議員が質問をして、厚生労働省の局長答弁でありましたが、五年間先送りによって、仮に、一八・三、五年間全く何も制度をいじらなかつたということですよ。大体、答弁席からやじらないでください、質問のしようがありませんから。(発言する者あり)

○衛生委員長 答弁者、静かに。
○中西委員 こつちが質問をしたときに答えていただきたいと思えます。話を集中してできませんから。民主党も、もうちよつと真摯にやってください。

一八・三というものを指す、これを五年間先送りすれば、給付率は将来的に四七・七になるということを局長は答弁しました。逆に、五〇%をキープするということになれば……(発言する者あり)局長が答弁したんですよ。一九・三%。まさに労使折半で一九・三%、プラス一%増加するというような、やはりこれは国民に非常に大きな負担が、我々がもたせると、かかるわけですよ。

これは自由民主党とか民主党という問題ではない、我々、党利党略じゃなくて、国民のことを思ってやらなきゃいけない、私はそう思いますよ。だからこそ、いち早く法案を成立ということでは、国会議員の責務ですよ。

だけれども、五年後にスタートします、五年間協議会を設けます。私は、この間どれだけ国民の損失というものが増加していくのか、心配でなりません。
それでは、具体的な質問に入らせていただきますが、まず、生活保護と民主党の……(発言する者あり)
○衛生委員長 静粛に。
○中西委員 民主党の最低保障年金の関係についてお聞きしたいんですが。
ちなみに、この生活保護、一年間に幾らかかっ

ているか御存じですか。(発言する者あり)うるさ

いな。(発言する者あり)これは民主党に聞いています。民主党、古川さん、答えてください。

○枝野議員 政治家同士の議論ですから、いろいろな議論の流れの中で、通告のない質問とか、いろいろ出てくることはあり得ると思いますが、数字をお聞きになるんだつたら、やはり通告するの筋ではないでしょうか。

ただ、一・五兆から一・六兆というふうな理解をしています。正確かどうかは自信はありませんが、それぐらいだと理解をしております。

数字を聞くんだつたら、通告するのが礼儀ですよ。
○中西委員 それぐらいの数字では大体合っていると思えます。

いずれにしても……(発言する者あり)いや、私は民主党に聞いています。

○衛生委員長 御静粛に。
○中西委員 今、質問通告の話が出ましたが、私はしっかり出しましたので、そういうことを、私の質問以外のことを枝野議員が答弁するのは……(発言する者あり)

○衛生委員長 ちよつと、発言者、理事とそんなことやり合わないで、発言者は質疑を続けてください。

○中西委員 はい、質問を続行いたします。
ちなみに、六十五歳以上ぐらいの夫婦で生活保護、いわゆる一級地の一、こういう規定を言いますが、夫婦二人でどれぐらいの年金をもらうか御存じか、民主党さん、お答えください。古川さん、お答えください。

夫婦二人、六十五歳以上ぐらいの夫婦で、大まかで結構です。詳しい数字、正確じゃなくて結構です。大まかに、夫婦二人で大体、生活保護で、一級地で幾らくもらっているか御存じですか。(発言する者あり)委員長。

○衛生委員長 中西一善君。
○中西委員 これはお答えできないわけですね。では私が答えますから。

大体十二万二千円ぐらいもらえるんですよ。(発言する者あり)わかりました。十二万二千円ぐらいもらえるんですよ。十二万二千円。となると、これは、最低保障年金と生活保護の整合性というのはどうなるんですか。両方とも……(枝野議員「さつき聞いていなかったのか」と呼ぶ)いや、何回も聞くんですよ。何回も聞きます。生活保護と最低保障年金、ともに税負担ですよ。ともに税負担ですけども、この整合性はどうか考えていますか、枝野さん。

○枝野議員 いいですか。年金については、まさに権利性を持って、老後の生活のベースになる部分をしっかりと保障しようということとで保険料を納めているという、負担との対応で権利としてしっかりと持つ。それについてだけでは、今の、例えば最低保障年金、満額にいつた場合でも、生活保護として憲法に基づいて保障されるべき金額に達しないケースはあり得ると思います。ただ、生活保護の場合は、他の要件が加わる。つまり、資産の要件だの多々要件が加わります。そうした要件も満たしていないと、年金額も生活保護の水準に達していない方には、それは生活保護の概念、概念に基づいて、年金に加えて生活保護が与えられるというケースは十分にあり得ますが、しかし、そのためには、資産要件その他の厳しい要件があります。

年金は、どのような資産を持っていようと、現役時代に納めた保険料に対応する権利として、それは一生の間納めた保険料が我々の新制度でゼロ円だったとしても、最低保障年金として、権利として保障する、この部分のところには、明確な考え方、哲学、それから意味の違いがあるというふうに考えています。

○中西委員 今、長く御答弁いただきましたが、なかなか国民には理解されにくい答弁だと思えます。(発言する者あり)

○衛生委員長 御静粛に。
それから、提出者は、それ以外のことはあれしないうでください、やじらないでください。

ことになりまして、これは低い保険料になることは間違いありません。

そして、しかも中西議員自身も、御自身がいろいろ事業をやられてわかつていらつしやうと思ひますが、いわゆる皆さん方言われていらつしやうような自営業者というのは、ほとんどの人が法人成りをしている。法人成りをして自営業者でみえる方々というのは、その部分では雇われている形になるわけでありまして、事業主の方が負担する厚生年金に加入している可能性が高いわけでありまして。

それ以外のもっと高い所得の人ということで自営業者を考えると、これは弁護士とか医者とかいう、いわゆる士業を中心にするような人たちではないか。この人たちについては、これは所得に応じた上限を設けなければいけないと思ひます。

この保険料の部分については所得控除ができませんから、保険料が天井なく所得比例で納められるということになりますと、これは節税効果ということも、減税効果も非常に大きくなってまいりますから、天井は設けなければいけないと思ひますが、こういう高額所得者については、所得比例で保険料を求めても、それは重い負担というふうには考えないでいいかと。むしろ、この部分は、今までそういう支払い能力があるにもかかわらず、一万三千三百円、それに返ってくる国民年金しかなかった、基礎年金しかなかった人たちに對して、所得に應じた所得比例年金が保障されるようになる。老後の安心がそういう人たちに對してもきちんと確保される。そしてまた、低所得者の人たちについては今より保険料負担が小さくなって、それに最低保障年金が加味されて、そうした低所得者の人たちに手厚い年金が保障される形になる。

まさにその点が、中西議員自身が、弱い人々を大事にしたいということを御自身述べておられるわけでありまして。ぜひその点は、私どもの案をよく御理解いただきたいと思ひます。

○中西委員 もう時間が余りありませんので、今、ちよつと答弁漏れが一つありましたが、いずれにいたしましても……(発言する者あり)どういう所得に課税するのか、短く答えて、短く、短く。

○衛藤委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○五十嵐議員 たくさんの御質問をいただいていて、手を挙げてゐるのに答弁漏れがあるということはないでしょうか。

まず、申し上げますけれども、自営業者の所得については、これは、総収入から必要経費を引いたもの、それからさらに諸控除を引くと課税所得になりますけれども、そこまでは考えておりませんので、一般的には総収入マイナス必要経費ということであるべきものだろうと思ひます。

ただ、一般の勤労者との比較においては、今でも青色申告控除が、勤労性の所得の部分と、あるいは出資に対する配当といふ部分と、事業所得の部分とありますので、そのバランス論についてはいろいろありますから、我々は、総収入マイナス必要経費を全所得と把握して、それにかけてもいいというふうに思ひますけれども、それは、判断をこれからすればいいことだろうと思ひますね。

○中西委員 いずれにしても、これから決めることだから、非常にこの法案は穴だらけと言わざるを得ません。

いざにいたしましても、自営業者は地域の核ですよ、商店街も含めて、八百屋さんも含めて。そういうものを崩壊させてしまつたら日本の土台が崩れる、中小零細企業、それこそ零細業者を破壊すれば日本の土台が崩れるということを一言申し上げます。

また、一点聞きたいんですが、月百円とか千円の保険料というものも発生すると思ひます。百円取るのに幾ら徴収コストがかかるのか、こういうことをどう考えているんですか。

○五十嵐議員 それは、一体どのぐらい所得があるのか、所得階層とトータルの話ですから、所得階層別の数字を、これは厚生省から出していただ

かなければトータルなことはわからないということだろうと思ひます。

○中西委員 私が聞きたかつたのは、百円でも徴収するのかどうか、どこかで足切りをつくるのかどうかというのを聞きたかつたんです。ただ、御答弁がちよつと違つたので、結構でございます。

所得再配分について聞きたいんですが。

先般、これは、大野議員の質問に古川議員がご答えしたんですが、その中で、現行の年金制度は、社会保険といひながら、そこに再配分機能を持ち込んでいます、それが負担と給付の関係を不透明にし、それが制度への不信感の一因となっていると考えます。要は、社会保険というものに再配分機能を認めないというお考えのようでありまして、介護保険とか医療保険も、それこそ所得に比例して負担をして、そして給付がある部分に持つてゐるんですよ。

また、市場原理の大きいものであるアメリカにおいても、年金制度は再配分機能を確実持つてゐる。保険といふのは、そもそもリスクをみんなが負担する、これは社会保険のもとですよ。これが私は共助だと思ひますが、古川さんがそれを切つて捨てたわけで、ちよつとまとめて質問したいわけでありまして、どうしてこの再配分機能といふものを、これは弱者いじめとしか言ひようがない。このことをちよつと御答弁いただきたいです。

○古川(元)議員 官僚に頼らず法案をつくりたいというふうな抱負を述べられてゐる中西議員が、せつかく当選されて、私は元官僚として御忠告いたしますが、官僚の人たちは非常にそういう、丁寧に新人の人たちには御説明をいただけますけれども……(中西委員「失礼じゃないか」と呼ぶ)そういう点からいいますと、今回の、今御指摘のこのこの保険の問題、私どもが言つておりますのは、社会保険といふものは、これは社会全体でリスクを分配していく、そういうものが基本であ

る、ですから負担に應じた給付を行う、それが原則である。ところが、現在の、今の日本の年金制度といふものは、社会保険を基本としながら、これは基礎年金の三分の一が税である。これを二分の一に引き上げようとしてゐるわけでありまして、その部分の税と保険との関係といふのは非常に不透明なんですね。税で私どもは、基本的に所得の再配分を行つていくべきであるというふうな考えてゐるわけでありまして。

ですから、私どものこの新しい、民主党が考えております年金制度は、保険料に基づく所得比例年金と、そして税に基づく最低保障年金、保険料の部分については、負担と給付の関係、そういうものを明確にして、負担に比例して給付も行われ、そういう形でリスクの分配をするともに、所得再配分の部分については、税で賄われる最低保障年金によつて行つていく。そのことによつて、老後の国民の皆さん方に最低限の所得を保障していく。そういう、公的年金に求められる役割といふものを、所得比例年金と最低保障年金といふ、保険と税の組み合わせによつて実現をしていくといふことを提案させていただいてゐるわけでありまして、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○中西委員 時間が来ましたが、今の答弁を聞いて、実に子供じみた答弁で、古川さんは役所出身だからそれなりの、さつきから役所出身役所出身と言つてゐますが、私は民間出身ですよ。あなたに私の質問のものを、一年生議員だからなんてただされるいわれは一切ない。極めて失礼です。失礼だよ。失礼だから、そのことは、あなたは反省をすべきだよ。それを一つ申し上げます。

そして最後に、答弁は要らないけれども、俗に言う保険料の未納率三七・二%、これは、保険料の未納率ですよ。被保険者でいつたら、一号被保険者でも一七%。一号から三号まで合わせれば、五・五%ですよ。あたかも、民主党は、百人歩いていると四十人近くの人々が保険料を払つていないから日本の制度は終わりだといふようなことを大

大きく大きく宣伝していますが、私は、そういうようなイメージになる……(発言する者あり)いや、イメージの話をしているんです。イメージのことを言っているんですよ、私は。イメージのことを言っている。そのような答弁をしたとか一言も言っていない。そのようなイメージがありません。だから私は、例えば厚生年金であれば、まじめなサラリーマンの皆様は源泉で取られて二・四%しか未納率がないわけですよ。そういうしつかりやっている部分も、しつかり皆さんは頭に入れないからこれからそういうことを、発言を、法案の作成並びに政策形成というものをぜひとも行っているに違いないということをお願い申し上げます。答弁は結構ですから、質問を終わります。

○衛藤委員長 次に、福島豊君。

○福島委員 公明党の福島豊でございます。大臣、また副大臣、答弁者の皆様、大変に御苦労までございます。昨日通告させていた、さまざまな質問に沿って、質問を行いたいと思っております。まず初めに、私がお聞きをしたいことは、一元化という言葉が大変大きくクロージングアップされておりまして、一元化がイコール抜本改革である、一元化が抜本改革でないとは申しませんけれども、そのみがあたかも抜本改革であるような誤解を私は国民に与えるのではないかとこのように思っております。

といいますのは、これは遠くでちよつと見えませんが、答弁席から。(パネルを示す)要するに、公的年金の加入者というのは、七千八十八万人いる。そして、その中で順番にグループを分けると、厚生年金のグループが三千百五十八万人、共済が五百十八万人、三号が千三百三十三万人ですね。いわゆる国民年金の方が二千二百七万人いる。そしてその中で、未納、未加入というのが出てくるわけでありまして。

私が今思っておりますのは、年金制度が大変大きな曲がり角にきているのは間違いない。その最大の理由は、少子高齢化であります。日本の社会が人口構造の大きな変化に直面している。今ま

で政府の推計というのが間違ってきたということ、これは認めるのにやぶさかではありませんけれども、この事実がだれも私は否定できないと思っております。そして、それに対してどう対応するのか、その仕組みをどうするかという問題なんですね。一元化の話は、未納、未加入の問題が大切な問題でないと言いつもりは全くありません。ただ、厚生年金のグループにしても、共済のグループにしても、国民年金のグループにしても、それぞれ集団は異なりますけれども、少子高齢化という状況というのは全く変わらないわけでありまして。変わらないもの同士をくつつけたからといって、それに対する答えになるのかということがあると思っております。ですから、本質は、民主党がおっしゃりたいことは一体何なのかということを確認にする必要があると思うんですけれども。

これも非常に遠くで、わかりにくいわけでありまして。(パネルを示す)課題を幾つか分けてあるわけでありまして。少子高齢化の進行にどう対応するのか、そしてまた年金制度の分立という問題に対してどう対応するのか、国民年金の抱える問題に對してどう対応するのか、このぐらいに大きく分かれるんだらうというふうに私は思っているわけでありまして。

少子高齢化の問題というのは、先ほど申しましたように、どの年金のグループにおいても同じであります。年金財政が窮乏する、世代間の不公平があるじゃないか、それに対してどうするんだ。年金制度の分立の問題というのは、確かに制度のわかりにくさというのをもちましておるわけでありまして。ただ、社会保障制度というのは、医療保険でもそうでありまして、経路依存性というのがあります。歴史の同じ時点にすべてがスタートしたわけでありまして、いろいろなものが組み合わさって出てくる。ですから、これを変えるのは、緻密な議論をしないとなかなか難しい部分がある。国民年金の問題というのは、確かに、未納、未加入の問題というのはある。ただ、やはりこの三つの問題の中で一番大きい

のは、少子高齢化に対してどう対応するのかという問題ではないかというふうに思うわけでありまして。

そこで、あえてもう少し言っておきますが、要するに、その中で民主党の法案は、これは法案と言には余りにも未成熟でありまして、対案と言つていいのかわかというふうには私は率直に思っています。失礼な言い方で大変恐縮ではございますけれども、しかし、一つの御提案をなさったということとは間違いないわけでありまして。そしてまた、その中に込められている思想というのがどういふものなのかということについてはいろいろな形で議論した方がいいと思うので、私はこういう形で申し上げております。

その中で、これは第九条に書かれておる話でありますけれども、給付の調整をどうするか、これははつきりと書かれておるわけでありまして。それはスウェーデン方式の一部でありますところのみならず確定拠出方式、要するに、自分の納めた保険料総額、そしてまた自分の受給するものが大体等しいような制度にしよう、まあ、これは大体であります。そこところは、必ずしも一致するといふわけではございませんで、条文でいえば第九条の二項では、できる限り等しくなるようにと。できる限りという言葉がいろいろあるように、これは先ほど宮澤委員からの話がありましたけれども、基本的にはこういう思想なんだらうと思うんです。

一方で負担の方はどうするかという、保険料は固定します、一三・五八である。このところも、数字が具体的に書かれておるわけでありまして、数字が具体的に書かれておるわけでありまして、将来どうなるかわかりませんけれども、固定するということは一緒である。その足らず分をどうするか、それを消費税で賄います、こういう提案だと思っております。

ですから、一元化の話は錯綜しまして、少子高齢化に対して、政府案では、私どもは、マクロ経済スライドで給付の調整はします、こういうことが一つの柱。二つ目の柱は負担の方でありますけれども、

れども、一八・三%までは段階的に引き上げさせて、これは厚生年金の話でありますけれども、そして、それによって負担と給付の見直しを行う、これが一つの大きな柱でありまして、少子高齢化にどう対応するのか。それに対して民主党の提案は、みなし確定拠出方式というものを導入して給付の調整をする。ただ、完成するのは四十年先でありますけれども。そして一方では消費税で財源というものを賄うという整理の仕方が、議論としてはかみ合うんだというふうに思うわけでありまして。

ですから、このところは、一元化の持つ意義というのか、そういうものをどういうふうにかえておられるのか、再度確認をさせていただきたいと思っております。

○枝野議員 大変本質的な議論をしていただいて、ありがとうございます。今の御指摘、かなりの部分、私どもも同感をする部分がございます。

ただ、問題点として二つ申し上げたいと思っておりますが、一つは、まさに少子高齢化をどうやって解決するか、その問題に取り組むかというときに、特に厚生年金の保険料率でやっていくということ、これは二分の一が企業負担ということでありまして。現状でも、既にかなりの企業が、社会保険料の企業負担に耐えかねて、非正規雇用へとどんどん移しているという実態があります。

これからの日本経済、日本社会を考えたときに、これをさらに保険料率を、しかも十四年間にわたって上げていくというようなやり方をした場合には、ますます雇用を空洞化させて、そもそも、厚生年金の加入者自体の数が大きく減っていくのではないだろうか、そのことは社会全体の安定あるいは将来の老後の安定という観点から問題ではないか、そういう意味で消費税でやった方がいいんではないかということが一つです。

それからもう一つは、先ほど来少し出ていますけれども、なぜ今、税の負担が必要かということについては二つあります。

一つは、これからは少子高齢化は進んでいきます。その部分についての負担をどうするかということは一つあります。

ただ、もう一つ、より大きいのは、これまでの年金制度で、保険料を納めてきていただいた皆さんに政治が約束してきた給付水準をお支払いするために、今までお預かりしていた保険料の水準が低過ぎた、つまり、過去において、負担と給付の水準のバランスのとれない形で保険料をいただいていた、その穴があいている。これを何とかしないといけない。ある程度は高齢者の皆さんに給付の水準について御理解をいただく。その部分は、与党の皆さんと私ども、基本的には大きなことは変わりません。しかし、それではもちろん足りない。その負担をこれからの現役世代にだけ負担をしていただくということがいいのか。それとも、これは政治全体が間違えてきた、そのツケでありますから、それは全国民で負担の能力に応じて負担をしていただくということの方がいいのではないか。そういった場合には消費税の方が現役世代の保険料という場合よりもいいのではないか。

この二つの理由で、消費税でお願いをすることの方が保険料の引き上げというやり方よりもずっとフェアではないか。

そして、こういう形で税でやっていくということになったときには、今のよう三つの制度に分かれていると、その税がどこにどういふふうに分けられるんだというのが非常に複雑になる、公平さというものがよりとれなくなりますから、税でやるということの裏づけとしても一元化は必要である、こういうことであります。

○福島委員 ですから、今の御説明の中で、最後にありましたけれども、一元化ということが本質といいますが、大切な課題なんですけれども、というよりも、保険料で賄うのか税で賄うのかという議論だ、そしてそれは、保険料で賄うよりも消費税で賄うという方がより公平性が確保されるんではないかという主張だと御理解してよろしいか

と思うんですけれども、そのところを私は、ちよつと、答弁に合わせまして質問が前後します。

一体、消費税が幾ら要するのかという話は、先般の委員会でも質問されましたし、時間があれば、詳しく、こういう試算をすると、前回の委員会でも局長が、政府参考人が答弁したことは決して根拠のない数字ではないということをお示ししたいと思います。

そのことはさておきまして、保険料か消費税か、確かに性格の違いがあるわけですよ。保険料の場合には、企業に応分の負担をしていただくということだと思えます。消費税の場合には、企業の負担というのは軽減をされます。

これは哲学の問題にもなるわけでありますけれども、例えば、ヨーロッパの年金制度を見ても、私は、企業の負担というのはもう少しあつてもいいんじゃないか、そして、その負担を軽減させることによって、国民にその負担をつけかえるということとは私はどうなんだろうかと。これは一八・三％という保険料の考え方になるというふうに思えます。そしてまた、世代内の公平ということを考えてときに、もちろん消費税というのは逆進性というものがあつてあります。このところをどう考えるんだ。また、自営業者の方に関しては、これは新しい所得比例年金になりますから、二重の負担だということも言えるわけであります。

一方で、保険料というのは応能負担でありますから、そういった世代内の公平ということを考えてときには、どちらがいいのかという話が一つある。そしてまた、世代間の公平ということでは、いわゆる過去債務の話、過去にお約束した年金の給付を現役世代だけに負わせるのはどういうことなのかという話がありました。

ただ、この話は、保険料を消費税にすることによって一定の緩和は当然理屈的にはされるという話になりますけれども、グループ間の問題があるわけです。それは、基本的にサラリーマンのOB

の方に對しての年金の給付を、一般の国民ですよ、自営業者の方、こういう方も負わなければいけないという話になるわけであります。過去債務、いろいろな数字がありますけれども、四百五十兆とか五百兆とかという話があるわけでありまして、そういうものを国民全体に負わせる。これから保険料を上げないわけでありますから、そのツケを全部はかのグループの人が賄う。

もつと言いますと、逆進性がありますから、高い年金をもらつていらっしゃる、これは民主党の御提案では、どうも給付の調整をするという話に余りなつておられないようで、現行の制度のままでいくというお話になつていらっしゃるわけでありけれども、それは……(発言する者あり)いや、書いてある、ちゃんと、それ。それは書いてあるの。原則的にとかそういう書き方になつてはいますけれどもね。

それは、サラリーマンで高所得を得ていた人が高い年金をもらつていますよ。そういう方がこれからずっと年金をもらい続けるその財源のために、自営業者の方も含めた、そして所得の低い方も含めて消費税でちようだいするというのは、私はなかなか、はあ、そうですかというふうには理解できないんですけれども、この点についてはどうお答えしますか。

○古川(元)議員 福島議員から、今の年金制度の持つている問題の本質というのは少子高齢化だという話がありましたけれども、もちろん少子高齢化もあります、同時に、社会構造が大きく変わつてくる。

例えば、今の御議論というのは、サラリーマンはずっとこれからのサラリーマンであり続けるといふ、要は、厚生年金の部分の過去債務の部分を厚生年金の加入者だけで賄うという前提は、それはサラリーマンはサラリーマンで全部賄う、そういう発想だと思ふんですが、実は、今のばらばらになつていく年金制度の今後を考えると、大きな問題点はまさにその部分に隠れているんですね。例えば共済年金、公務員はこれからどんどん

数が減つていきます。そういう中で、では、共済年金、ただでさえ今の厚生年金よりも厚い給付が約束されているわけでありますね。それを少ない人数で本当に賄えるんですかと。今のばらばらの制度をこのまま続けていけば、制度間の不公平や不均衡、給付と負担、そのアンバランスというのはますます拡大していく。

我々が今一元化が必要だと言ふのは、今の現行制度では、世代間や、同じ世代の中でも職業によつて負担と給付がばらばらだ、その世代間のそうした不公平や、そして世代内の不公平、それをなくすためには、今こそ一元化された新しい制度をつくるというところに踏み込んで、そしてその制度と今までの制度の中の負担をどういう形で分担していくのか。

まさにこれは一種の不良債権処理のようなものでありまして、その不良債権処理の負担の分担のルールとしてどういふ形がいいのか。政府・与党が言われるような、保険料を上げる、給付を下げる、そして増税をする、この三点セットがいいのか。我々は、そうじゃなくて、その部分については基本的には消費税という形の薄く広く賄う税によるものがないんじゃないか、ただし、消費税を引き上げるときには、当然、逆進性対策というものも含めて、これは消費税改革も含めて同時に行うということ、過去の債務の部分、これまで約束をした、今の制度でこれまで生じてきたゆがみや、そうした不良債権とも言つていいような部分について、この部分はそういう公平なルールで整理をする、負担の分担をするのが好ましいんじゃないかという考え方のもとに、私も民主党案を提案させていただいているわけでございまして。

○福島委員 答弁が随分ずれておりました、サラリーマンから自営業者に移行する人が出てくるかもしれないという話でありました。しかし、そういう方は現行の制度では、移つて、新しいグループのところでサラリーマンOBのための負担までさらにしなきゃいけないのかと言われると、

首をひねるんじゃないかと私は思いますね、むしろ。

ですから、それは、今の答弁というのは、果たして、グループ間の年金制度の違いというのは、果たして、その中で負担と給付の財政均衡というのが図られてきた、そしてそれを、過去にたまたま分を全部で負担する。これは、受け取る側の理屈としてはいいかもしれぬですけれども、払う側の理屈としてみれば、なぜそういう負担をしなければいけないのかという話だと思えます。

そして、所得比例年金が創設されるにしても、自分がそれで給付を受けられるようになるまでというのは随分長い期間があるわけでありまして、その期間の間にこの過去債務というものを払い続けなければいけないというか、消費税で負担をしなければならないという話にはならないと私は思います。ですから、それは払う側の立場に立つて物を少し考えていただきたいということを私は指摘したいわけでありまして。

そして、今、御説明の中で飛んでしまいましたのは、ちよつと話が、質問が飛びました。給付の調整をどうするかということなんです。このところが今までも余りはつきりと、委員会の答弁でもありません。それで、民主党の今までの御説明では、払った保険料の分だけ年金が戻ってくる制度なんです、こういう御説明をしておられます。それは、二〇五〇年ぐらいに人口構造が安定化してくる、そして、みなし確定拠出であるということからそういうふうになるというふうに説明しておられるのかなと私は思うわけでありまして。ただ、それについては、簡単に説明するところという説明があります。これも全然見えませんが、余り役に立ちません。(パネルを示す)これは、四十年間納めて二十年間もらえる、こういう説明は民主党の皆さんもしておられたと思うんですけれども、そのときに負担と給付がどうなるのか。これは、人口構造が変わらなくても、現役世

代と受け取る世代の比率が変わると、自分の納めた保険料が全部戻ってくるわけではありません。

そして、実はもう少しお聞きしなければいけません。それは、第九条の中には、単年度ごとの財政収支を図るということが書いてあるわけでありまして。徴収した保険料と、そしてまたお支払いする年金と、具体的に条文を読みましよう。「各年度における所得等比例年金の支給に要する費用の総額は、原則として当該年度において納付された保険料の総額をもつて賄う」と。そして、一方で、支払った保険料と給付というものができる限り等しくなると。

これは、スウェーデン方式におきましても、この二つというのは論理的に結びつく話ではありません。今のように変化が出てくるわけで、必ずしも戻ってくるというわけではありません。ですから、財政調整というものをしなければいけないわけでありまして。そここのところについては余りにも、できる限りとかという表現でありまして、具体的な考え方が示されておらない。これはやはり説明していただく必要があると私は思います。

○古川(二)議員 私どもは、所得比例年金、負担に比例した形で給付が戻ってくる、そのところについて、これは前から御説明しておりますように、そこがバランスがとれるだろうということには、大体、二〇五〇年程度になりますと、そこは人口構成が安定してきて、現役世代とそして年金受給世代との人口のところで大体バランスがとれるだろうから、そういうところは見通せるというふうに予測をしているわけですが、福島議員がおっしゃるように、全体のところの状況が大きく変わってくるようなことがあれば、それは確かにそういう問題というのは起きてくると思います。

しかし、私どもの前提としておる数字は、それは政府がつくっておられる数字を前提に計算をしているわけですね。私どもは、政府の出しておられる数字自体が、これには極めて疑問を感じてお

りますが、しかし、私ども、それ以外に、数字を使う、そういうすべがありませんので、やむを得ずこれは政府のものを前提に計算をさせていた、だっている。ですから、そういうことを言われるのであれば、それは政府の出している数字自身が、これが余りきちんとした確証もないようなもの、だというふうに考えなければいけないのかなと、聞いておりまして思いました。

また、所得比例年金は、確かにそういう意味では若干のふれといふものはあり得るかもしれませんが、しかし、そこに私どもが、まさに所得比例年金にプラスして最低保障年金という税財源による年金をつけ加えたというのは、まさにその最低保障年金をつけ加えることによつて、これは、最低限の年金額といふものはどういう状況になつてもすべての世代に保障されるような、そういう仕組みといふものを、そこは制度の安定化措置として設けたわけでありまして、ここは、私は、ぜひこの所得比例年金と最低保障年金、この二つを組み合わせ、新しい私どもの年金制度であるという御理解をいただきたいと思ひます。

○福島委員 お答えになつていないと私も思うわけですが、これは定性的な話であります。数字の話ではありません。予想の話でもありません。そういう仕組みがないと論理的に結びつきません、こういう話であります。

また、納めた保険料がすべて戻ってくるんだ、こう御説明されましたも、人口構造が受給世代に比べて現役世代の比率が大きく変わった状態であれば、今それが進行しているわけでありましてけれども、それは定性的にそうはなりません、こういう話を申し上げているわけでありまして。そういうことでありまして、数字の問題ではない、こういう話であります。(発言する者あり)いや、そういう議論では余りないんですが。

議論がかみ合いませんので、私も質問を先に進ませていただきたいというふうに思っておりますけれども。

先ほど古川議員の方から御説明がございました

た。所得比例年金というのは、単純に言いますと、国民年金を厚生年金みたいにして一階の部分以外は外す、こういう単純な理解の仕方もあるのかなと思つておりますけれども、今よりも負担というものの方が軽くなります、こういう御説明でありました。それは数字的に違ふと私は思ひます。

これも見えなくて大変恐縮でありますけれども、(パネルを示す)現行の国民年金、これはお配りすればよかつたんですけれども、国民年金の保険料は、半額免除とか免除制度があります。

今回、多段階免除にして、そして、できる限り未納の人を減らそう、そういう改革もやりまして、そしてまた、所得に關しても見直しをするということになつておりまして、この階段——階段ぐらゐは見えますでしよう、それで、一三・五八%も取るんだと、先ほどの答弁ですとそういうことだといふふうに私は思ひますけれども、これは、こういう線になります。

ですから、これは、こちら側の方は四人世帯であります。自営業者の御夫婦と子供が二人いる。こちら側は単身の場合であります。単身の場合は、この階段がありますけれども、やはり階段、ちよつと重なるところもありますけれども、見直しをするところと下がりますけれども、所得比例年金の方が低所得者においても保険料は高くなります、こういう制度がありますから。ですから、先ほどの古川議員の御答弁というのは当たらないと私は思ひます。

もう少し言ひます。

ですから、今でも国民年金の保険料というものが高いといふことで、未納の方がおられるわけです。未納の方は二通りあります。所得が高くても払いたくないという人と、払おうにもなかなか払えるほど所得がない、こういう話でありまして、その場合に、今の保険料よりも高くなるような制度で、未納の問題、未納はないと、税務署が取りに行くんだからないのかもしれませんけれども、そういう説明の仕方というのは当たつていない。こここのところの御説明をお願いいたします。

○古川(元)議員 ます、福島議員に申し上げますけれども、従来から、政府・与党は、私どもに對して、自営業者は所得把握ができていないでしょ、というふうな御指摘をしてきたわけですね。

今まさに提案されている政府案、所得把握できていないのに、何でそんな、所得に応じて段階の免除制度ができるんですか。私は、まずそこがそもそも政府案、所得把握がいかげんだ。きちんとできていないから、今、自営業者については定額の保険料になっているんじゃないですか。では何をベースにしてその段階を決められるのか。まさにそこがはつきりしていない、そういう所得の皆さん方が言われれば、それはちゃんと把握もされていない所得を前提にしてそういう多段階の免除制度をつくる。それを、私たちは、ちゃんと所得の把握体制もきちんとつくった上で、それに應じて保険料率を掛けていこうという考えとは、そもそも異なるというふうに思っています。

そしてまた、これは私はいずれ委員にも御理解をいただきたいと思いますが、この年金の制度について、私どもは別に民主党政案になれば得ずるというふうな言っているわけではございません。今の制度の不公平、世代間あるいは職業間、そうした不公平のない、そういう公平な制度にしようとしているわけでありまして。

そういう中では、当然、人によつては、新しい制度によつて今までも負担がふえる人もいれば、負担が減る人もいます。しかし、今の制度より間違いなく公平な制度になる、そのことが、私は、今年金制度改革をするに当たつて一番大事なことだというふうに考えております。

○福島委員 私、一元化で公平性が確保されないかと言われると、確保されるんだろと思ひますけれども、例えば、過去債務の問題の民主党の処理の型を考えておきますと、セツトの話ですから、これは決して公平な話ではないということをおまづ申し上げておきたい。そういうものとセツトでありますから。

そしてまたもう一つは、私がお聞きしたのは、先ほど古川議員が、一万三千三百円の保険料よりも安くなるんですよとみずから説明されたから、だから、私は、そうではありませんということをおまづ申し上げたわけでありまして。

ですから、それは一つは未納、未加入の問題をないというふうな明確に答弁されましたけれども、これは先ほどの御説明ですと、税務署が行くからだとこのことのようにあります。一緒にするわけですけれども、これは私は国民の意識、例えば一元化ということについて、理屈の上では非常にすつきりする、公平だと、こういう話がありまだけれども、先ほども言いましたように、社会保障制度というのは、国民がそこで生活をしている制度であります、今までの経路依存性ということもあるわけでありまして。

こういう声を聞きます、自営業者の方が、国民年金の保険料を納めるならまだいいけれども、所得までつまびらかに税務署が来て調べて、そして保険料を徴収されるというのはとてもかなわぬというふうな御意見を、これは私は実感だと思ひます、あくまで実感だと。そこまでのことか、こういうような見解の思ひを持っている人もいます。だ。そういうことを考えて、一元化ということについては議論をしなければいかぬということだと思ひます。

ですから、総理のおっしゃることは私はそのとおりだと思ひまして、この問題というのはやはり時間をかけないと、そしてまた、政府・与党がその一元化に反対だと言っているわけではありませぬ。先ほど共済の話もありましたけれども、厚生年金と共済をどうするんだと。そして、共済だけ得しているという話もありましたけれども、これは保険料が高いわけでありまして、これをどうするかということは、もちろん当然検討しなければいけませんし、与党の年金制度協議会の中でもそのことについてはきちっと取りまとめの中に盛り込まれているわけがございます。

ただ、国民年金については、今申し上げたよう

な保険料の問題もどうするのか、所得の低い方にとつてそれは本当に受け入れてもらえるような制度になるのか、所得の捕捉を税務署、一緒にするから何務署になるか知りませんが、れども、そうなたたきにどういうふうな受けとめるのか、こういうことは、別に、単に言葉の上のやりとりということではなくて、現実に制度を考へるというのであれば、しっかりと考へなければいかぬことなんだと私は思ひます。

そしてまた、時間が余りありませんので、最低保障年金について、二つだけお聞きをしたいと思ひます。

これは具体的な確認でありますけれども、移行期間というのがありますね。三十九年間現行制度のもとで保険料を未納であつた人が、新制度発足後一年、四十年が要件のようにおっしゃつておられましたから、一年間だけ保険料を掛けたときに、最低保障年金というのはいくらあるということになるのか、それとも四十分の一になる、六万幾らの四十分の一ですから大した額になりませぬけれども、そういう話なのか、まずこれが一つ。

それから、これは、非常に所得の多い高齢者の方というのをおもひます。そしてまた、今まで国民年金なんか掛けていたつてしようがないと思ひつて払わない人も中にはおられるわけでありまして、未納ですつと続いてきて。——ちよつと、訂正いたします。その話ではありません。勘違いをいたしました。そうではないですね。

要するに、所得が一生の間に変化するということは当然あるわけでありまして。そして、例えば、ある程度の時期になつてから資産を相続するといふようなこともあるわけでありまして。例えば、自営業で、本場にフリーターのよう、言葉は悪いけれども、低所得ですつと続いできた人が、あるとき突然お金持ちの親戚から遺産を相続してお金持ちになつた、そのときにこの人の年金受給権というのは非常に少ないわけでありませぬ。しかし、最低保障年金は出さなければ

いけませんね。

先ほどのお話ですと、これは権利だという話がありましたが、この最低保障年金の税の部分というのは、これは本当に権利の部分になるのかという話があると思ひます。自分の納めた保険料が戻つてくるというのは権利でいい。しかし、税でやる部分でありますから、片つ方でこんな大きな所得があつて、その人にも同じ最低保障年金を出すのかね。このところの整理もぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

○古川(元)議員 理論的には、私どもは、それは一年でもこれに加入すれば、その一年、四十分の一の部分の最低保障年金というものは支払われることになるというふうに考えております。

今、福島議員、先ほど来、所得があつた場合、ずつと所得があつて、それで、保険料を払つてこなかつたというの、これはまた、所得があつたのに払つてこないというの、それは脱税ということになつてくると思ひます……(福島委員) いや、そうじゃなくて、違います、違います。所得が少なくてと……そうじゃなくて、多分資産みたいな話だと思ひますね。資産ということになりますと、これは年金制度の枠内の問題で、それは最終的に先ほど来から私どもは抜本的な税制改革も含めて考へていられるわけなんですけれども、その資産性の所得に対してどういう課税をするのか。

実は、私どもは、最低保障年金も含めた年金受給に、ほかに収入とか何かあつたらそれも含めて、それが課税最低限を超えれば、当然これは課税されるというふうな考へておりますから、そういう意味では、課税最低限を超えれば、そこは税という形で戻していただく、その意味では、私はその部分と最低保障年金、それ自身が直接にリンクするものではないというふうに考へております。

○福島委員 もう質問いたしません、最低保障年金の性格をどう考へるのか、それを支給する哲学は何かということにこれは重なるわけでありま

して、片つ方で税でやるからそれはいいんですという話には私はならないだろうと思ひますし、明確にする必要があると。

そしてまた、前半の話は、四十分の一しか出しませんでしたことであらば、新しい年金制度に移行したとしても、最低保障年金というのは、条文に書いてあるような、生活を支えるようなものにはなり得ない期間が相当長期間続くというわけでありまして、これも、考え方からいへば、もう少し御説明をいただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○衛藤委員長 以上で福島豊君の質疑を終わります。

午後零時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後零時五十六分開議

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、会計検査院事務総局第二局長増田峯明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○衛藤委員長 質疑を続行いたします。長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。

今、年金の法案の審議ということでございまして、けれども、やはり私は、本当にこだわりたいのは、これまで年金の掛金が、五兆円以上の金が年金の支払い以外に使われた。これは、普通の国であれば、国会がきちつと特別委員会なりなんなりをつくつて短期集中的にその原因を解明し、そし

て責任者をきちつと処分する、そして再発を防止する、その後にきちつと法案なりなんなりを審議するというのが、これが私が理解する普通の国の姿であり、海外の事例も、そういうケースを何例か私も知っております。

その意味で、私は、この五兆円、どんぶり勘定と問題支出によつて積み上がったこの五兆円、これの一つの責任をきようはお話をしたいと思うわけでありまして。

一つはどんぶり勘定でございますけれども、御存じのように、年金といひますのは、国民年金特別会計という財布と、もう一つは厚生保険特別会計という財布、二つあるわけですね。そして、その二つは当然、支出、歳入が厳密に分けられる、だから二つ違う特別会計がある、これはもう言うまでもないことではありますが、これがどんぶり勘定になっているんではないのかという疑念を持っているわけでございます。

今資料を二種類お配り申し上げました。大きいA3の資料ともう一つの資料ですが、A3の資料をごらんください。だいたいでございすけれども、この左の方に「年金事務費」「福祉」と書いてありますが、この福祉で支出をされております、福祉のために年金の掛金を使つていい、この根拠法で支出をされておりますうちに、下に、二つ枠で囲つておりますけれども、「年金資金運用基金交付金」というのと「年金資金運用基金出資金」というのがございます。

この二つは、年福、年金福祉事業団から運用基金になった後も、累積が幾ら支出されたのがここに書いていただいている。これは社会保険庁の皆様に御尽力いただけてつくつていただいた資料でございますけれども、これを見ていただきますと、交付金と出資金合わせて、一番右が合計でございますけれども、トータル二兆円も年金の掛金が出ています、グリーンピアなどをつくるこういう特殊法人に出ている。

私がここで問題にしたいのは、これを見ていただきますと、厚生保険特別会計、そして国民年金

特別会計、それぞれで何%支出しているか、こういう表でございますが、厚生保険特別会計は、年金の掛金のみをビックアップいただいておりますので、厚生年金の掛金がすべて財源でございますが、厚生年金の財源が九五%、そして国民年金の掛金の財源が五%ということで非常に偏つていゝんですね。

グリーンピアという施設は、厚生年金に入つておられる方も国民年金に入つておられる方も、どなたでも別に泊まれる施設で、両方の方に対する福祉の増進なんですよ。これは何でこんなに偏つていゝんですか。

○坂口国務大臣 かなり細かいお話でございますが……（長妻委員）ちよつと撤回してください、今の話。細かくないですよ、大臣と呼ぶいやいや、話は細かい話です。（長妻委員）いや、細かくないですよ、二兆円のお金ですよ、大臣。何を言っているんですか（と呼ぶ）

年金資金運用基金に対する交付金の年金特別会計との負担割合についてでございますけれども、年金住宅等融資業務につきましては、厚生年金保険と国民年金保険のそれぞれの、いわゆる被保険者に対する貸付残高の割合をとつていゝ。それから、グリーンピア業務等につきましては、厚生年金保険と国民年金の保険料の収入割合をとつていゝ。それそれぞれを基礎といたしまして、年金特別会計の財政事情も考慮してこれは定めていゝということが基本的な考え方でございます。

また、年金積立金の管理運用業務につきましては、年金福祉事業団時代の資金運用業務に係る交付金の年金特別会計との負担割合を現在も用いていゝということ、大筋の現在までの方針でございます。

○長妻委員 まず、小さい話というのを撤回してください。謝罪と撤回。

○坂口国務大臣 話は大きいかもしれませんがけれども、非常に具体的な細かい数字の話だということとを申し上げました。

○長妻委員 大臣、これは細かいと言われますけれども、二兆円なんですよ。

そうしましたら、今の説明ではちよつとよくわからなところもありますが、この二兆円のうち、グリーンピアは幾らですか。これは巨額のお金ですよ。——こんなこと答えられないなら、時計とめてください。

○坂口国務大臣 グリーンピアに係ります経費負担につきましては、平成十四年度までの支出額は二千九百四十四億円でありまして、平成十五年度以降の支出は八百五十四億円と、これは推計でございますけれども、推計をいたしております。合計いたしますと、三千七百九十八億円というふうと考えております。

○長妻委員 そうしましたら、これはグリーンピアの経費を半々で割つていゝのか。本来は、利用した被保険者の数、これはなぜかという、私は何でも福祉法と言つていゝんのですけれども、何でもかんでも福祉にしてしまふ。この法律でも被保険者の福祉の増進というふうにしていゝんのですけれども、グリーンピアで使つたお金を被保険者の数で案分する、国民年金、厚生年金、これははしかるべきだと思ひますが、その利用状況はそれぞれどのぐらいですか。

○坂口国務大臣 これは率直に言つてなかなかわからないことだと思ひます。

厚生年金に入つていゝ人が使つたのか、国民年金に入つていゝ人が使つたのか。中には年金に掛金をしてない人が来たかもしれないし、それはそこそこまではこの中で把握はしてないといゝことだといゝふに思ひます。

○長妻委員 大臣、これは法律違反の可能性ありますよ。この法律では被保険者の福祉の増進のために掛金を使つていゝと。このお配りをした四ページ、厚生年金保険法でも七十九条にある、国民年金法でも七十四条にあるということ、数を把握されていゝんのですか。そうしたら、どれだけ費用負担したらいゝかわからないじゃないですか。

○坂口国務大臣 これは先ほども申し上げましたとおり、このグリーンピアを利用された人が、それが厚生年金にお入りの皆さんなのか、国民年金にお入りの皆さんかということまでそこでチェックをしてはいないということでございますから、申しわけありませんが、それはわかりませんというふうにお答えをする以外にありません。

○長妻委員 そうしたら、大臣、この資料の表二を見ていただきますと、これも社会保険庁の皆様につくっていただいたんですが、平成十六年度の予算の内訳ですね。これも私、腑に落ちないんですけれども、結局、平成十六年度の予算でも、もう既に失敗したグリーンピアの施設の後始末に百億円の年金の掛金が支出されているんですよ。後始末に百億円も。その比率がどんぶり勘定、いかげんなんですよ。

何で九〇％が厚生保険特別会計、つまりは厚生年金の掛金で九〇％支出されている。グリーンピア。国民年金一〇％。こんな、どんぶり勘定じゃないですか。被保険者の数でいえば六対四ですよ。厚生年金の被保険者の方が六、国民年金の被保険者の方が四、六対四ですよ。何で九〇対一なんですか。――委員長、時計とめてくださいよ。

○坂口国務大臣 これは、平成十年度からいわれる特措法が行われて、その事業費の見直しが行われる中で、年金特別会計の財政事情を考慮して負担割合の算定の見直しを行った、こういうこととでございます。

○長妻委員 ですから、聞いていますのは、今手順がどうだと言われましたが、九九対一になつて計算の根拠ですよ。これは大きい話ですよ。

○坂口国務大臣 ですから、今申し上げましたように、そういう財政事情を考慮して、そういう割合にしたということなんです。だから、パーセントをそういうふうにしたという、なぜその当時そうしたかということは今なかなか御答弁できませんけれども、財政事情を考慮して行った。

○長妻委員 いや、大臣、こういう答弁というの

は、これは法律違反の疑いがありますよ。

なぜかという、特別会計というのは、そんな何かわけのわからない理由で右から左に移動できるようなものじゃないんですよ。特別会計というのは、この資料一にもございますけれども、私も説明を受けましたが、財政法の十三条一項、二項で特別会計の規定があるんですよ。そういうことじゃ法律違反になりますよ。本当に今の答弁では、九九対一の根拠は何ですかと聞いているんですよ。計算根拠。――答えられないなら時計とめてくださいよ。これは委員長の職権でとめられますよ。先例集にも書いてありますよ、委員会の先例集。

○坂口国務大臣 先ほど申しましたように、厚生年金保険と国民年金保険のそれぞれの被保険者に対する貸付残高の割合は、大体これは九五対五なんです。この割合は、（長妻委員グリーンピアは「とつぶ」それで、グリーンピアにおきましては、これは九〇対一〇なんです。グリーンピア業務におきまして、厚生年金保険と国民年金の保険料の収入割合は九〇対一〇。これを基礎として、年金特別会計の財政事情を考慮して行つたというところでございます。

○長妻委員 ですから、九九対一じゃないわけですよ、今のお話だと。何で九九対一になつたのか、これを何度も聞いていますんですよ。財政事情だつたら。移動できないんですよ、特別会計間では。

○森副大臣 今、再三大臣から御答弁しておりますとおり、厚生年金と……（発言する者あり）聞きなさいよ。失礼じゃないか、答えておるのに。要するに、大半は国民年金か厚生年金の被保険者が利用しているということは間違いないこととございまして、今大臣からも御答弁していただきましたように、グリーンピアについては九〇対一〇とか、そういうことに加えて、それぞれの特別会計の財政事情を勘案してこのように仕切つてきた、こういうこととでございます。（長妻委員）納得

できません。ずっと聞いてるのに、だめです。質問できません（とつぶ）

○衛藤委員長 どうぞ。（長妻委員）質問できない。ちよつと時計をとめてくださいよ。精査して答弁してください。ちよつと委員長、普通の委員会、時計とまりますよ（とつぶ）

では、もう一回、森厚生労働副大臣。

○森副大臣 グリーンピアの利用者につきましては、おおむね厚生年金あるいは国民年金の被保険者が利用していることは明らかでございます。そして、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、九〇対一〇とか、そういう割合になつておりますので、それぞれの特別会計の財政事情を勘案して、これまで九九対一ということと仕切つてきた、こういうこととでございます。

○長妻委員 ですから、九九対一の根拠は何ですかというのを聞いていますんですよ、どういう積み上げで九九対一になつていくのか。そういうな、特別会計の趣旨から逸脱するんですよ。九九対一の根拠を、何度もさつきから同じ質問をしていきます。

○森副大臣 繰り返してお答え申し上げます。

年金資金運用基金に対する交付金の年金特別会計との負担割合については、年金住宅等融資業務については、厚生年金保険と国民年金のそれぞれの被保険者に対する貸付残高の割合を、また、グリーンピア業務につきましても厚生年金保険と国民年金の保険料収入割合を、それぞれ基礎として、年金特別会計の財政事情もあわせて考慮して定めていただいております。

○長妻委員 ですから、同じ質問なんです。九九対一なんです。九九％と一％なんです。では、その一％の中身は、これだから、この金額だから全体がこれだから、この金額だから一％ですよ。どういう中身なのか、どういう根拠なのかというのを聞いていますんですよ。

――では、幾らで、何の金ですか。

○坂口国務大臣 これ以上具体的なことが必要でございましたら、それは事務当局に、積算した者

にお聞きをいただく以外にないわけでございますが、これはやはり、いわゆる積み上げて、そして九九対一になりましたという話ではないんだと思うんですよ。だから、先ほどから何度か答弁をいたしておりますように、その両方の特別会計の予算の状況等を勘案してそういうふうにした、こういうふうに言う以外にないんだと思うんですよ。（長妻委員）答えていないですよ。思うじゃだめですよ、大臣。後ろに事務方がいるんだから、ちゃんと聞いてくださいよ（とつぶ）

○衛藤委員長 ちよつと時間をとめます。（速記中止）

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 先ほども申しましたように、平成十年の特例法が行われて、そして、いわゆる国民年金の方からもうしたことで拠出が多くなつて、国民年金の特別会計の方は非常に厳しくなつて、国民年金の特別会計の九〇対一というふうな割り振りにしたというふうな今申し上げる以外にないわけでありまして、もう少し事務局にその当時のことを、どういうことでやつたかということについて調査させますから、それで、この次に御答弁を申し上げます、そういうふうな思い。（長妻委員）今調査してください、聞けばわかるじゃないですか（とつぶ）

○衛藤委員長 もう一回、では、再度答弁をお願いいたします。もう一回ちゃんと答弁してください。森厚生労働副大臣。

○森副大臣 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、こういったことを基礎といたしまして、保険料収入が九〇対一〇であるという状況を踏まえまして、また、だんだん……（長妻委員）九九対一ですよ（とつぶ）いやいや、財政法の前、初め、当初……（長妻委員）だから、何で九九対一になつたのか、根拠を出してください（とつぶ）だから、時間的な経緯を御説明申し上げております。そういうことで、財政法によつてだんだん、さつき大臣から御答弁申し上げていきますけれど

も、国民年金の会計が厳しくなってきたので、そこで、それぞれの財政事情も勘案して、厚年九、国年一と、そういうふうにならねば、今日に至っております。

しかも、そういうことで、こういったことで、時代も変わり、使命も終えたということで、与党協の御指示もありまして、こういった施設を廃止することになったわけでありまして。

○長妻委員　ですから、結論は、財政事情を勘案しなんでしょう、皆さんが言っていることは、財政事情を勘案したつたら、どんな答弁も全部それで通っちゃうじゃないですか。この数字は何ですかと聞いたときに、いや、財政事情を勘案しこの数字です、では、あの数字は何ですかと聞いた、いや、財政事情を勘案しこの数字ですと。財政事情を勘案したつたら、全部何でもどぶり勘定、何でも通っちゃうじゃないですか。

だから、具体的に九九対一の根拠は何ですかと聞いているんですよ、根拠は、どういう根拠なのか。——ちよつと委員長、時間とめてくださいよ。

○衛藤委員長　先ほど坂口厚生労働大臣からお話がありましたように、今、この場において、事務局も後ろにいますけれども、その資料を全部持つてきておりませんから、今の段階でこのままでしか言えません、あとについては改めて調べ直して答弁をさせていただきますという旨のお話が先ほどございました。そのとおり、どうぞよろしくお願いをいたします。

大臣は、誠意を持って答えていただきたいと思ひますので、その答えを準備してください。お願いいたします。

それでは、長妻昭君。

○長妻委員　それは、だから、今ここで事務方に調査させて出させてくださいよ、そうしたら、あるいは、この委員会の質問の後に私の質問時間を追加してください。さつきずっと時間がとまっています。委員長職権で時間をとめられるんですよ。委員長に抗議申し上げます。

○衛藤委員長　今申し上げたとおりでございます。

長妻昭君。

○長妻委員　ですから、委員長、財政事情に勘案しというのは、これは特別会計、二つ明確に違ふ特別会計なんですよ。例えば、同じ会計の中で費目ごとにこうだあだとな財政事情を勘案してちよつと動いたというふうなことであつても、これは本当はいけないんですが、そうでなくて、私が譲れないのは、特別会計の間の話なんですよ。財政事情を勘案して特別会計の間の金が行ったり来たりしないじゃないですか。法律違反なんですよ、これは、委員長。

だから、私は根拠を聞いています。まさか法律違反をしたとは言わないでしょう。根拠を聞いているんですよ。ですから、その根拠を出してくださいということなんです。

○衛藤委員長　質疑を続けてください。

○長妻委員　いや、今質問したんですよ。

○衛藤委員長　先ほどちゃんと申し上げましたように、坂口厚生労働大臣の方から、具体的な詳細の数字でございまして、それは、今事務局もここにいますけれども、それだけでは資料も持つておりませんので、改めて調査してお答えをいたしますという旨の発言がありました。どうぞよろしくお願ひいたします。(長妻委員「今出して、ださいよ、待つていますから」と呼ぶ)

では、大臣、もう一度お願いします。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣　先ほど委員長から御指摘をいただきましたとおり、私も努力をしたいと思ひます。(長妻委員「だめですよ、努力じゃ。話違うじゃないですか」と呼ぶ)

○衛藤委員長　質疑を続けてください。

○長妻委員　ですから、委員長は、今のさばきで資料を出すというふうになつた。大臣は努力しますというふうになつて、話が食い違つていますので、出す、根拠を出すということですよ、ね、根拠の数字、積み上げの数字を出す。いつまでに

出すのか、それを明確に御答弁いただきたいと思ひます、いつまでに。

○坂口国務大臣　努力しますというふうにお答えをしたのは、努力して出しますということをやっているわけでありまして。

○長妻委員　いつまでに出すんですか。

○坂口国務大臣　調査をさせますので、できるだけ早く出したいと思ひます。

それは、できるだけ早くと言つて、いつまでかわからぬというふうになつて来ますから、この審議が行われております間に、そんなに長くかかるわけではないというふうな思ひますから、今週中には出せるようにしたいと思ひます。

○長妻委員　そして、財政事情を勘案して、各特別会計の間のお金を融通し合う、こういう御答弁がありましたけれども、財政法という法律がございまして、財政事情を勘案して特別会計の間のお金を勘案するということは、これは、法律違反あるいは法律違反の疑いというのは全くないということではございませんか。

○坂口国務大臣　財政法は、第十三条第一項に、「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。第二項として、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとす

る。これは、いわゆる財政法の中に書かれてあることでございます。これには違反してはいないというふうな思ひます。

○長妻委員　特別会計の間のお金を財政事情を勘案して移動したわけですよ、そういう理解でよろしいんですか。特別会計の間のお金を、支出を、財政事情を勘案して、本来出すべきところに

出さないで、財政事情を勘案していろいろな操作をした、こういう先ほどの説明と理解してよろしいんですか。

○坂口国務大臣　特別会計の間で移動し合つたというのではなくて、それぞれの特別会計から出す割合を決めた、こういうことでございます。

○長妻委員　割合は勝手に決めていいんですか。

○森副大臣　勝手にとおっしゃいますけれども、先ほど申し上げましたとおり、保険料収入が九〇対一〇、それから、貸付……(長妻委員「九〇対一〇、それから、貸付……」)

の話ですよ、それでは、貸付……(長妻委員「九〇対一〇、それから、貸付……」)

の話をいいますので、あなたがその根拠がないわけじゃなくて、それが例えば五〇対五〇なら別ですけども、九〇対一〇、九五対五というものをいろいろな財政事情のもとで九九対一にしたんだから、全く根拠がないわけではございません。

○長妻委員　またまだお伺ひしたいことがございまして、この大きな表で、例えば上の「年金事務費」のところ、下の方に「施設整備費」というのがございまして、この施設整備費というのは、社会保険庁の職員用のマンションの建設費とか、あるいは社会保険事務所の庁舎の建設費などのお金

がここに入っている。これを見ますと、これも厚生保険特別会計が九二%、国民年金特別会計が八%ということ、これはど業務量が違うのか、あるいは宿舎に入る人の職員の数がこれほど違うのかと思ひますが、この根拠は何ですか。

○森副大臣　業務取扱費の施設整備費は、平成十年度から平成十四年度までの財法特例措置期間中の累計額でございます。国民年金特別会計の割合が低くなつてくるゆゑは、国民年金事務の市町村からの切りかえ経費の増が影響し、庁舎整備の計画をしなかつたことによりまして。

○長妻委員　そうすると、九二対八というのは、業務量だということではよろしいんですね。

○森副大臣　今御答弁したとおりでございます。

○長妻委員　だめだよ、そんなの。ちよつと、ちゃんと調べてください。もう一回言つてくださいます。業務量になつていないんですか。では、ちよつと、これはどうなつていっているんですか。先ほどの答弁は、業務量云々の話がありましたので、九二対八が業務量ですかと聞いているんです。答えられないじゃないですか。

○森副大臣 業務取扱費の施設整備費は、平成十年度から平成十四年度までの財政法特別措置期間中の累計額でございます。国民年金特別会計の割合が低くなっている理由は、国民年金事務の市町村からの切りかえ経費の増が影響し、庁舎整備の計画をしなかったことによります。

すなわち、これは、単純な業務量ではございませんで、やはり財政事情を勘案しております。

○長妻委員 そうすると、この施設整備費というのは、平成十年の四月から以降の数字がここに書いてあるわけですね、年金の財源で。

では、例えば社会保険職員用のマンション全部で、財政法以前からすべて累計で幾つあるのかとお尋ねしましたら、全国で三百八十カ所ある。そのうち、国民年金特別会計でつくっているのが四十四カ所ということで、全体の二一％しかない。これは、職員の数でいうと、全体の社会保険庁の職員の数のうち、三四％は国民年金の特別会計の職員の方なんです。

何で二一％、一割しか社会保険の職員用のマンション、国民年金なんですか。さっきの説明つかないですよ、これは。

○森副大臣 厚生保険特別会計は、昭和十九年に創設されて、宿舍の設置は厚生保険特別会計のもとで行われてきたところでございます。一方、国民年金特別会計については、昭和三十六年に創設され、国民年金特別会計のもとにおいても宿舍を設置してまいりましたが、両特別会計の創設時期の違いなどから、厚生保険特別会計のもとに設置している宿舍が多いのが実態でございます。

なお、平成十六年度予算において、両特別会計のもとで建設を予定している宿舍数の比率については、おおむね各特別会計に所属する職員数の割合に見合ったものとして措置されております。

○長妻委員 今のお話だと、厚生保険特別会計の方が古くできたから、だから別に人数なんか関係なしに厚生保険特別会計がいっぱいあるんだ。これはだから全然、特別会計の趣旨を逸脱して

るんですよ、さつきから申し上げているように。では、なぜ平成十六年度からは、先ほど、職員の数に勘案して両特別会計から宿舍の財源を支出するとおっしゃられましたか。では、十六年から二対一だということだと思ふんですが、職員の数では、その以前は何で二対一にしないんですか。これはもう全然質疑にならないよ。これはめちゃくちゃだよ。

○森副大臣 先ほど申し上げましたとおり、時系列な予算措置の結果でございます。

○長妻委員 いや、これはおかしな話で、社会保険庁の職員用のマンションというのは、そこに国民年金でお給料をもらっている職員の方も住んでいる。国民年金特別会計の中の職員の方も住んでいる、厚生保険特別会計の中の職員の方も住んでいるということ、そんな、いつどっちが古くできたからどうだという話じゃないんですよ、これは。副大臣、ちょっとちゃんと認識してください。

そうしたら、社会保険の職員用マンションで、今現在入居している方のうち、両特別会計の比率というのは何対何ぐらいなんですか。

○森副大臣 現在入居している人の比率は出ません。

○長妻委員 いや、出ませんというのは、では何で、どういう根拠で、ですから、これは本当にどういう根拠で九対一になっているんですか、その職員用のマンションの建設費が、厚生保険特別会計で何で九も出て、国民年金特別会計で一なんです。そんな職員の比率じゃないですよ。そして、何にも入居者を把握していないと。おかしいじゃないですか。どういう根拠で九対一になっているんですか。

○森副大臣 人事異動によりまして厚生年金から国民年金に移ったり、そういった異動がありますので、その時点、時点での人数比というのは把握できません。

○長妻委員 そうしたら、森副大臣にお伺いしますが、基本的には職員用のマンションの建設費が

厚生保険特別会計、国民年金特別会計の中からどのぐらいの比率で出るのか、出すのかというの、もちろんその入居している職員の方の比率に依拠して出す、こういう考え方が正しいんですか。どういう考え方なんです。

○森副大臣 再三申し上げておりますとおり、単に職員数の比率だけじゃなくて、財政事情なども考慮しております。

○長妻委員 そうしたら、これは何で、全国三百八十カ所のうち国民年金特別会計でつくった職員用のマンションは二一％、一割だけなんです。

その理由をちょっと教えてください、本当に。特別会計ですよ、これは。何で一割なんですか。

○森副大臣 先ほど申し上げましたとおり、歴史的経緯によりまして……（長妻委員「だから何で一割なんですか、国民年金特別会計」と呼ぶ）いや、ですから答えていんですよ。

ですから、それに加えて、確かに職員の数も一つの目安にはしておりますけれども、加えて財政事情を勘案してこのように決めているところでございします。

○長妻委員 そうすると、本来は、では、どうでなければいけなかったんですか。何対何でなければいけなかったんですか、本来は。

○坂口国務大臣 森副大臣からお答え申し上げたところでございますが、最初は厚生年金が中心だったわけですよ、スタートの時点において。ですから、厚生年金の方のいわゆる宿舍というものが中心に初めずとできてきたわけですね。そして、国民年金は、後の方から正式に全国民が入るようになったわけでございます。

そういうふうになってまいりますと、国民年金の方が後追いで行われてきたということもあって、現在の、いわゆる社会保険庁の職員の中で厚生年金の仕事をしている人間と、それから国民年金の仕事をしている人間との割合と必ずしも一致していないということを……（長妻委員「本来を聞いています。本来はどうあるべきか」というのを聞いています。さつき聞きましたよ、さつ

き質問に答えてないから」と呼ぶ）だから、今私が申し上げたように、そういう経緯をもって現在に至っているというわけでありまして……（長妻委員「本来は何対何なんですか」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。それじゃ、本来をちょっと聞きますから。（長妻委員「時計とまらな」と終わっちゃういますよ」と呼ぶ）平成十六年でありますと四対六、六が厚生、それから国民年金の方は四、そういう割り振りでございします。

○長妻委員 ですから、本来三百八十カ所……

○衛藤委員長 追加があるそうですから、ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 平成十六年度は、済みません、六対四じゃなくて、四対二でございます。

○長妻委員 いや、ですから、お伺いしたのは、全国で三百八十カ所あるうち、先ほど森副大臣が、本来は職員の数云々のお話の後、でも財政事情を勘案して現在の姿になった、こういう御答弁をされたから、全国で三百八十カ所、では本来は何カ所が国民年金の財源で建てたべきだったのかということを知りたいんです。財政事情を勘案する前はということですよ。

○森副大臣 大変恐縮でございますけれども、私の申し上げたことの一部を取り上げて、それを例証としていた、だいたくはないと思います。私は、冒頭申し上げたとおり、厚生年金、国民年金の成立したその歴史的な時期の違い、それから一つには確かに職員数も、入居者の比率もベースとなりまして、さらに加えて財政事情も勘案して、総合的判断のもとにこうして決められてきたということをお断り申し上げます。

○長妻委員 だから、財政事情を勘案しない前は、どういふ姿だったんですか。

○森副大臣 今申し上げたとおりで、これ以上のことはございません。

○長妻委員 だめ、だめだめ、答弁拒否。質問でございせんよ、聞いていないことに答えていないんだから。答えていないですよ。

○衛藤委員長 質疑を続けてください。

○長妻委員 これはひどいな。だって、答弁拒否したじゃないですか、今。答弁拒否しているんですよ。答弁拒否しているんですよ。今。

○衛藤委員長 答弁拒否していませんよ。これ以上の答えはありませんと。

○長妻委員 答弁、もう一回やらせてくださいよ、もう一回。

○衛藤委員長 森厚生労働副大臣。

○森副大臣 もう一度、整理して申し上げます。

厚生保険特別会計は昭和十九年に創設され、宿舍の設置は厚生保険特別会計のもので行われてまいりました。一方、国民年金特別会計につきましても昭和三十六年に創設され、国民年金特別会計のもとにおいても宿舍を設置してきたところでございますが、両特別会計の創設時期の違いから、厚生保険特別会計のもとに設置している宿舍が多いのが実態となっております。

なお、平成十六年度の予算において、両特別会計のもとで建設を予定している宿舍数の比率については、おおむね各特別会計に所属する職員数の割合に見合ったもの、これは今大臣から御答弁があったとおりでございますが、そうした割合でもって措置をされているところでございます。

○長妻委員 全然お答えになっていないんですよ。

私が何でこういうことを申し上げるかという、本当に、特別会計の間が、いかにいかに、どんぶり勘定になっているんですよ。コンピューターの経費だけ見ても、年金の掛金が一兆円もコンピューターの経費で使われている。年金事務費で、コンピューターの経費一兆円の内訳を見ると、事務費だと八五%が厚生保険特別会計。国民年金特別会計は一五%。

これは、では、根拠は何なんですか。

○森副大臣 今お尋ねのありました社会保険オンラインシステムに係る経費の負担の制度別割合につきましては、これまでシステム開発などの積み重ねの結果、十五年度においては、おおむね厚生

年金財源が八割、国民年金財源が一割のほか、健康保険財源が一割となっております。

さらに、平成十六年度に新たに追加されるシステム経費の厚生年金、国民年金の財源別負担の考え方でございますけれども、専ら厚生年金、国民年金のどちらか一方に係る経費はそれぞれで負担し、厚生年金と国民年金の両方に係る経費については、被保険者の割合をもとに二対一の割合で負担することになっております。

また、加えて、それぞれの特別会計における業務取扱費と福祉施設事業費などの負担割合については、適用、徴収及び給付に係る基本的な経費は業務取扱費で負担をし、年金相談、年金の迅速な裁定など、年金受給者などのサービス向上に直接寄与する経費は福祉施設事業費などで負担し、そして、双方にまたがる経費についてはそれぞれで折半して負担することとしたしております。

○長妻委員 私が聞いているのは、過去からの話なんです。

今、平成十五年だけの話を言われていますけれども、そうしましたら、過去からの累積、この一兆円のコンピューター経費、年金の掛金で使われましたけれども、その厚生保険特別会計と国民年金特別会計、一兆円の内訳を積み上げてお出しただけです。

○森副大臣 現在のオンラインシステムは昭和五十四年度より開始いたしております。その時々において業務負担量を勘案して費用の負担を行ってきたところでございまして、書類の保存期間も経過しておりますので、確認できないと承知しております。

○衛藤委員長 長妻昭君の残余の質疑は保留することといたします。

先ほど時間をとめた分については保留いたしますので、残余の時間については保留いたします。あと数分残っております。

次に、中根康浩君。

○中根委員 民主党の中根康浩です。

年金の問題について質問を始めたと思います。

まず初めに、さつきから自民党の方、木村議員だと思っておりますけれども、質問通告していないからそんな答えなくて当たり前なんだ、答えなくていいんだというような不規則発言が飛び交っていますけれども、私たちは昨夜、政務官の方がお越しただけは正々堂々と質問通告をいたしましてというふうに申し上げて、十時ぐらいまで待つていました。待つていましたけれども、政務官は一向にお越しになりませんでした。ならないどころか、私の部屋に電話してきて、竹本政務官は何と言ったか。忙しいんだよ、何でわしが行かなきゃいけないんだ、わしの手足の役人を行かせるからそれでいいじゃないか、私は党の幹事の仕事を忙しいんだよ、党の幹事の仕事を忙しいんだよと。先生、政務官って質問取りも大きな仕事の一つじゃないんですかと申し上げたら、忙しいから行けない、私の手足が行くからいいじゃないか、手足が手足がと。

国会議員というのは国民の手足じゃないんですか。国会議員というのは国民の手足として働くのが本分じゃないんですか。自民党の幹事の仕事を忙しいからこの委員会の質問のための作業ができないと言っているんですか。

ここに、二〇〇三年二月十二日付の文書があります。「質問取りについては政務官に限定することについて」、「（一九九九年十一月十七日）がまとめた検証メモによると、政務次官が「質問取り」の先頭に立つことの真意については以下のようにまとめています。政府委員制度が廃止となり、政府委員室」の名称もなくなる」となる。従って、従来の政府委員室を政府控室とし、政務次官が可能な限り国会対策に当たっていただきたいとの趣旨である。以上のように質問取りは当時の政務次官（現在は政務官が該当）が行うことで与野党が合意しています。こういうふうにして書いてあるわけですね。国対でこういうふうにするわけですね。（発言する者あり）見せま

しょうか。

質問取りについては与野党の合意を踏まえ、所轄の政務官から聴取することとする。この場合メモ取りのスタッフ一名に限り陪席を認める。以上について、筆頭理事合同会議、二月十二日において確認されましたので、議員におかれましては徹底して対応されますように。こういう申し合わせがあるというのを聞いておりますよ。（発言する者あり）昔じゃないですよ、つい最近ですよ。たつたの一年前じゃないですか。

そういうことがあるということですから、通告がないからということとは完全に誤りであるということですよ。

年金の問題に移りますけれども、今まで国民は、年金の掛金は当然給付に使われると信じてきましたよ。ところが、実態はそうではないということがわかってきた。少子高齢社会だから年金が危ないというのの一部は当たっていますけれども、しかし、官製の、与党による、政府によるプロパガンダであるということも、国民はもう見透かし始めていますよ。

年金がおかしくなった最大の原因は、年金利権に執着している人たちがむだ遣いや中抜きや流用をしている、そういうところにあるということをや、もう国民は見透かし始めていますよ。だから若い人たちが特に年金制度、将来に対して信用しない、不信感ばかり蔓延している、これが年金収納率の六三%という数字にあらわれているんじゃないですか。

国民年金はついに十四年度には三百八十二億円の赤字になった。慌てて国民年金特別対策本部をつくって、収納率八〇%を目標にしている。これにかかるお金は約四百四十億円。それで、このうち、非常勤の国家公務員として国民年金推進員という人たちを募集、採用しているわけですね、全国の社会保険事務所ごとに。

それで、この国民年金推進員の方々が日常業務に使っていると言われているのが金銭登録機というものであります。これは政府の方々はどんなも

平成十六年四月十四日

のかよくわかりだと思えますけれども、社会保険庁ではこの金銭登録機を大量に購入しています。これは、改めて確認しなくても、どのような機械なのか、その機能や導入経緯について説明してください。

ちなみに、これは質問主意書でも既に明らかにしておりますので、やってください。

○森副大臣 今御質問のありました国民年金推進員が使用しております金銭登録機についてでございますけれども、これは、国民年金推進員が行う国民年金保険料の納付督促及び収納の事務の効率化を図る機械でございます。また、同事務における個人情報の管理をより適切なものとする目的も兼ねまして、平成十四年度から平成十五年度にかけて導入をいたしました。

○中根委員 大事なところを欠落して説明してありますね。この導入の経緯の大きな理由が、この国民年金推進員の方々が、例えばその仕事の帰り道にスパーに寄つてとか、あるいはどこか、自転車のかごに置いたまま、その自転車を離れてとかいて、盗難とか紛失に遭つて、多くの方々のプライバシーが侵害されかかっているんですね。だからこれを導入したんじゃないですか。

○森副大臣 おっしゃるとおり、それも一つの大きな理由でございます。

○中根委員 一つの大きな理由じゃなくて、これが理由で導入したと言っているんですよ、副大臣。

○森副大臣 質問主意書に對しますお答えでございますけれども、これは国民年金推進員により社会保険事務所が行う国民年金保険料の納付督促及び収納の事務の効率化を図り、また、同事務における個人情報の管理をより適切なものとするため、平成十四年度から平成十五年度にかけて導入したものであるということでございます。今委員が御指摘になった盗難の問題、プライバシー、個人情報保護の問題は、私が冒頭申し上げましたとおり、個人情報の管理をより適切なものとするためというのがそれに相当いたしますので、私

が御答弁したことに質問主意書の答えは、全く一致しております。

○中根委員 今の合わせわざで正解だったとしましょう。

しかしながら、副大臣、盗難とか紛失とかいうことに対して、余りにも無責任な感じがしますよ。これは今、プライバシーの問題がいろいろ言われている中で、そんなことはあつちやいけないうんです。大体十五万円のお給料をもらつて、非常勤の国家公務員として働いていらつしやる方々ですよ。それはまた後ほど触れるかもしれませんが、これも。

この金銭登録機、現在までトータルで何台購入したのか、そしてその費用総額、財源もあわせてお答えください。

○森副大臣 こんな具体的な数字まで暗記しておりませんから、ちよつとしばしの時間は猶予してください。

まず、導入台数は二千五百七十四台で、費用は約四億三千四百万円でございます。(中根委員「財源」と呼ぶ保険料財源でございます)

○中根委員 こういうふうに、一々調べなきゃわからないという、保険料財源を使っているということの責任感が全く感じられないわけですよ。これでは、給付に使われていると思ひ込んでいる国民が不幸ですよ。四億円もどこから出してきたのかわからない。質問主意書でもうやっているのに、今、一分か二分かかつたじゃないですか。この件に関しては、もう質問主意書でやってありますから、一々確認するのに時間がかかるのはいらないんですけれども。

四億円の金銭登録機の購入、普通は四億円といつたら、一般入札をかけて、どこのものが一番性能がよくて、どこのものが一番安いのか、やりましますよ。随意契約じゃないですか。何ですか。(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静粛にお願いいたします。

○森副大臣 今、委員が質問主意書でやっているから時間のむだだとおっしゃいましたけれども、私も全く同感でございますけれども、それはそれといたしまして、納入業者の選定につきまして、平成十四年度秋ごろから、数社のメーカーの携帯端末の機能などについて調査を行い、検討を進めてまいりました。(中根委員「そういう答弁をするからむだになるんだ」と呼ぶ)いやいや、聞きなさいよ。必要な機能を満たし、平成十四年度中に納入が可能であるという旨の回答が得られたのは、株式会社カワグチ技研一社のみであつたため、同社を選定いたしました。

○中根委員 これは、平成十五年三月十一日に、社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室室長補佐和田開さんと総務部企画調整課長嶋崎敏さんという方が、仕様書といひますか、こういう用途で、「国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入について」という文書を出しているんですね。これは結構厚いんですが、何十枚にもわたるんですね。国民年金推進員がこういう仕事をやります、それに対してこういうふうな仕様書のもの、こういうふうな性能のものをというように、指定というが指導してあるわけですね。

それで、私が、ある社会保険事務所に電話して、このカワグチ技研の金銭登録機を購入するに際して、どうやってカワグチ技研を知つたのか、この文書に適合するような性能の機械をどうやって選んだのか、そういうふうな問いに、社会保険事務局の御推奨をいただきましたという返事があつたんですね。

この文書とそれらの言葉を合わせると、カワグチ技研という言葉は具体的に必要なくとも、自然にこの行き着く先がカワグチ技研という会社に行くということをご想定してやっているんじゃないですか。

○森副大臣 こちら側の必要なスペックに合うものをつくれるという回答が得られたのがカワグチ技研のみでございましたので、ここに頼むのは極めて真つ当なことであるというふうに存じます。

○中根委員 では、この仕様といひますか、国民年金推進員の方のお仕事に、期待にこたえられる

ような、こういう性能を備えた、ほかのメーカーとか代理店とか、どこか当たつたんですか。

○森副大臣 先ほど御答弁申し上げましたけれども、平成十四年度の秋ごろから数社のメーカーの携帯端末の機能などについて調査を行い、検討を進めております。

○中根委員 これは、明らかに初めからカワグチ技研ありきですよ。皆さんのお手元に配付をいたしましたように、日本全国のすべての社会保険事務局、社会保険事務所が、カワグチ技研、カワグチ技研、カワグチ技研。社会保険庁が一括して買うのだつたら、それもわかりますよ。それぞれの社会保険事務局や社会保険事務所が個々に購入の意思決定をしてやつた結果が偶然こうなつたと言ふんですか。いかがですか。

○森副大臣 カワグチ技研を選定したいきさつについては先ほど御説明したとおりでございます。……(中根委員「入札はやつたんですか」と呼ぶ)だから、それは十四年度中に納入が可能なメーカーが一社しかなかったということでございます。

加えて、今回の金銭登録機の調達については、社会保険事務局や個々の社会保険事務所に於いて、その収納対策の実施計画及び国民年金推進員の確保状況などが地域ごとに異なつておりますので、全国分をまとめて、具体的な導入個数、時期を選定することが難しかったために、逐次各社会保険事務局や社会保険事務所に於いて調達をしたものでございますけれども、そのスペック等については、それぞれの社会保険事務局で、出先でもつて一つ一つスペックを打ち合わせてやつたら一般的に莫大な費用がかかりますから。ただ、それは——ということでもあります。

○中根委員 それはどういふことですか。一括して買えば値引きも可能かもしれないし、入札も可能で、入札しなきゃいけないわけですから、もつと安く買えて、保険料財源ですから、その保険料財源を節約して、給付の方にちよつとも回せるじゃないですか。それを各社会保険事務所に任せ

るのかよくわかりだと思えますけれども、社会保険庁ではこの金銭登録機を大量に購入しています。これは、改めて確認しなくても、どのような機械なのか、その機能や導入経緯について説明してください。

て随意にやつて、それで偶然こうなったということじゃないということを言ったのか、偶然なのか、もう一回確認します。

○森副大臣 何しろ、ここしかできなかったのですから、まとめて買おうがばらで買おうが、ここしかないんです。

○中根委員 ここしかなかったという理由を説明してくださいよ。どこを当たったんですか。幾つ当たったんですか。

○森副大臣 私は数社というふう聞いておりますけれども、ちょっと、その内訳については存じませんので、後で調べて御報告を申し上げたいと思います。(中根委員「これはかなりの疑惑ですから、これを聞かないと、もうこれ以上続けられませんか」と呼ぶ)

○衛藤委員長 では、速記をとめてください。

(速記中止)

○衛藤委員長 速記を戻します。

○森厚生労働副大臣。

○森副大臣 金銭登録機の導入に当たりまして、仕様の検討打ち合わせをいたしました会社は、カワグチ技研のほか、カシオ計算機、富士通、キヤノン、シャープ、日立製作所、東芝などと打ち合わせをしたというふう聞いております。

○中根委員 では、それぞれのところから見積もりをとったはずですよ。どこがよかったかと、何か材料があったでしょう。普通、我々がテレビを買おうと思つたつて、どこのがいいかな、どこのがいいかなと、それは、東芝とか日立だとかソニーだとか、いろいろ行きますよ。当たり前の話です。今の話を——見積書を出してください、見積書。

○森副大臣 たびたび申し上げても、このスペックに合うものができて年度内に納められる会社が、打ち合わせの結果、カワグチ技研しかございませんでしたので、ここに発注をいたしましたところでございます。

○中根委員 その打ち合わせのときに、何か資料を持って打ち合わせをするんでしょう、普通は。

日立、シャープ、カシオ、それぞれのところから見積もりをとつて、カワグチ技研のものもつて、それでどつちがいいか比較して、それが打ち合わせじゃないですか。その資料、あるはずでしょう。

○森副大臣 もうちょっと補足してカワグチ技研に決めましたいきさつについて御説明を申し上げますと、先ほど申し上げましたような会社の仕様を調査した上で、しかしながら、例えばシャープですとか東芝ですとか、こういったハード、ソフトが一体化した商品を製品にしている会社というのは、なかなか短期間に社会保険仕様のソフトを開発して組み込むことは難しい。(発言する者あり)いや、本当。私はそういうことの半分専門家です。

でありますから、結局、金銭登録機としては採用できないというふうな判断したものでございまして、残つたのがカワグチ技研とカシオ計算機でございますけれども、これは、短期間で社会保険仕様のソフト開発が可能と考えられました。そこで、詳細の部分までスペックの打ち合わせをいたしましたけれども、打ち合わせの過程でカシオ計算機は撤退をした、撤退をしたというふう聞いております。

○中根委員 言葉ではいろいろ何でもストーリーをつくれますよ。文書を出してくださいよ、見積書を。そのときの、なぜ撤退したか、そういった撤退せざるを得なかったような状況になったとか、カシオを——とにかく資料を出してくださいよ、見積書。

シャープ、東芝、これはだれでも知っていますね。カワグチ技研、だれか知っていましたか。どういう会社なんですか、カワグチ技研、どういう会社なんですか。教えてください。四億の取引をしている会社、当然把握しているでしょう。

○森副大臣 新商品を開発するときに一番最初にするのは、スペックの打ち合わせです。スペックが合わない見積もりもできないんですよ。これは、スペックの打ち合わせの段階で、結局、カ

ワグチ技研しかできないということになったものですから、これはカワグチ技研でつくつたというのが今までの経緯でございます。(中根委員「質問に答えていないよ。質問に答えてないんだわ。例えば社長の名前はだれ」と呼ぶ)

私もカワグチ技研についてその詳細は知りませんが、私もカワグチ技研について、資本金一千万円、代表取締役が、相笠さん、川崎さんという方が代表者で、業務内容については、情報処理機器の企画製作、販売、賃貸、情報処理ソフトウェアの企画製作、販売、文房具の企画製作、販売、印刷と出版に関する企画業というようなことになっております。

○中根委員 今、ちょっと社長の名前が聞き取りにくかつたんですけれども、もう一回お願いします。

○森副大臣 最高経営責任者は相笠弘明さんという方です。

○中根委員 最高責任者という言い方で僕は聞いていませんけれども、社長、代表取締役社長という……(森副大臣「代表取締役」と呼ぶ)それがアユカワさん。僕は、これは川崎さんという人だと思つてゐるんですけれども、どうですか。

○森副大臣 書いてあるとおりに読みますと、代表者、代表取締役相笠弘明、経理担当、最高経営責任者、それから代表取締役川崎義幸、社会保険関係担当、こういうふうになっております。

追加でございますけれども、この金銭登録機についての先方の代表者は、相笠さんの方になっております。

○中根委員 よくわからぬですけれども、代表取締役は川崎義幸さんという人なんですよね。

この会社は、金銭登録機だけじゃないんですよ。今お手元に配付いたしましたけれども、パビアート印刷システム、通称こう言われているもの、これも、全国の社会保険事務局、社会保険事務所、それだけじゃない、全国の各市町村の国民年金課にこの印刷システム、パビアートが配置を

されていますよ。どこどここの契約で置かれているんですか。教えてください。

○森副大臣 本庁一括契約でカワグチ技研と契約しております。

○中根委員 なぜ全国のもがまたカワグチ技研なんですか。

○森副大臣 これは、届け出用紙などの印刷システムで必要となる性能、機能を有する機器の製造、販売及び、これはリースで借りておりますけれども、賃貸借で、賃貸借が可能で、かつ当該機器の保守管理業務を行うことが可能である会社がカワグチ技研しかなかった、こういうことであります。

○中根委員 これはまた同じことの繰り返しを申し上げますけれども、ほかの会社は当たつたんですか。

○森副大臣 この件につきましては、平成十一年十月二十九日に官報でもって随意契約に関する公示をしております。ところが、平成十一年十一月十九日に至つても他の業者の申し出がなかったため、株式会社カワグチ技研と随意契約をいたしました。

○中根委員 さつきから、随意契約随意契約と言つていきますけれども、もう一回、金銭登録機の方に戻りますけれども、僕の解釈だと、予決令というもので、随意契約できるのは二百五十万円を超さないもの。よく見てくださいよ。二十万所の社会保険事務所が二百五十万円を超しているじゃないですか。これは随意契約できるんですか。

○森副大臣 先ほど御答弁申し上げましたとおり、官報で随意契約の公示をいたしましたにもかかわらず、その申し出がなかったということで、これは……(中根委員「随意契約できるのかと。これは随意契約の許容範囲なの。金銭登録機、たよと呼ぶ」申しわけありません。ちょっと聞き違えます。

金銭登録機につきましては、先ほど来申し上げておりますように、年度内にその仕様に合うもの

がほかの会社でできなかったという特殊事情によりまして随契で発注をしております。

○中根委員 カワグチ技研に決めた理由も不明確、文書も出そうとしない、本来二百五十万円を超えて随契はできないのに、それも特殊事情だと言っている。これは、初めからカワグチ技研だと決まっていたんじゃないですか。

カワグチ技研はいつ設立されたか。

○森副大臣 カワグチ技研の創立年次でございませうけれども、これは必ずしも正確じゃないかもしれませんが、これは一九九八年、平成十年の十月となつておりますけれども、ちよつと今確認をしております。

○中根委員 このカワグチ技研というのは、おっしゃるとおり、平成十年の十月六日に設立されているんですよ。それで、全国の社会保険事務局、事務所、二台から多いところは十一台、パイアートという印刷システムを入れている。全国で二千七百の自治体の国民年金課にパイアート印刷システムを入れている。すごい利権じゃないですか。一年の間にですよ。よくわからないけれども、盗難とか紛失とかという理由にして、平成十四年度で全国で国民年金推進員の方が使うあの金銭登録機を入れている、全部カワグチ技研ですよ。

それで、先日、私は山井理事と、このカワグチ技研、いい仕事をしているな、ではどんな会社だろうと訪問してみましたよ。そうしたら、担当者は、だれもない。だれも話せない。では、会社は国民の保険料を使って大きな仕事をしているんだから、どんな会社か知りたい、会社業務をあらわしたパンフレットでも下さいと言ったら、うちの会社は一切そういう印刷物はつくっていませんと言うわけです。

それでさらに、対応した人が、とにかく今は担当者がいないからどうぞお帰りください、どうぞ帰ってください、どうぞ帰ってください、だんだんこういうふうになつてきて、仕事の邪魔をしてもいけないと思って、そこそこで帰りましたよ。しかし、でも名刺ぐらいもらつていかな

きやと思つて、済みません、名刺を下さいと言つたら、うちの会社は名刺を使うような仕事をしていないから、社員はだれ一人名刺を持っていませんと言つたんですよ。こんな会社とどうやってアクセスして、社会保険庁は、どうやって営業をかけてきたんですか、一体。

○森副大臣 先ほど来申し上げておりますとおり、実際、仕様に合つて、期間内にできる会社はこの会社しかなかったということで選定したというふうには私も聞いておりますけれども、より詳細についてちよつと調べ直しまして、また改めて御報告を申し上げます。

○中根委員 それで、そのとき訪ねたときに、名刺がない、ええつ、おかしい、では、どうやって社会保険庁に営業に行ったの聞いた。大体、カワグチ技研は、この川崎義幸という社長は二チネン企画という印刷会社をやっているんですよ。年金の仕事もいっぱいやっていますよ、この会社。

何で、パンフレットもできない、印刷一つできない。大体、さつきも言っていましたけれども、印刷システムを納入しているんですよ、全国に。名刺、何で持っていない。そんな、持っていない、もいい、あるかもしれない、万が一。

そういう会社を信用して、随意契約で簡単に全国の仕事をするんですか、これは。平成十年に設立されて、十一年にパイアートの仕事をとつて、十四年に金銭登録機の仕事をとる。社会保険庁の仕事をするためにつくられた会社だと思いませんか、これは、普通に考えて。

○坂口国務大臣 先ほど副大臣が御答弁されましたとおり、少し調べますから、我々もそこまで具体的なことまでちよつと知りませんので、よく調べて御答弁させていただきます。

○中根委員 では、ついでに調べてもらいたいことがある。

社長の名前が川崎義幸。それで、社会保険庁の偉い人に川崎義幸さんによく似た名前の人がいるんですよ。昭和三十五年、東大法学部卒、厚生省入省で、社会保険庁の次長をやつたり、厚生省の

薬務局長をやつたり、それから、天下つて、全社連の副理事長をやつたり、エミナースをやつている全国国民年金福祉協会の理事長をやつたり、川崎幸雄さんという人。川崎幸雄さんと川崎義幸さんが親戚関係でなければいいなあと思いますが、癒着がなければいいなあと思いますが。あわせて調べてください。約束できますか。

○森副大臣 御心配でございませうけれども、全く関係ない関係であるというふうに聞いております。聞いていたんですか。いつ、そのことを聞いたんですか。

○森副大臣 今、社会保険庁からそういう連絡を受けました。

○中根委員 社会保険庁のだれがそれを証明したんですか。名前を言つて下さい、今、後ろの方の名前を。

○坂口国務大臣 御疑問のようでございますから、まとめて御報告申し上げますから。

○中根委員 それじゃ、さっきの印刷機の見積もり、それから金銭登録機の見積もり、打ち合わせの模様を記した何か文書があればそれ、それから今尋ねたことすべて、いつまでに答えてくれますか。

○坂口国務大臣 先ほども、今週中にほかの件も報告をするというふうに申し上げましたから、あわせて今週中に御報告申し上げたいと思います。

○中根委員 これは、一回、川崎義幸社長にここに来てもらつて事情を聞かなきゃだめですね。参事会にて協議いたします。

中根康浩君。

○中根委員 カワグチ技研の兄弟会社に二チネン企画というやつがある。二チネン企画の役員を調べると、石川雅子という名前が出てくる。石川雅子は、カワグチ技研の取締役にも就任したことがある。今の川崎、川崎じゃないですけども、石

川と聞いてどこかで聞いたことがあるなと思つて、そうしたら、先日、民主党の厚生労働委員会のメンバーで新宿ペアーレというところに視察に行きました。財団法人社会保険健康事業財団というところがやっていると。主な仕事は健康診断のブローカーですよ、仲介業。

この健康診断を主にやっていると。ちよつと毛色の変つた仕事もしているんですよ。東京と大阪に配送センターをつくつて、年金の関係の、これは管理換帳票という難しい言葉、要するに届け出書類とかなんかですよ、これをすべて東京都と大阪の配送センターに一たんそこにしまつて、そこから全国の社会保険事務局や事務所にある会社が配送しているんですよ。

ある会社は、イシカワコーポレーションという名前、小野包装、こういつた名前が出てくるわけですよ。石川雅子さんとイシカワコーポレーションが関係ないかと思ひますけれども、このイシカワコーポレーション、カワグチ技研と同じように、皆さん、御存じだった方あります。普通、全国津々浦々にある社会保険事務局、事務所に配送ネットワークを持っている会社、尋ねるとまた出てくるかもしれない、こつちが先に言いますと、例えば日通とかヤマトとか名鉄運輸とか、いろいろありますよ。イシカワコーポレーション、どんな会社ですか。

○坂口国務大臣 私もよくわかりませんが、株主会社イシカワコーポレーションというのは、昭和二十五年に設立されて、物流とか流通加工などを行つております。会社設立当時より社会保険関係の運送業務を行つてきているというふうに承知しております。

○中根委員 また同じことを聞きますけれども、社会保険庁あるいは社会保険健康事業財団がこのイシカワコーポレーションとどんな契約をしているんですか。

○坂口国務大臣 それじゃ、これもあわせて御報告申し上げます。

○中根委員 これ、大事な問題なんですよ。年金

利権に群がるこういう官僚とか業者が、私たちの国民年金、厚生年金の保険料をこうやって食い物にしている、中抜きにしている、利用をしている、むだ遣いしている。だから年金財政が危なくなるんじゃないですか。だから保険料を上げなきゃいけないんですか。だから保険料を上げなきゃいけないんですか。全部のしわ寄せが国民にきているんじゃないですか。しかも、それらを、後で説明します後で説明しますと、何にも把握していないじゃないですか。そういう感覚がグリーンピアなんかにもあらわれる、サンピアなんかにもあらわれて、いつかやめなきゃいけないんですよ。

いつまでに出してくれませんか。

○坂口国務大臣 先ほど申しましたのとあわせて御報告を申し上げますから、今週中に御報告を申し上げますか。

○中根委員 あとどれぐらい時間があるかわかりません。大臣、党首討論の方へどうぞお越しください。大西さんがもう本日に朝から気にいらつしやいますので。

きょうは、本日は選択エージェンシーのこともやらなきゃいけなかったんですけれども、もう時間がないかもしれないので、一つ、無年金障害者のことをやります。また衆議員が時間をたつぷりとつてやりますけれども。

さっきの資料は、全部金曜日の委員会前までですか。確認してください。

○森副大臣 先ほど大臣がお約束して退席されましたから、私がそれを変えようということではできませんので、今週中にお出しするということを私も申し上げたいと思います。(発言する者あり)できるだけその線で努力をいたします。

○中根委員 これね、年金の広報。年金保険料を使つてつくった年金広報。前回も一回使いました、この岐阜の社会保険事務局がつくったもの。もう一回、これ、何回でも出しますよ。無年金障害者、制度の谷間にあつて苦しんでいる。政府がまともに救済しようとしな。民主党は、きちんとした法律をつくつて、これからそうした人たち

を年金制度の枠内で救うように考えていきますけれども。

この広報で無年金障害者がどういうふうに表示されているか。「セビるマン」、無年金障害者のことを「セビるマン」と言っているんですよ。「ケガで働けなくなり、暮らして困って友人や親戚にお金をセビつてばかりいる妖怪。障害基礎年金のことを知らなかったんだね。」なんて、「セビるマン」なんて言つてやゆしているんですよ。

この人権侵害について、副大臣、どう思いますか。

○森副大臣 今御指摘のありました広報につきましては、当然ながら、その内容、表現が誹謗中傷にすぎたり差別と受け取られるようなものであつてはならないものでありますことから、社会保険庁においては全国の社会保険事務局長に対して文書により注意喚起を行い、再発の防止を図りました。

広報内容については、今後とも十分注意して、工夫を重ねながら、効果的な広報に努めてまいりたいと考えております。

○中根委員 これは後で謝ればよいというものじゃないんですよ。もしかしたら社会保険庁の人や社会保険事務局の人は、「セビるマン」だねなんて日常的な会話をしていたんじゃないですか。だからこんな発想が出てきたんじゃないですか。いかがですか。そういうことがなければいいと思いますけれども、あつたかなかつたか、そういうことが。

○森副大臣 今御指摘の点も踏まえまして、改めるべき点は改めたいと思います。

○中根委員 指摘した点も含めて、また後日、これもあわせて、先ほどまでのと一緒に出してください。

これは「ゲゲゲの鬼太郎」をパロディー、アレンジしてやっているんですけれども、調布にある「ゲゲゲの鬼太郎」の株式会社水木プロダクションというところに行つてきましたよ。こういうもの

をつくらせているということを承知していませんか、許しているんですかと言つたら、ゼネラルマネジャーの武良幸夫さんという人が、ええつ、こんなこと許していませんよ。しかも、著作権を侵害したかもしれないですよと言つていましたよ、本人、武良さん。

どうですか、これ、著作権。

○森副大臣 今初めて聞いたお話ですので、調査させます。

○中根委員 これもあわせて調査してください。こんなくだらないものを一々つくつて、お遊びで、それで、謝罪広告を出したり訂正広告を出すのに、また保険料を使つて、むだ遣いして、私たちの保険財政が痛めつけられている。これは本当に腐り切つていますよ、これ。無年金障害者のことをまともに考えようとしていないからこういうことになる。

もう一回確認しますけれども、これは水木プロダクションとどんな契約をしたんですか。調査ですか、これも。

○森副大臣 今申し上げましたとおり、調査いたします。

○中根委員 無年金障害者の問題、繰り返し申し上げますけれども、こういう人権侵害を平気でやるような社会保険庁や厚生労働省だから、まともに答えようとしな。控訴しないでくださいという悲鳴にも似た声を無視して平然と控訴する。これは本気で考え方を改めてもらわないと。

では、「選択」の問題に移りますよ。(発言する者あり)あと二分ですか。それじゃ、二分しかないから、江角さんの問題にしましょう。国民年金の広報の問題、江角さん、起用を決めたのはだれですか。

○森副大臣 社会保険庁の広報委員会が決定したそうでございます。

○中根委員 そのときの広報委員会の責任者はどなただったでしょうか。

○森副大臣 社会保険庁次長でございます。○中根委員 次長は佐藤忠春さんという方ですよ

しいですか。そのとおりでございます。

○中根委員 六億円も使つて、国民年金の信頼を失墜させて、こんなつまらないことをして、佐藤さんは何か処分されましたか。

○森副大臣 これは組織の問題でございますので、大臣より、社会保険庁長官に対して、二度とこのようなことがないように緊張感を持つて取り組むよう、厳重に注意をいたしました。

○中根委員 そういうふうに、だれも責任をとなない、そういうことが国民の年金財政をむしろでいつている。

佐藤局長は、これは報道によるんですけれども、社会保険庁次長当時、平成十五年の七月、社会保険庁の複数の幹部職員が、監督下にある健康保険組合、東京小型コンピュータソフトウェア産業健康保険組合がたび重なる接待を受けていた不祥事へ対して、自分が処分を下しているんですよ。間違いありませんか。

○森副大臣 長官が処分をしております。

○中根委員 ちよつと聞き取りにくかつたんですが、処分していらつしやるんですか。(森副大臣「長官が」と呼ぶ)長官が処分している。

時間が来ましたけれども、理事会で協議してもらつて、川崎義幸さん、カワグチ技研。繰り返し申し上げますけれども、印刷システム、パピート、金銭登録機。何でも、世間の人が余り知らない、設立したての会社がこんなにおいしい仕事をできるんですか、保険料を使つて。これは一回明らかにしないと、同じようなむだ遣いがこれからも繰り返されるということになる。参考人招致、必ずやつてください。

○衛藤委員長 以上で中根康浩君の質疑を終了いたします。

午後三時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時五十四分開議

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

きょう、この厚生労働委員会での質疑をさせていただきます。

まず冒頭、私の同僚の長妻議員そして中根議員の質問、この中で、大臣並びに副大臣が御答弁なされなかった部分、あるいは調査をすると言明された部分に関して、改めて私は確認をさせていただきます。先ほどのその調査をするということについては、あすいっばい、あすじゅうにしたいだけのことです。よろしいでしょうか。

先ほどの同僚議員の確認です。調査それからその質疑に対しては、あすじゅうでよろしいでしょうか。どうかお答えください。

○森副大臣 先ほども申し上げたとおり、今週いっばいというふうにお答えしたつもりですけれども、了解されたというふうには認識いたしましたが。

○馬淵委員 二人とも、その質問に対しての回答がいただけなかったということで、またこれについて再度の質問をしたいというふうにご準備しております。あすじゅうにもう一度お願いをしたい、こういうことで、確認でございます。いかがですか。

○坂口国務大臣 副大臣から御答弁申し上げましたとおり、一応、今週いっばいにはちゃんといたしますというところをお約束したわけでありますから、責任を持ってさせていただきますと思っております。

年金の審議は金曜日だけじゃない、恐らく来週もあるでしょうから、ひとつ来週またおやりいただければありがたいというふうに思います。

○馬淵委員 はい、確認をさせていただきます。それで、もう一点ございますが、長妻議員が確

認をさせていただくということで、ただし時間がなかった部分、時間が足りなかったということ

で、お二方に確認をさせていただく予定にしております。竹本政務官並びに森副大臣、このお二方に対して、国民年金の保険料、この納付についての事実の確認をさせていただきたい。お二方それぞれ、保険料を納めていらっしゃるかどうかについてお答えください。

○森副大臣 プライバシーの問題でもありますが、理事会の御協議を踏まえてお答えをさせていただきます。ありがとうございます。

○竹本大臣政務官 森副大臣と同じ趣旨でございます。協議を踏まえてお答えしたいと思います。

○馬淵委員 竹本政務官並びに森副大臣、厚生労働省の責任者として、国民年金について広く議論をしようとするときに、このお二方、年金保険料納付について確認をさせていただいて、再度の確認です。これは通告もしていると、長妻議員がこの件に関してはお尋ねするというふう

に言っていました。これについて再度お尋ねします。この場で、国民年金の保険料を納付されているかについてお答えください。

○森副大臣 理事会の御協議を踏まえてお答えをいたしたいと思っております。

○竹本大臣政務官 私の場合は、既に納めておりまして、受給権が発生しております。保険料納付の義務はございません。(馬淵委員「国民年金ですよ」と呼ぶ)

国民年金も含めて。私の場合は国家公務員です。公務員共済と一緒に納めています。

○馬淵委員 竹本政務官に今お答えいただきました。納めているということの御答弁をいただきました。

森副大臣、お答えください。坂口大臣はもう答弁をされておられます。そして、これについては同僚議員が確認をさせていただくということでお話しさせていただいております。所轄官庁として、その責任者として当然のことだと思っております。お答えください。——何黙っているんですか。簡単に答えられるでしょう。

○森副大臣 先ほど来申し上げておりますように、理事会の御協議を踏まえて御答弁をさせていただきます。

○馬淵委員 答えられないということですか。答えられないということを今ここで確認してください。大臣が答えられて、竹本政務官も答えられました。森副大臣だけ、私だけここではきつちりと答えることはできない、そういう御答弁ですか。

もう一度確認させていただきます。答えられないということなんですか。

○森副大臣 それでは申し上げます。国民年金に加入しております、保険料も納付しております。

○馬淵委員 これは本場にさつと答えていただきました。不思議で仕方がありません。

こうした当たり前のことをお答えいただけないような現在の厚労省の幹部や政務官、大臣あるいは副大臣といった方々、今国民がどう感じているか。年金の抜本改革をうたうこの国会の中で、本

当に安心できる年金制度をつくっていただけるのか、今国民が目しているわけです。

しかし、今ここにお集まりの皆さん並びにその諸先輩の方々が、今日の年金制度、財政破綻という状況を招いたのは、まるで人ごとのようにおっしゃっているが、そうではありません。これは、今までやってこられた方々が予測し得た、予見し得た中でこの状況をつくってしまった。

私はきょうは、年金の抜本改革を議論するためには、厚生労働省の体質や、あるいはそれを所管する大臣並びにそれにかかわる多くの政治家の方々、その問題について、そのことに対して本気で取り組んでいらいっしょのかどうか、その資質の問題についてまず確認をさせていただかなければ議論ができない、こう思っています。

まず、私、こうした状況の中で、年金の問題にかかわること、どういった方々が今日までやつ

てこられたかということで、いろいろ調べてみました。おもしろい記事が、おもしろいと言ったら語弊があるかもしれませんが、記事がありまして、いわゆる年金官僚と呼ばれる方々、少子化を見通せず、不安定雇用労働者をふやした、年金制度の崩壊を招いた年金官僚がぬくぬくと天下りをして、こう訴えている記事がございました。

この記事の中身には、近藤純五郎さんという名前、そして伊藤雅治さんという方のお名前が上がつておりました。この近藤純五郎さんという方は、厚生省に入省されていた、そしてもう既に退官されていたということですが、近藤純五郎さんの退官時の役職と、そして今日の役職名、これについてお答えいただけますか。

○森副大臣 退職時は事務次官で、現在は年金資金運用基金の理事長でございます。

○馬淵委員 事務次官であり、そして現在は年金資金の運用基金の理事長でいらっしゃる。まさに年金のど真ん中のところにいらっしゃる。

さて、ではもう一度確認しますが、この方の平成六年のときの役職は何だったのでしょうか。

○森副大臣 平成六年は、年金局長でございます。

○馬淵委員 年金局長を歴任され、そして次官にまで上り詰め、そして現在、年金資金の運用基金の理事長を務めておられる近藤純五郎さん、こうした方が、まさに年金制度の崩壊をつぶさに見てこられたわけです。この方々が、責任をとらずに、ぬくぬくと天下りを繰り返している。

この記事の中には、こうした方々の生涯給与というものを算定して、本場に今苦しい年金受給者の方々、あるいは、年金はこの先ももらえるのかと不安でいる若い方々、その方々がどんな思いをするかということを書いてある記事がなわけてあります。この報酬額、生涯の獲得するであろう給与等、これについて、これは、近藤純五郎さんが五億三千六百二十三万円、こうした推計をなされています。

これは、私が昨日、一昨日、役所の方に確認を

させていたしましたが、個人情報なのでお答えするわけにはいかないということでした。しかし、こうした五億数千万、五億三千万を超えるような生涯獲得賃金を得られる、これが現実の天下りの実態なわけであります。

そして、この記事を見ますと、もう一つ、大変大きな金額を得られている方がいらつしやいました。伊藤雅治さんという方です。この伊藤雅治さんという方につきましてはお尋ねしますが、退官時と、そして退官時のその直前、そして現在の役職は何だったのでしょうか。

○森副大臣 退官時は医政局長で、その直前ですか、(馬淵委員「はい」と呼ぶ)その直前は健康政策局長、そして現在は全国社会保険協会連合会の理事長でございます。

○馬淵委員 今御指摘いただきました、この伊藤雅治さん、医師でいらつしやるんですね。医師でいらつしやる伊藤雅治さんが、近藤純五郎さん、年金局長そして次官を経験され、現在も年金資金の運用基金の理事長をされている、この方にはほとんど変わらないぐらいの金額、五億三千九十六万円の生涯給与ということが推計されている。この方が、現在は全国社会保険協会連合会の理事長である。そして、退官時は医政局長、その直前は健康政策局長であったということでありました。

こうして眺めてみても、この年金の問題について一生懸命に検討していただかねばならない皆さん方が、そしてその責任を十分に受けとめていただかねばならない皆さん方が、相も変わらずに数億という生涯給与を手にするための天下りを繰り返しているということ、国民は怒っていますよ。このことに對して、大変な怒りを感じてはいますよ。

これについて、まず、この天下り問題は繰り返して国会でも議論されてきているはずですが、まさに年金の議論の今、どういうお考えを持って、このことについて御見解を持っておられるか、お答えください。

○坂口国務大臣 今、近藤さんとそれから伊藤さん

んのお話が出ましたけれども、伊藤さんは医政局長、そして現在も、厚生年金も関係はないとは言えませんが、これは病院の方の協会でございます。したがって、直接年金とはかわりはないというふうな思っておりますけれども、二人とも厚生労働省の局長であり、あるいはまた次官であったことだけは、間違いないと思います。

それで、今、いわゆる高級官僚と言われます。次官でありますとか局長でありますとか、そうした皆さん方の天下りの問題が大きく指摘をされているときでございます。私も、現在、事務次官を初めとする皆さん方に対して、第二の務めと申しますか、次官なりあるいは局長をなすつた人が次にどういふポジションについていくかということ、それは、今までのように、次官や局長になつた人は次のこういうポジションが定められているというふうなことはおかしい、それは改めなければならぬ。そして、より広く、その人が自分の持っている能力を生かして、例えば大学の先生になる人もあるでしょうし、さまざまところでその能力を発揮するというところに、やはりそれぞれが努力をしてもらわなければ困る。

当然のことのように厚生労働省関係のところに天下ることは、今後避けていかなければならない。そのための対策と申しますか、方法といいますが、そうしたこともひとつ考えなければいけませんし、それぞれの人も自覚をしてもらいたい、こういうふうな今申し上げているところでござい

ます。

○馬淵委員 当然のことです。能力を生かしてというのは、これも一つ当然であります。役所の権限を持ってそれに関連するようなどころに天下ること、これは決してあつてはならないことであると。坂口厚生労働大臣、今お話をあつたとおり、これについて改めていくということをしつかりと確認をさせていただきたいと思

います。

さて、私は、この天下りの問題に象徴されるような今のお話、厚生労働省の体質、責任をとらな

い体質というものについて、一つ非常に典型的な事象を見つけることができました。そして、何とそれが、この伊藤雅治、現在全国社会保険協会連合会理事長、当時の健康政策局長時代にそれを見出すことがあつたわけであります。

この伊藤雅治健康局長、平成十一年の八月に健康政策局長となられました。さて、この健康政策局長というところで当時どのようなことが行われていたのか。先ほど来私繰り返し申し上げて行つたように、厚生労働省というものは本当に責任ある行動をとっているのかということ、この伊藤さんの一つ一つの言動や、あるいはそれを取り巻く役所の体質の中で、しっかりと国民の皆さんに見て

いただきたいと私は思っているわけであります。

そして、この伊藤さんが健康局長になられたときにとつていた状況があつたか。平成十一年の五月のことです。当時、平成十一年五月、歯科医師需給に関する検討会報告書というのがその一年前から検討され、それが提出されておりました。

歯科医師とともに歯科医療を支えている歯科衛生士についても適正に確保していくための方策が望まれるという提言を受けて、そして、その検討を行つた意見書がまとめられたのがこの平成十一年の五月のことです。

この平成十一年五月の意見書の概要が出されているわけですが、この検討会の位置づけといふのは、そもそもどういふものでしょうか。

○坂口国務大臣 局長の諮問機関、たというふうな思っておりますが、一遍しつかりちよつと聞きま

すけれども、多分、局長の諮問機関と思ひます。

○馬淵委員 そうですね。その前の健康局長が音頭をとられてといひますか、諮問機関として設け

られた。

そして、議事要旨がこれは的確に出されております。この検討会の中で検討をされた内容について、意見書の概要というところでまとめておられます。毎年、六千人を超える歯科衛生士が免許を得ている。こうした中で、歯科衛生士の担う業務

というものが大変多様化している。さらには、歯科衛生士養成における現場での課題として、カリキュラムにゆとりがないとか、あるいは業務が多様化して患者ニーズにこたえるような教育体制を整えることが困難な場面がある、こうしたことから、この検討会では、諮問機関です、また、局長の諮問機関の中で、ここで検討され、そしてまとめられた意見というものは、養成施設の教育内容を見直していくということ、そしてもう一つ、修業年限の延長ということでありました。

それまでは歯科衛生士を養成するための修業年限というのは二年だった。これをさらに延長すべき、検討をしなければならぬ、このようにこの検討会の中でまとめられ、そしてこの見直しを早い時期に実施することが必要である、このような検討を実施されているわけであります。

さて、この検討を受けまして、当時、十一年五月、これがまとめられたわけでありました。そして十一年八月、伊藤健康局長が就任されたわけでありました。これを受けて、どのようなめでどのように進めていくかということに当時決められましたか。大臣、副大臣、お答えください。どちらでも結構です。

○坂口国務大臣 平成十一年の五月二十八日に、これは歯科衛生士の資質向上に関する検討会意見書を公表しまして、三年制延長を平成十二年四月一日に予定、こういうふうになっておりますが、平成十一年の九月の九日、十日、平成十二年四月の三年制への延長については関係団体とさらに調整を図ることとしたところでござい

ます。

○馬淵委員 お聞きしないことまでお答えになりましたが、めどとしては、平成十二年四月一日をめどとする。そして、その四月一日をめどに向けてさまざまな方策、施策を考えていくということになったと理解をしております。

平成十二年四月一日ということ、当然ながら、これが五月にまとめられて、即座にやることは何かといへば、十二年度の予算措置をどのように考えるかということであります。平成十二年度の予算措置に對してどのような検討が行われまし

たか。副大臣、お答えください。

○森副大臣 ちよつと質問の御趣旨を十分理解しているかどうか、自信がございませんけれども、十二年の四月に修業年限を三年制へ延長することを検討していたということは事実でございます。

○馬淵委員 私の質問に答えていないですね。いいですか。十一年の五月、この意見書を受けて、そして八月には概算要求があるわけですよ。十二年の予算に対して、まさに今おっしゃった期間を二年制から三年制に延長するには、施設やあるいはその周りの建物を含めたさまざまな整備が必要だ、予算措置が必要だということが当然考えられる。そして、その予算措置のための準備を当然されるじゃないですか、この検討書を受けて。

私が聞いておるのは、予算措置されたんですかという確認ですよ。概算要求、予算措置されたんですか。森さん、答えてください。

○森副大臣 三年制に移行するための施設整備の予算措置はしております。

○馬淵委員 早くそうおっしゃってくださいよ。予算措置、予算の概算要求において、養成所施設整備費の予算化を要求しているということを今確認させていただいたわけでありますが、そこまでやっています、平成十一年の九月に、先ほど私がお聞きしていなかったにもかかわらず、もう先走っておっしゃいましたね、この五月の意見書を受けて、そして概算要求のこの予算措置を進めておられる中で、九月に、十二年の四月一日の施行に關してはとりあえず凍結ということを決めたといふおっしゃいました。

まず、なぜこれを凍結したんだ、なぜ平成十二年四月一日の施行をとめたのか。これについて、森副大臣、お答えください。

○森副大臣 移行するためのそういった予算措置はいたしましたけれども、三年制に移行する場合には、学生増に対応する施設設備や教員の増員等の環境整備に向けた、やはりその準備期間が必要でございます。その準備期間を考え、また、さらに加えて、日本歯科医師会から慎重な対処を望む意見があったことなどから、さらに調整を図ることにいたしました。

○馬淵委員 つまり、厚生労働省として、当時は厚生省として、この十二年四月一日の施行に向けて、意見書を受けて進めて、予算措置をしようとしていたけれども、九月にそれをとめた、そういうことですか。森副大臣、お答えください。

○坂口国務大臣 その話は、現在も実は三年制にする話が出ておまして……(馬淵委員「現在は聞いていない」と呼ぶ)いえ、私も過去のことを聞いたわけでありますが、確かにそのころ、そういう検討会の意見がまとまったことは事実でございますけれども、そのときには、先ほど副大臣が答弁申しましたように、歯科医師会の方が当時非常に慎重な意見であったということでございます。

ただし、平成十二年度から、義務ではありませんが、三年制に移行するところは任意にしておりましたところもある、こういうことでございまして、その後は引き続き、現在、全体で三年制にするという話を今進めているところでございいます。

○馬淵委員 厚生労働省が平成十一年の九月に、十二年四月一日の準備をしていたんだけれども、これはとりあえずの凍結をしたということなわけでありまして。

それについて、当時の日本歯科医師会の中原会長から、全国の各都道府県の歯科医師会長あてに文書が出ているんですね。これは説明をしているわけですが、意見書で、一年間かけて三年が望ましいという方向を向いていて、そして予算措置も進

めている。その中で、九月に、やはり凍結すべきだという形で、とりあえず凍結という厚生省側の見解を受けた。これに対して、こういうふうな述べられております。

中原会長は、「厚生省は平成十二年度予算の概算要求において、養成所施設整備費の予算化を要求しているところでありまして、このように既に準備も進められている。しかし、厚生省所管局から、平成十二年四月一日施行についてはとりあえず凍結し、今後、関係者との協議を行っていくとの回答を得たところでありまして、お知らせいたします。

○森副大臣 省令の改正が必要になりますけれども、歯科衛生士学校養成所の指定規則の改正が必要になります。

○馬淵委員 そうなんですね。歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正案ということ、これはもう本来なら準備されていなければならぬ。その状況の中で九月に、これがとりあえず凍結となったんです。とりあえず凍結という事実が起きた。

そして、ではそのときにどんなことが起きたんだろうか。一年かけて、そしてその前の年から歯科医師の方は歯科医療の向上のための検討をして、歯科衛生士の検討もしてきた。二年から三年に延ばそうというさまざまな措置をしてきたにもかかわらず、九月になって突然、とりあえずの凍結。

それについて、おもしろい記事があります。これは平成十一年の九月の二十一日付の日本歯科新聞であります。これをちよつと読ませていただきますと、きょうも同じこの厚生労働委員会の委員としていらつしやいます木村義雄議員のお名前がここに載っております。

当時、厚生委員長であった木村義雄議員が、歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正案は歯科衛生士の資質の向上に関する検討会の提言を踏まえたものであるとして、これについて、そのときの検討というのは、修業年限を二年から三年にする、施行日は十二年の四月一日だ、経過措置期間は五年とするということであった。

この問題について、日本歯科新聞では、「学校運営、医院経営の上で、さまざまな『本音』の部分の意見がある」、そして「厚生省・健康政策局長を呼んで、この点について配慮を要請し」、「白紙撤回」の回答を取り付けた、こういう記事が出たんです。そして、この記事を受けた翌週、大きな波紋が起きたと、また同じく平成十一年の九月二十八日付の日本歯科新聞に出てくるんです。「白紙撤回」の波紋、こう載っています。「木村義雄代議士発言巡り」施行日の凍結を協議したもの」と。

なぜ、こうした当時の木村厚生委員長の御意見が出てきたのか。これを見ますと、どこから漏れ伝わったわけじゃないんですよ、これは、いいですか。九月十四日の大阪府歯科医師会が主催している時局講演会で、講演者である木村議員が、白紙撤回させた、このように発言されているということを受けて、この日本歯科新聞が二十一日付に書いた。そして、それを受けた日本歯科新聞の二十八日付でまた違うものを載せた。このようにこの日本歯科新聞に書いてあります。日本歯科新聞でこのような事実が、これは報道されているわけですね。私が今申し上げているように、報道としてなっています。

そして、木村議員が繰り返し撤回を要請されてきたということは、同じくこれはここの三月一日付の朝日新聞の方にも報道で載っています。木村議員は、平成十一年の夏以降、当時の同省幹部に対し、この教育期間延長について、歯科医師会が反対している、やめた方がいいなどと十二年四月施行に反対の考えを示した、木村議員からの要請は複数回にわたった、このように報道で書かれています。

そして、こうした状況があつて、その後、歯科

医師会並びに厚生労働省はどのような対応をしたのかということになります。

この歯科医師会の対応について確認をさせていただきます。山崎派の山崎拓さん、前衆議院議員です。山崎拓さんの支援する団体として、平成十一年の五月に大阪歯科医師会、大歯は、拓師会という政治団体を設立されています。今申し上げたように、この平成十一年五月、そして平成十一年九月の段階で、突然に厚生労働省の方針が変わっていった。そして、その背景には、こうした報道による木村議員の意見、木村議員の発言した内容あるいは拓師会の設立等々があるのではないかと思います。報道がなされているわけであり、

そして、この平成十一年の九月の後に、平成十二年、日本歯科医師会から大臣の方に要望が行かれましたでしょうか。これについてお答えください。平成十二年の三月三十日、日本歯科医師会から大臣に対しての要望がございましたでしょうか。

○坂口国務大臣 私になりましたからなら私も記憶をいたしておりますけれども、私の前任者であつたというふうに思いますし、そのときに歯科医師会から何かが出たかどうかというところまで、ちょっと今存じておりません。

○衛藤委員長 馬淵委員にお願いを申し上げます。

本日は、当初から申し上げましたように、年金に関する質疑ということに取り決められております。年金に関する質疑をよろしく願います。

馬淵澄夫君。

○馬淵委員 いいですか。年金の議論をしていくために、しっかりと、厚生労働官僚あるいはそれを取り巻く環境の中で、本当に信頼に足り得る議論を今までしてきたかということをごでは確認させていただかねばならない。

さて、今、坂口厚生労働大臣は、これは私にはわからないとおっしゃいましたが、当時、平成十二年三月三十日、日本歯科医師会中原会長から、

当時の厚生大臣、丹羽雄哉大臣に、この凍結解除というお願いが出ています。つまり、九月にとりあえずの凍結を決めたけれども、翌年の三月に、歯科医師会からは凍結解除をお願いしているわけですね。この凍結期間に関しては一年として、十三年四月一日の施行を日本歯科医師会としてはお願いをしている。とりあえずの凍結であるならば、一年を年限として、凍結期間を一年として、とにかく歯科衛生士の就業年限を二年から三年に延長する。というこの施行を一刻も早く進めてほしいという歯科医師会からの要望が出ていたわけであり

ます。これについて確認をしていただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 中原会長は、丹羽大臣に「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正に関わる施行日の凍結解除のお願いについて」というのを確かに出されておりますが、この翌日、実はおやめになつておるわけであり、中原会長は、したがって、この後、次の執行部においていろいろ議論をされるということに、経過としてはなつたというふうに思っております。恐らく、察しますところ、歯科医師会の中にありまして、いろいろの御議論があつたんだらうというふうな印象をいたしているところでございます。

○馬淵委員 中原会長から大臣あてに出ているわけですね。そして、今お話があつた、その後、やはり日本歯科医師会としては、この問題に対して真摯に取り組まねばならないということで、平成十二年の三月三十日、この要望書を出しておられる後に、歯科衛生士養成学校を対象とした調査を行われています。そして、この調査を行った結果、七五%以上、七五・四%の調査対象の方々が、歯科衛生士の養成期間は三年にするのが望ましい、このように答えておられます。

これについて、この調査結果について把握をしておられますでしょうか。森副大臣、お答えください。

○森副大臣 歯科衛生士養成学校百三十五校を対

象としてアンケート調査を実施いたしました。百二十二校、九〇・四%の回収率でございます。その結果、改正に賛成というのが、条件つき賛成とかいろいろ含めまして、九十二校でございます。したがって、今委員のお話のとおり、七十数%に相当するんじゃないでしょうか。この結果であれば、把握をしております。

○馬淵委員 このアンケート結果が、各紙、日本歯科新聞やその他にも出され、当然ながら、厚生労働省の方でも把握をされているわけであり、また、そして、このアンケート結果に対しての見解というものを、お出しになられた、それが平成十二年の七月の十二日であり、今、委員の皆さん方、お手元にお配りをしました、厚生省健康政策局歯科保健課がこの見解というものを、お出しになられております。

ここには、実際に行つたこうしたアンケートというものを非常に尊重する、極めて重要な調査だという評価をした上で、条件つきを含め賛成意見が四分の三、七五%以上を占めているということを確認されたことから、凍結解除が妥当な選択だと考える、こう記してあるわけです。

そして、凍結継続を繰り返していくと、これはさまざまな不測の事態が生じる、そしてそれは何かという、予算上、こうおっしゃっているわけですね。予算上にも非常な影響を及ぼす。また、その中身としては、施設や設備補助金への影響である。そして、平成十二年度確保された歯科衛生士学校に対する施設、設備補助金の継続というものが、当時の大蔵省から約束違反をたされた場合、大変継続困難になる場合もあるといつて警鐘を鳴らしているんですよ。

これは、つまり、凍結解除ということをお話して、そして凍結を継続することはだめだ、一刻も早くこの凍結を解除すべきだということを、アンケート結果を受けて役所の側が見解として明確に出しておられるわけです。

これについて、今、私この中身を申し上げましたが、先ほど坂口厚生労働大臣おっしゃった、現時点

における凍結の状態というのをもう一度確認させていただきます。今、どういう状況になつていますか。三年延長の解除というの、いつ解除という予定になつておられますか。

○坂口国務大臣 アンケート調査がございまして、そして日本歯科医師会より、三年制の実現を求める要望というのが平成十五年の十月に実は出ているわけであり、その前に少しさかのぼりますと、平成十三年の二月に、現行の指定規則のもとで三年制を希望する養成所に対しては個々に許可することになりまして、平成十五年の四月現在で十一施設、今、三年制になっております。

さらに、今後全体にこれを広げていくということ、今度は日本歯科医師会からも、ひとつ三年制にしてほしいという、慎重姿勢から今度は御要望が出るということになりまして、現在鋭意それに従ひまして進めているところでございます。

○馬淵委員 今確認しますけれども、そうすると、この凍結解除ということについて、ここで見解として妥当だとされているわけですが、それをその後は明確に撤回するということ、凍結解除を撤回するなどということはなかったということでしょうか。お答えください。

○坂口国務大臣 現在進行中でございまして、平成十七年から三年制を実施する、四月一日を目途に、延長に必要な厚生労働省の改正作業を進めている、こういうことでございます。

○馬淵委員 いいですか、確認をしますよ。凍結解除が妥当だ、こういう見解が出た後に、いや、まだ凍結はしておかなければならぬというような通知、通達というのはされていませんか、こう確認をされているんです。お答えください。

○森副大臣 今まで大臣が御答弁したとおりでございますけれども、平成十一年度、日本歯科医師会の中原執行部の最後のときに凍結解除の要請が出て、代がわりしまして、健康政策局長から、日本歯科医師会としての姿勢を明確にしてほしいという要望を出しております。

それから、先ほどのアンケートが出て、それで、既に配られております歯科保健課長の見解を發出しています。それからまた、健康政策局長から再度、平成十二年にも、日本歯科医師会としての凍結解除の意向の検討をお願いしております、なかなか姿勢がはっきりしなかったものですから、現行の指定規則のもとで、三年制を希望する養成所に対しては個々に認可することにしておりまして、平成十五年の十月に至りまして、日本歯科医師会より三年制の実現を求める要望が改めて出しましたので、今大臣から御答弁した方針にしたという経緯でございます。

○馬淵委員 もう一度具体的に確認しますよ。

平成十二年七月十二日に、厚生省の歯科保健課から、凍結解除が妥当だとする見解を出したんですね。もう凍結解除をしようという見解を出したんですよ。そうならば、凍結解除に進むじゃないですか。しかし、凍結解除に至っていない。だから、私、繰り返し確認しているのは、役所として、凍結解除は妥当だというこの見解に対して、いや、しばらく凍結しなきゃならないんだというような通知、通達が出されていませんか、こう確認しているんです。

○森副大臣 いろいろなそういう方針を決定するときに、関係の皆さんの御意見を聞きながらやるのは当然のことでありまして、それを抜きにしてやったら、これは独断専行になっちゃいますから、その結論が出て、それで、今そういう方針を定めて、これから取り組もうとしているところでございます。

○馬淵委員 今の話じゃないんです。いいですか、平成十二年七月に、役所が、凍結解除すべきだ、こう言っているんですよ。それに対して、今、凍結解除になつていない。今日おいての話はもういいんです。その当時、凍結解除が妥当だと言っているけれども、これを撤回させたことはないですか、こう確認しているんです。

○森副大臣 厚生労働省としての、凍結解除が妥

当であるという見解は、そのまま生きております。

○馬淵委員 凍結解除が妥当だとする見解は生きています、今そういうふうにおっしゃいました。そして、私の繰り返し質問にお答えになつていないんですが、そうした通達、通知がないということではよろしいんですか。

森さん、もう一回確認ですよ、そういった通達、通知はないということではよろしいんですね。

○森副大臣 これは繰り返し申し上げておりますけれども、妥当だという見解はずっと継続しておりますけれども、例えば、日本歯科医師会など関係者の皆さんに、それについてどうお考えかという意見は求めています。

○馬淵委員 意見を求めるじゃなくて、この見解について撤回をさせなかったかと私はお聞きしている。それはないと今おっしゃいましたが、平成十二年七月十二日のこの見解が出た後に、平成十二年八月九日付で、伊藤健政局長が文書で出されているんですよ。伊藤健政局長が、この文書、これは日本歯科医師会に出されております。伊藤雅治と自分でお名前を書いて、そして印鑑を押されている。

これは不思議な文書なんです。平成十二年七月十二日付の厚生省健康政策局歯科保健課から出たこの見解の内容につきまして、極めて遺憾であると思います。そして「今後においては先刻の歯科保健課の見解はないものとして」、これはどういうことですか。「見解はないものとして」と、自分の担当部局である保健課から出た見解はないものとして、急遽、健康政策局長が見解に対しての撤回の文書を出しているんですよ。

先ほども私、繰り返し申し上げたように、何でこんな急にころころ方針が変わっているんですか。おかしいじゃないですか。森副大臣、お答えください。

○森副大臣 この伊藤雅治健康政策局長の日本歯科医師会あての文書につきましては、平成十二年七月十二日付でこういう見解を出しているけれど

も、それにとらわれずに、そちらで検討して、その意見を聞かせてくれというお願いの文書であります。（馬淵委員「おかしいでしょう、それは」と呼ぶ）おかしいありませんよ。

○馬淵委員 いいですか、役所が正式に出した文書、これを一月もたたないうちに、自分の部局に対して、あのような見解はなきものとしてくれ、こんな文書を出して撤回させて、これはおかしくはないですか。これが当たり前のようになされる、厚生労働省のふだんの仕事の姿ですか。

国民年金、今まさに年金問題、この厚生労働省で託してやつていこう、これから決めていこう、抜本的改革をやろうという中で、こんなでたらめな仕事の進め方をする厚生労働省、これが当たり前、森副大臣、そうおっしゃるんですか。森副大臣、お答えください。

○森副大臣 それはいろいろな過程でのいろいろな意見交換の材料はあるわけでございまして、このアンケート調査結果に対する見解は、この時点の、対象が日本歯科医師会かどなたかわかりませぬけれども、それとの意見交換会におけるメモのようなもので、これに基づいて恐らくここでは意見交換がされたと思いますけれども、それにかかわらず、どうぞ日本歯科医師会としての、会としての責任あるこれからの御意見を聞かせくださいというものがこの健康政策局長の文書でありまして、全く相互に矛盾するものではないと私は考えます。

○馬淵委員 いいですか、これは「極めて遺憾である」と言っているんですよ。もう否定しちゃっているんですよ。自分の部局がやったことは否定して、それはないものとせいと、こうしているんですよ。

おかしいじゃないですか。なぜこういう状況になったのか。森副大臣、お答えください。これは一体何があつたんですか。どういう理由で、いかなる理由でこれは撤回しているんですか、命じているんですか、見解はないものとせよと。森副大臣、お答えください。

○森副大臣 ですから、これは何度も申し上げますけれども、あくまでもこの段階でのアンケート調査結果に対する見解であつて、これが最終決定ではないということはこの伊藤局長、その当時の局長は日本歯科医師会に対して説明している文書というふうには私は受けとめます。

○馬淵委員 今、見解が変わつたわけじゃない、そんなようなニュアンスでおっしゃっていますけれども、明らかに変わつていきますよ。これは明らかに変わつていくじゃないですか。この伊藤さんが、自分の部局から出した見解に対して否定しているわけですよ。これは通常、だつたらあり得ないですよ。一月もたたないうちに、そしてそれをなきものとするということ。

この流れがいかに不自然かということを、もう少しさらけにいきますと、平成十二年八月九日、見解の撤回を伊藤局長が指示をして、そして平成十三年二月二十八日に、同じく今度は日本歯科医師会が都道府県の医師会の各会長に通知を出しています。これが先ほど来大臣がおっしゃっていた部分であるかと思われませんが、とりあえず現行の指定規則のまま、要は法改正しない。そして、五月雨式ですか、三年制を希望する養成所に対しては個々に認可する。こういった形で、とりあえずの予算面での支援もするから、弾力的な運用で進めてくれという形を厚生省と確認したという文書を出されています。

そしてさらに、平成十五年十月、昨年の十月であります、日本歯科医師会長からは、坂口大臣、そして現在の厚生労働省医政局の岩尾局長に、この歯科衛生士学校養成所指定規則一部改正の凍結解除と三年制の早期実現ということを再度要望する、こう出されています。

いいですか、確認しますよ。この流れの中で、歯科医師会が本来求めていた三年の延長ということに対して一生懸命に働きかけていた、そして三年延長ということをその現場が、七五%以上の養成所の学校が望むとしながらも、厚生省は、とりあえず凍結をする、そして凍結の解除が妥当だ

と内部で言っているにもかかわらず、そのボスである局長がそれをなきものだと訴えている。これはおかしいじゃないですか。本来進めるべき流れと全く違うことをしようとしている。そして、繰り返し日本歯科医師会が凍結解除を訴えているにもかかわらず、五月雨的に、弾力的に物事を進めようという感じが言っていない。

私は、この不自然な流れ、ここにかかわること、さらに再度皆さん方に確認をさせていただきたいことがあります。

先ほど申し上げた、木村義雄議員が厚生委員長であったときに働きかけたという報道がございましたが、その木村義雄議員御本人が受けておられる政治献金、そのリストがございます。

平成九年、平成十年、この二年間、日本歯科医師連盟並びに大阪府歯科医師連盟からの寄附はゼロであります。しかしながら、平成十一年、そして平成十二年、平成十三年、平成十四年と、まさにこの方針がころころと動いているそのときに、平成十一年は、日本歯科医師連盟から百万円、大阪府歯科医師連盟からは二百万の計三百万円。平成十二年、日歯からは、日歯というのは日本歯科医師連盟です、六百万、大歯、大阪府歯科医師連盟から七百万、合計七百七十万。平成十三年、日歯からは八百万、大歯から五十万、八百五十万。平成十四年度、日歯から百万、大歯から百万、二百万。合計の金額で二千二百二十万円、これが寄附金あるいはパーティーの対価として上げられているわけでありまして。

私、先ほど来、繰り返し申し上げた。なぜこんな不自然な決定をし、なぜこんな不可解な通達が出ていくのか。そして、その陰の中でこうした献金の流れを見て、大臣、どのようにお感じですか。まず、大臣の御所見を伺いましょう。

○坂口国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、最初のころは歯科医師会の中で非常に慎重な意見が多かった、これは事実でございます。現在の執行部はこれをやるということと積極的になつていふことも事実でございます。

平成十二年の七月十二日に、厚生省の健康政策局の歯科保健課がまとめたペーパーがございます。「日本歯科医師会から照会のあった歯科衛生士修業年限延長に関するアンケート調査結果に対する見解」、これは、歯科医師会の皆さん方も含めまして会合の中で、見解がどうだと言われたものですから、その会場で配った非公式のメモでございます。正式に出したものではありません。御承知のとおり……(馬淵委員「見解のすりかえだ」と呼ぶいやいや、だからその場で配ったものだ。だから、これはここにちゃんとした印鑑が押してあるわけでも何でもありません。それで、このメモを出した。

このメモを出したものですから、それじゃ厚生労働省はもうそれで固まっているんだ、そうだなというところになったものから、伊藤局長がもう一度、この前に出したものにつきましては、このペーパーの見解というものはこだわらずにひとつ皆さん方の御意見をまとめてくれということを出した、こういう経緯でありまして、今日を迎えている。

これは、医師会でも歯科医師会でも同じでございますけれども、看護学校でありますとか、あるいはまた歯科衛生士でありますとか、二年を三年にするという問題は非常に御意見が多いんですよ。日本医師会の場合でございますと、看護婦制を継続してほしいという御意見が非常に多いですし、そうした意味で、これはいろいろ御意見のあるところでございます。だから、今看護師さんの場合でも二年制、三年制、あるわけでありまして、そこはいろいろ過渡期にあるわけでございます。

したがって、歯科衛生士の場合にも、一度になかなか三年ということにはいきにくかったという経緯はあるというふうにも思っております。段階を踏んで今日を迎えているということでございますから、先ほどからいろいろのことをおっしゃいましたけれども、それはこういう一貫した流れの中で起こっていることであつて、それじゃ平成十七

年の四月からはこれを正式にルートに乗せましようかということに今話はようやくなつてきている、こういうことでございまして、その他のことは何らここには入っておりません。

○衛生委員 馬淵澄夫君、申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

大臣に公的年金制度の現状についての認識を尋ねたいんです。

もともと、公的年金制度につきましては、本来、老後の生活を支える、国民生活の安定というところに非常に大きな重きを置いてまいりました。例えば、国民年金法の第一条では次のように定めております。「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」こういう本来の公的年金制度の趣旨に照らしてみても、今の現状は果たしてこれが生かされている現状なのか、それともそういうものになつていないかと考えているのか、この点について大臣の基本的認識をまず示していただきたい。

今申し上げた、今の流れの中で、私、最後につけ加えた木村議員の政治献金の推移、そしてこうした不可解な厚生省の局長の言動が変わつていくという状況、これを考えれば、明らかに厚生労働省というものが全く公正な立場で物を見ない、むしろ逆に、政治家やあるいは大きな力にゆがめられてしまふ。まさに、この年金も含めて、今日ある厚生労働行政の根本を示すような事象であるというところを私は訴えているわけですよ。

このことについて、伊藤政策局長が、私は、この伊藤さんが今日この場にいて、なぜそのような行動をとつたのかということ明らかにしていただかねばならないと思つております。これについて再度訴えをさせていたいて、私の質問とさせていただきます。

○衛生委員 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。今度の政府提出の年金法案ですけれども、これは、年金保険料の連続的な引き上げ、それから給付水準の引き下げ、これが国会の審議を抜きにかなり長期にわたつて自動的に行われる、こういう仕組みをつくるものになります。

大臣に公的年金制度の現状についての認識を尋ねたいんです。

もともと、公的年金制度につきましては、本来、老後の生活を支える、国民生活の安定というところに非常に大きな重きを置いてまいりました。例えば、国民年金法の第一条では次のように定めております。「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」こういう本来の公的年金制度の趣旨に照らしてみても、今の現状は果たしてこれが生かされている現状なのか、それともそういうものになつていないかと考えているのか、この点について大臣の基本的認識をまず示していただきたい。

私は、本会議の質疑におきまして、こうした保険料の引き上げによる連続的な負担増、それから給付水準の削減に伴つて国民生活が受ける苦難、こういうものも示しまして、これでは、公的年金制度の本質にかかわるような重大な問題になるということを厳しく指摘し、批判してまいりました。

しかし、自己努力というものも、これは国民の皆さん方もしていただかなければならないわけでありまして、年金プラス自助努力というものによつて老後を迎えたい、多くの皆さん方がそういうふうにお考えになつていふというふうに思っています。

現在のところ、高齢者世帯の平均的生計費でございますが、これは、十三年の家計調査によりまして、消費支出計で二十四万九千五百二十二円という数字が出ています。一方、いわゆるモデル年金でございまして、これは、平均的な男子賃金で夫のみが働く世帯の標準的な年金額でございますが、平成十六年度で二十三万三千三百円でございます。これは、平均的な消費支出の、全額ではありませぬけれども、ほとんどをカバーできる額というふうな理解をいたしております。

大臣に公的年金制度の現状についての認識を尋ねたいんです。

もともと、公的年金制度につきましては、本来、老後の生活を支える、国民生活の安定というところに非常に大きな重きを置いてまいりました。例えば、国民年金法の第一条では次のように定めております。「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」こういう本来の公的年金制度の趣旨に照らしてみても、今の現状は果たしてこれが生かされている現状なのか、それともそういうものになつていないかと考えているのか、この点について大臣の基本的認識をまず示していただきたい。

付月額で十七万一千五百円程度です。国民年金が一千八百万人で、平均受給月額が五万二千元程度。しかも、女性の場合は、厚生年金で見ますと月額十万円以下の方が四五%を占めている、これが実態です。

それから、配付資料の二枚目を、ごらんいただき

たいんです。これは老齡基礎年金分を含まないところの厚生年金なんですけれども、平成で言いますと八年、西暦に直しますと一九九六年から連続して減り続けております。しかも、もう一枚めくっていただきたいんですが、配付資料の三枚目で、これは国民年金の給付状況の推移ですけれども、十四年度末で九百九万人の方が平均四万六千円だということになっております。そうしますと、国民年金受給者の五割に当たる九百九万人の方がこの水準だと。

先ほど大臣は、総務庁の家計調査を使いました、高齢者世帯の消費支出を大体二十四万円だというふうに言われました、これは二〇〇一年の数字ですけれども、そうしますと、国民年金は四万六千円を受け取るとして、世帯で、御夫婦で九万二千円になります。そうしますと、二十四万の平均的な消費支出のその四割以下というのが、国民年金の半分ぐらいの方の水準だということになるわけですね。これでは、私は、食費や家賃や水光熱費の一部をカバーするので精いっぱいというふうに思っています。

これまで、年金については審議会の報告がさまざま出ておりますけれども、それを見ますとこういうふうな書かれております。「老人夫婦のみの世帯における標準的な消費支出を基礎にその一定割合、おおむね五割程度の水準を確保していくことが望まれる。」と。これは極めて常識的な話だと思ふんですが、この水準から見ても、今の、特に、国民年金制度の九百九万人の方が大体四万六千円の水準であるというのは極めて低い水準にとどまっている、そういう認識は、大臣、お持ちじゃないんですか。

○坂口国務大臣 今お話がございましたとおり、国民年金の皆さんの年金額というのは、確かに平成十四年度末現在で月額四万六千三百円でございます。平成十四年度の新規裁定者、平成十四年度に新しく年金に入られた皆さん方は少し上がってまいりまして、五万四千三百三十五円に上がってきております。

いずれにいたしましても、しかし、御夫婦で足しましても十万ではないかという、こういう御指摘だということに思いますが、自営業者の皆さん方の場合には、これはサラリーマンの場合とはいわゆる生活の仕方というものがかなり違うわけでありまして、自営業の皆さん方は、いわゆるサラリーマンのように定年制があるというわけではなくて、お仕事をずっと続けられる方が多いわけでございます。例えば、農業ならば農業、健康であります限り、お幾つになられても続けられる。例えば、私の同僚あたりでも、八十になられても元気ならば診療をやっているというのもあるわけでありまして、自営業の人とサラリーマンの定年退職という生き方とはかなり違うというふうには思っております。

したがって、そういうふうな自営業の皆さん方はそれぞれ、所得の多いときには老後に備えられ、これは少ないときもありまして、自営業の皆さん方は上下がありますから一律にいかない、そこをうまく理解をされて、老後に備えておみえになっているんだらうというふうには私は思っております。

したがって、全額で六万六千円なり七千円になったというにしても、全体で十三万何がしでありますから、それで生活のすべてがなかなか賄えるという額でないことは私も理解をいたしますけれども、基礎的な生活費というところぐらいはそれで賄う数字になっているというふうには思っています。現在、全体の中で高齢者がお使いになつております値というものは出ております。いわゆる衣食住のところに当たりますところは、大体そのぐらいはカバーができていてというふうには思っている次第でございます。

○山口(審)委員 高齢者の基本的な生活の部分を支えられているという認識は、今の現状からいって、とるべきでないと思ひます。例えば、大臣が使われました家計調査の年報を見ましても、二十四万円の支出のうち、食費にかかっているものだけでも五万七千五百二十八円。これを見るだ

けでも、国民年金の場合に、とても四万六千円という水準では基本を支えられるというような認識を持つべきじゃないと私は思っています。しかも、社会保障の場合には、特に日本の憲法の場合には、二十五条で、単に国民の皆さんが文化的な最低限の生活を送れるというだけでなく、国の責務としてそれを支える体制をとるんだという、国の責務を定めたというところが最大の眼目なんです。そういう点でも、今の現状をやはりきちんと認識して事に当たることが大事だというふうに思っています。

それで、私は、では今、年金をめぐって実際の生活は一体どうなっているのかということでも、もう一つ図をつくってまいりました。これは、お配りした資料の四枚目から五枚目にかけてあります。これは年金受給権者の受給月額の分布状況を図にしたものなんですけれども、先ほど申し上げましたように、老齡年金につきましては両方の制度から受けている人がおられますので、統計上はどうしてもその部分は不明ですから、国民年金と厚生年金の受給権者数をそれぞれ制度ごとに集計してこういうふうに表示してあるわけです。ですから、「平均」と書いてあるところも多少、先ほど申した数字よりは高目に出てござるを得ない、そういうものです。

四ページ目にあります図一というのは男女合計のものなんですけれども、それから次のページの図の二というのは男性だけ、図の三が女性だけというものをあらわした図なんです。私は、ここには、今の年金制度の現状の生きた姿がさまざまな形で浮かび上がってくるように思っています。まず、坂口大臣にお尋ねしたいんですけれども、こういう図をごらんになったことがありませんか。

○坂口国務大臣 いや、この図は今初めて拝見したわけですから、初めてでございます。

○山口(審)委員 私が配付しました資料、一枚目の表と、私どもがつくりました図表とを見比べていただきたいんですが、やはり、数字だけで見

場合と、現実にとのぐらいいのパーセンテージで広がっているのかというのを見た場合と、随分違った印象を持たれるように私は思っています。

例えば、図の一で見ますと、年金について言いますと、やはり国民年金で四万未満という人たちが大体二割に上ります。その一方で、厚生年金の場合にはぐんと上まで額が上がっていくような、かなりの大きな格差がここにはあらわれています。

それから、図の二と三を見比べていただきますとよくわかるんですけれども、男女の年金格差というものが非常に大きいというのがよくわかります。特に、厚生年金の場合はもう全く違う状態がここにはあらわれてきます。今、高齢者世帯というのは女性の世帯も多いわけですから、私は、ここには、長年の日本の政治の中に、日本の社会の中にあらわれた男女の賃金差別という問題も年金という形で反映せざるを得なかった、そういう実態があると思ふんです。

大臣はこれは初めて見たということなんですけれども、これを見ての所見についてまず尋ねておきます。

○坂口国務大臣 その前に、先ほど、食費が五万何がしというふうにおっしゃいましたけれども、あれはお一人じゃなくて夫婦での話でございますから、ひとつそこは間違わないようにしたい、いただきたいと思ひます。

それで、今いただきましたこの表を拝見しました、確かに、御指摘になりますように、男女計で見ました場合に、かなりばらつきがあるというのが率直な印象でございます。考えておりましたよりもばらつきがあるということでございます。それから、男性と女性のところで見ますと、確かに男性の方がかなり多い方向にシフトしているというところは明確にこれで示されているというふうに思ひます。

私も、山口議員が御指摘になりますように、いわゆる女性と年金というものを今後考えていきま

すときに、この賃金格差をこれからどうしていくかということでは最大の課題だと思ふんです。特に、年金をいわれる世帯単位から個人単位にもし変えるということになれば、個人単位に変えて賃金格差をそのままにしておけば、女性の年金はずっと低いということになってしまわざるを得ない、こういう姿です。といかざるを得ないというふうに、率直に私もそう思います。

したがって、個人単位にするというときには、男女の賃金格差をどう縮めていくかということとセットで進めていかなければならないというふうに私も思う次第でございます。そうした意味で、大変参考になる資料だというふうに思った次第でございます。

○山口(富)委員 男女の賃金格差の問題については、私はまた日を改めてこの問題についての提案をし、また、政府の姿勢をたたいと思ふんですが、参考にしていただくと、私が今一番参考にしていただきたいのは、国民年金で四万に満たない受給者が二割程度いらっしゃる、この低額年金のこの底上げがどうしても必要だということとをこの図表からはぜひ参考にしていただきたい。

その点で、私は、今度の政府の提案には、この低額年金の問題についての抜本的な解決策が全く見られない。見られないどころか、こういう層の人たちにまで実質的に一律に大体一五%給付水準を下げてしまうというわけですから、これは私は、いわゆる本来の社会保障の姿からいって、全く成り立たないやり方だというふうに思ふんです。

改革という名前前で今必要なのは、こういう低額年金の部分のきちんと政治の力で底上げしていくといいますが、力を与えていく、そういう改革が必要じゃないんですか。

○坂口国務大臣 今御指摘になりましたことは、これは、働く皆さん方の問題と、そしていわゆる自営業の皆さん方の問題と、この問題をどうするかということになってくるんだろうと思ふんです。

す。民主党さんが御指摘になっております一元化の話も、そこをどうするかということから出ておる……(山口(富)委員 私は共産党ですけれども)と呼ぶ。あなたは共産党でございますから。よくわかっております。それはよくわかっております。

ただし、私は、先ほど申しましたように、自営業の皆さん方はそれなりに自分たちの人生というものをお考えになっておやりになっている。そこは大変自由度の大きい世界だというふうに思っております。したがって、それぞれがそれぞれの老後に対していろいろのこともお考えになりながら、しかし、一方において国民年金にお入りをお願いしているというふうに私は理解をいたしております。

特に、現在までの段階では、初め、国民年金にまだお入りになっていなかった時期も現在の方はあるわけでございますし、そしてまた、期間の短かった人もお入りでございますし。そうしたこと、全体としては低くなっている、辛うじて今五万円になってきているということでございます。から、今後、継続してお入りいただければもう少し高くなる、それは事実だというふうに思っております。しかし、そこは、サラリーマンと少し格差が出ることは、現在の段階、それはやむを得ないというふうに私は思っております。

○山口(富)委員 私は、公的年金制度が老後の生活の安定ということを考えた場合に、国民年金でいえば二割の人たちが四万未満ということになっているわけですから、この点についての改革がどうしても要る。

日本共産党は先日政策を発表いたしました。最低保障年金、この制度の場合は、民主党とは違って消費税は財源に一切使わないわけですが、国民年金、厚生年金、さまざまな、基礎的な一階部分については、全額国庫負担で最低保障年金制度をつくる、そういう形に踏み出さなければ、やはり公的年金制度の土台を崩すということとを指摘しておきたいと思ふんです。

きょうは大分坂口大臣からいろいろな調査の問題が出ましたので、最後に一点、確認しておきますが、厚生労働省の補助事業の受注を受けて会員制の雑誌「選択」があるわけですが、その関係連合社の選択エージェンシーが「わかりやすい国民年金Q&A」というものを厚生労働省に納入していた。これにかかわって、同省の職員が多額の監修料などをもらっていたわけですが、この契約もすべて随意契約だった。今わかつている範囲では、一九九八年から三年間での契約額が三千六百三十万円で、大体監修料はその一割だと言われている。

それで、先日、ちょうど一週間前ですが、参議院の厚生労働委員会が我が党の井上美代議員がこの問題を取り上げまして、社会保険庁の職員も監修料や原稿料を受け取っているのかと。これがなぜ問題になるかといいますが、現実には、いわば版を変えていきますが、それほど直しませんから、それなのに毎年同じだけの監修料なり原稿料をもらったらおかしいじゃないか、しかも、もとの財源が年金にかかわってくる財源ですから、それだけに政治的な責任が問われると思うんですけれども、当時、一週間前の答弁では、年数が経過していることもございまして、引き続き調査中でございますという答弁でした。きょうは、今週中という話がたびたび出たわけですが、これ、一体、一週間前のこの調査は今どうなっているのか、これを報告願いたい。

○坂口国務大臣 参議院におきまして井上議員に調査をお約束したこと、事実でございます。今問題になっておりますのは、厚生労働省の職員の問題でございます。(山口(富)委員 社会保険庁と呼ぶ)その他の、社会保険庁も含めてどうかということ、現在調査をしているところでございますので、いましばらくそれはお待ちをいただきたいというふうに思っております。

先日、問題になりました局だけではなくて、全体の局の見直しもやっておりますいたしますから、それとあわせて社会保険庁の方にもやりたい

というふうに思っておりますが、いましばらくかかりますので、お許しいただきたい。

○山口(富)委員 時間が参りました。その資料につきましては、私は、理事会に提出していただきたい、そのことを協議したいということを最後に委員長にお願いしまして、質問を終わります。

○阿部委員 今朝からの、特に民主党の新進気鋭の皆さんの鋭い質問、それに対する断続的な答弁、大変皆さん御苦労さまです。そして、きょう、私は三十分の時間をいただきましたので、ちよつと骨太な論議をさせていただけること、このことも大変ありがたいと思います。

皆さんちよつとお疲れかと思ふので、ちよつと最初の冒頭だけ、年金でない話題を少々取り上げさせていただきます。

実は、私が二月二十四日の日の予算委員会でも取り上げました、栃木県にございます日光、鬼怒川あたりの珪肺労災病院のことでございます。いわゆる労災系の病院は、この間、運営方式の変化等に伴いまして、五つの労災病院の廃止が三月末に新聞に小さく報じられておりまして、その中にこの栃木県の珪肺労災病院も入っております。

私は、二月二十四日の段階で坂口大臣に、医療というのはその地域の住民を支える極めて重要な命の拠点である、また生活の拠点であるということにかんがみて、とにかくなくさない、その地域から命の受け皿をなくさないために最大限御尽力いただきたいとお願ひ申し上げ、当然ながら、坂口大臣ですから、非常に前向きな御答弁もいただきました。

それで、ああ、それじゃ何だかいい方向に話が進んだかなと思つておりましたのですが、あに図らんやというか、残念なことに、まだ地元の方々の話し合い、あるいは預かる栃木県との話し合い、預かる話し合い、あるいは新しく労災の機構を引き継ぐところの組織との話し合い、そし

て厚生省との話し合いということが現実には進んでおりませんようで、地元では非常に不安の声が高まっています。

ここで大臣に、再度で恐縮ですが、先回の御答弁に従って、住民に不安のないよう、各部署にきちんとした、特に地元との話し合いということを含めてやっていただけるよう働きかけてくださいますことをお願い申し上げますが、一点目、よろしく願います。

○坂口国務大臣 確かに、珪肺病院の問題、この前御指摘をいただいて、お約束を申し上げたところでございます。

一昨日でございますが、その後の状況を報告を受けまして、そして、廃止になります地域に対して、地元に対して、廃止させてもらいたいということをするのはいけいけれども、それを言うだけではなくて、今後その病院をどうしていくかということについて、県あるいは市町村もあわせてございしますが、できれば住民の皆さん方の御意見も聞きながら、今後のことについての話し合いをひとつしてほしいと。その中心に、厚生労働省もそこはよく出かけていって、皆さん方と話をし、今後その病院をどうするかということについて議論を重ねて、地元の皆さん方のこういうふうにしたいという御意見があれば、それに対して協力をするというようにしてほしいということを言ったところでございます。

必ず地元とよく御相談を申し上げて、役所のことですから、やめますからというふうに言うだけではだめだ、こういうふうな、改めて念押しをしてございしますので、ひとつ御安心をいただきたいと思ひます。

○阿部委員 ありがとうございます。

やはりこういう大臣のもとで年金議論もやりたいなと思つて、次の本格年金議論に移らせていただきます。

先ほどの山口委員と坂口大臣の質疑応答を拝聴しながら、私は、やはりここで坂口大臣に、ぜひとも現在の国民年金の実情、実態、現実というも

のについてちよつと認識を新たにさせていただきたいと思つて、冒頭、その問題から入らせていただきます。

きょう、私は皆さんのお手元に三枚とじの資料をお配りさせていただきましたが、あけて二枚目からお願ひ申し上げます。

ここには「国民年金第一号被保険者の就業状況の変化」というグラフが載せてございします。実は、このグラフは、さきの予算委員会でしたか、いや、小泉首相がお出ましのこの厚生労働委員会でした、そのときに小泉首相にもお見せ申し上げて、今の国民年金の被保険者の実態は、随分政府のイメージしているものと違ふのではないかと、うふうに私は伺わせていた、たいたのです。

何が違ふかというと、先ほど来大臣の御答弁の中で、国民年金の加入者は、自営業あるいは自由業、あるいは私や大臣のような医師、自由裁量権の強いものなどがイメージしてあるということでございますが、ここに示された図では、平成七年度、平成十年度、平成十三年度と、だんだんだんだんだんだん、この一号被保険者の中で、自営業主と、その妻だと思ひますが家族従業者の割合が減つてまいりまして、平成七年度では四割弱、ところが、平成十三年度では三割弱がこの国民年金の中のいわゆる自営業、例えば、年齢に、エージフリーに御商売を続けられる、あるいは仕事を続けられるという方であつて、逆に、どの層がふえておるかという、一番右の端から二番目、これは無業、無職。そして、真ん中は、常用雇用で厚生年金に加入してない、すなわち五人以下の非常に零細なところでお働きの方、あるいは臨時・パートという方々。

そして、実は、臨時・パートというのを合算すると、平成十三年度では三一・数%となつてまいります。すなわち、国民年金加入者の現実の像は、自営業は三割そこそこ、そして、パートやあるいは非常に収入の不確かな勤労者が三割、そして、業のない、無職の方が約また三割となつてございします。

この表の外に、もちろん未加入者という一群がいるわけで、こうした実態を考えますと、ここで大臣に、まず一問目ですが、こういう図からどのようなお考えを持たれるか、特に、これからパートとか厚生年金を持たない方たちが一号に、ある意味で流入してこられる、移動してこられる、民族の大移動が始まつているというふうには感じておりますが、この二点についてお願い申し上げます。

○坂口国務大臣 この表を拝見させていただいて、現在の経済状況というものをやはりよく把握しているのかと私も率直にそう思ひます。

確かに、この表を見ますと、臨時・パートとそれから常用雇用のところ、常用雇用といひましても小さな企業での常用雇用だと思ひますが、その割合が大きくなつてきているということでございます。したがらいまして、今後の問題として、この臨時・パートの皆さん方の年金を一体どうするか。これは現在の三号被保険者のあり方ともかわつてくることとございしますが、このパート等で働いておみえになります皆さん方の中で、いわゆる厚生年金等にお入りいただく範囲の皆さん方をどのように設定し、その皆さん方にこれから入つていただけるような環境を整えるかということが大事なことになつてくるというふうには私思ひしております。

今回も、もう一步こは進めたかつたわけでございしますけれども、現在の経済状況のこともあり、あるいはまた現在パート等でお勤めになつていらっしゃる皆さん方の御意見もありで、少し先送りをさせていたいただきましたけれども、この皆さん方のいわゆる厚生年金への参加の問題につきましては、例えば保険料の問題でありますとか、皆さんと同じような率でいくのか、若干そこは程度、差をつけていくのか、そうしたことも含めながら、できるだけお入りをいただけるような環境を整えていかなければならないというふうには私思ひしております。

そのためには、企業の皆さん、とりわけサービス業等の企業の皆さん方にもこれは御理解をいただかなければならないわけでございしますので、その皆さん方にも御理解のいただけるような形というのはどういうふうに進めていったらいいか、もう少し踏み込んで考えていかなければいけないというふうには思ひます。

○阿部委員 この表からもう一つ読み取れることは、実は、この無業の方やあるいはパートや厚生年金を持たない就労者にも一万三千三百円という保険料が、極めて重く、そして現実に払い切れないという声もこれありということなんだと思ひます。

もう一枚次をめくつていただきまして、三枚目の図をごらんいただきたいと思ひます。これはこのたび社会保険庁にお願いしてつくつていただきましたもので、初めての資料と思ひますが、「就業状況別納付状況」というものを出していただきました。

これは、従来、例えばお金があつても年金不信があつて納めたくないからという言い方もされたり、あるいは自営業者で所得隠しをして納めていない人もあるからというふうな言い方で、今の未納状況とかあるいは納付の低率化を言われておりますが、実態はいかにということとございします。

この表からわかつてまいりますことは、自営業主においては逆に完納者が六割以上で、一部納入まで入れれば七〇%以上がお払いである。また、家族従業者については八割がきちりお払いである。比較して、常用雇用者や臨時・パートあるいは無職は、当然ながら半数も払えていない。二人に一人も払えない。すなわち、無職の人は四三・四%、職がなく、よく一万三千三百円、苦しいだろうと思ひます。それから、臨時やパートの方も四〇・五%、あるいは常用雇用でも半数の四六・五%しか完納しておられません。

ここで、さつき大臣がおっしゃつた、例えば保険料率に大幅な差をつけるというふうな案もあるかもしれませんが、実は半分が減免しなきゃなら

ない、あるいは非常に低率の保険料にしなきゃいけないような制度だと、果たして制度として成り立ち得るんだろうかということもあると思うんです。

大臣はこの図をごらんになってどうお考えか。さらに、今後、保険料は上げられていくわけです。私はこの未納者がどんどんどんふえてくるのはもう必定だと思いますが、この点について、今でも一万三千三百円きつい、今度二〇一七年度一万六千九百円、冗談じゃないと、普通これを見ると思うんです。この二点についてお願いいたします。

○竹本大臣政務官 先生お詳しいので、今さら詳しく申し上げる必要もないと思うんですが、要するに、納めない方には、納められない人と納められるけれども納めていない人とがあります。納められない人の中には、本来、免除制度を使えばこの統計には出てこないけれども、その手続をしていない、あるいはその手続を知らないという人がおられるわけでありまして。

そういう意味で、数字の現実との乖離ということはどうしても認識しなきゃいけないと思いますけれども、先生お話しのように、臨時・パートや無業の者につきましては、自営業者等に比べまして未納の者の割合が、今申し上げたように多いわけですが、要は、理解、関心を十分広報すること、あるいは手続をさせるということが重要だと思えます。そういう意味で、年金広報や年金教育を通じて、戸別訪問等も交えまして、地道な納付奨励をやらざるを得ないというふうに思っております次第であります。

それで、後半申し上げられました未納対策として、保険料免除制度の充実に力を我々入れておるわけですが、要は、国民皆年金になっておられないじゃないかという御意見だと思えますけれども、無職の者なども含めまして、厚生年金や共済年金の保障の及ばない者を対象として出発しまして、保険料を納付できない者については免除制度により対応してきているわけでございます。

たがいました、ある程度の免除者が生じることをあらかじめ見込んだ仕組みではありますけれども、要は、基礎年金のみの老齢基礎年金の受給者のうち、生涯を通じて免除期間が五年以上の者の割合はわずかに五%にすぎないというふうな統計も出ておるところを見ますと、生涯を通じて保険料を拠出できないということは必ずしも多くはなく、拠出能力に乏しい間は能力に応じて保険料を免除または納付猶予いたしました、後に追納したなど、拠出能力があるときに保険料を納めていただくという方法で対応していくことが十分可能で、要は、まとめて申し上げますと、制度がこうなっております、それを周知徹底いたしました、納められない人には納めろというわけではなく、納められる能力のある者でできるだけその義務を果たしていただく、そういうところに我々行政当局も努力しなきゃならないというふうには思っております。

○阿部委員 竹本政務官もよく実は御存じで今のような御答弁なんだと思いますが、実はこれは、いかに減免制度に持つていっても、半数が減免になつたとしても制度は成り立たないという単純な図なんだですね。今は、例えば法定免除者あるいは申請免除者、三百五十万、合わせてそのくらいだと思えますが、ここにある人たちが一斉に免除申請をしたら、もう国民年金の保険料を掛けている人の半分の人が半額以下だということ、これは将来の低年金のもとになるわけです。そのことをきつちりと実は御存じなのに、その御答弁はいかがかと思えますが、しかし、お立場でそういうふうな答えざるを得なかつたと思はれてござい

ます。ここで、坂口大臣に再度御質問でございますが、実は、一九八六年に国民年金と厚生年金の一階部分を共通にする大制度改革、これは一歩前進であつたと思えますが、この大制度改革の前に、一九七七年に年金の審議会の中で、社会保障制度審議会が建議をいたしました、やはり皆年金下の新年金体系、すなわち一階建てと二階建てで、一

階建てを八六年につくられたような皆年金の土台づくりしようということが建議されて、その後、今の仕組みになつていっているわけです。

私たちの時代は、今新たにこの実態をしっかりと見て、そのときやつたと同じような大改革をしないうともたない。さつき言いましたように、加入者の半が半額の保険料で、それでオーケーだつたら、これは、一つは、みんなそれでいいと言いかどうか。将来、半額の年金しか持たない人ができちゃうんだ。竹本氏のお答えだと、その期間は短いんだと言われましたが、今後、雇用情勢も含めて、なかなかこれは、実は、パート、派遣、厳しゅうございます。その中で直面している現実ですから、坂口大臣に、恐縮ですが、再度ですが、この図から、先ほどの減免措置、あるいは申請してもらつて、免除して、何とかなるところにいるのかいなのか。

これは、大臣が、もう長い議員生活の中でよく御存じのことだと思いますし、私は、今坂口大臣が大臣であるからこそ言やらないと、だれも正直に自分の言葉で年金制度を語つてくれないから、私は心から大臣に期待して、真の論議ができる大臣と思つてお尋ねを申し上げていきますので、真正面からの御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 きょうは、上げてもらつた下げてもろたり、いろいろ激しい日でございますが、この表を拝見しまして、確かに、この表の中にはあらわれてまいりませんけれども、払えるけれども払わない人と、しかし本当に払うことができない人と、両方あるということ、それはもう御指摘のとおりだということに私も思います。

それで、問題は、その払えない人たちに對して一体どうしていくかということなんだろうというふうに思っています。現在の制度におきましては、払えない人に対しては免除をする、あるいは基礎年金の払う額を減額していくことを行つてい

る。そうしますと、その人たちが必ずしも高齢者になられたときに低所得とは言えないわけで、その

人の中にも、また高所得になる人もそれは当然あるでしょうけれども、お若いときに、所得が非常に少なくて、そして減免措置、あるいはまた低額の保険料しか払えなかつたような人たちが、なおかつ高齢者になられるような人たちが、なおかつ、これは事実でございますから、その人たちは、生活保護費という形で見ていくのか、それともこの皆さん方に年金で何かをしていくのかということ、これは、論議のあるところではあると私も思います。

しかし、現在の段階のところでは、年金制度というものは、これは自助自立ということの上に成り立っているものでありますから、やはり、御努力をいただいて、そして応分の御負担をいただくということが、私は年金の根底であるというふうにかえていく次第でございます。

今後、いろいろ議論は続いていくというふうには私も思いますけれども、そこはしかし、そこを譲つてしまふと、なかなか掛金をしていただけない人が大変ふえていくということも事実でありまして、そのことは、医療制度で無料化しましたときに、そのことが医療制度を非常に大変な事態に至らしめたということと私は決して無関係ではないというふうには思っております。

○阿部委員 いわゆる諸外国において、基礎年金部分をこのような法外な保険料で取つていところはないうわけです。その意味でも、やはり自助自立できるための基礎的年金、それは民主党の皆さんの、何とおっしゃつたかな、基礎的保障年金、（発言する者あり）我が党は暮らし保障年金、それから共産党の皆さんも、やはり考え方はみんな同じだと思ふんです。自助自立できるための最低限の保障がないと、余りにも不確かな時代になつたという認識でございますので、この点は、大臣にも、実はもうお気づきであるかとは思いますが、再度指摘させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

では、国民年金がこういうぐあいであるけれども、厚生年金の方は、政府御提出のように、保険

料を上げて、給付五〇％、約束できるんだらうかというこの問題に移らせていただきます。

これとてやはり今非常に厚生年金も空洞化が始まっておりま。皆さんのお手元一枚目を見ていただきたいのですが、厚生年金の被保険者数の九九年時の見通しと、これは年金の五年ごとの見通しのときですね。九九年に現在をどう見ていたか、どう見ていたかの現在はどうであるかというところの大きな数値のずれです。こうやって、五年ごとに、例えば加入者数とか、今回ですと出生率、賃金上昇率、物価上昇率などを見通していくわけですが、実は、加入者数の見通しが大幅に狂ったのはこの五年が初めてです。それくらい予測外の事態が進行しているということで指摘申し上げたいです。二〇〇〇年度から二〇〇三年度の見通しは、二〇〇三年度あたりをピークに三千五百万くらいは実数行くだろうと思っております。ところが、横に実数がございまして、三千二百十九万、三千五百五十八万、三千六百六十八万、なお、二〇〇二年度の数値は、このとき農林共済から厚生年金に入ってきておりますので、それを差し引かせていただいたものを出してございまして、いざいざ二百二十万から三百万、どんどんどんどん予測を下回っているわけです。

この方たちは、厚生年金がまだ加入者がふえて土台がしっかりするかと思つたら、減つてしまつて、どこへ行つてしまったのという、下の図でございまして。この方たちは、第一号の被保険者として流入しております。例えば、今第一号は二千二百三十六万という数でありますが、第二号からの移行者が三百四十一万、その妻であつた方が第三号から移行して九百九十五万、合わせて四百万人近い方が、厚生年金から、あるいはその妻から一号に来ておられます。

そして、もっと深刻なことに、第二号からの移行者のうち、納付率を見ていただきます、下に書いてございまして、五二・六％でございまして。いわゆる厚生年金がなくなつてしまつて、国民年金に行つて、保険料を払っているか、払っているか

どうかと見たら、半数が払えないか、払わないか。それを先ほどのように申請の免除手続をしてもらえなかつたからと言ふには、余りにも楽天的過ぎると思います。

やっぱりだれだつて職を失つたとき、厚生年金なくなつてどうしよう、どうしよう、では国民年金に入つておいた方がいいかと思うに決まつてゐるんです。でも払えない。実際自分がリストラされて収入がない、その中で重いということが生じてきているのがこの図だと思ひます。

ここで大臣にお伺い申し上げますが、こうした厚生年金の実情、そして今後この方たちは当然常用雇用ではない雇用形態に移っていくことがすぐ考えられる。この間の年金の制度設計で一番勘案されてゐない、見落とされてゐる部分が、働き方が変わつてゐるという、この一点だと思ひます。それが五年前の推計を狂わせたいま一つの原因であると思ひますが、大臣の認識はいかがでしょう。

○坂口国務大臣 この三、四年の実数というのは、確かに被保険者数というのは減つてきてゐることは事実だと思ひます。これはいわゆる医療保険におきましてもかなり減つてきてゐるんです。これぐらいの数字は多分減つてきてゐるんだらうというふうに思ひます。これは、リストラ等があつて、そして減つた部分もございまして、それから企業そのものがなかなか成り立ちにくくなつて、そして減つた部分も両方あるんだらうというふうに思ひますけれども、経済的な原因によつて起こつてゐるということは、これは事実ではないか、私もそう思ひます。

このことが今後どういうふうに変化していくのか、これは経済が回復をすればある程度回復をするというふうに考えるのかどうかということもあるというふうに思ひます。

いづれにしましても、これからいよいよ労働力人口が減つてまいりますから、そのことは、今後経済が回復しましても、この数字がそんなに多くなつていくとは思ひえない状況にございまして。そう

したことも考えていかなければいけないというふうに思つております。

いわゆる二号から一号に移れる皆さん方の場合には、特にリストラ等でおやめになりました、あるいはまた仕事を探しておみえになる皆さん方につきましては、二年間でございますが、免除措置をいたしまして、そして対応できるようにいたしております。そのことは、おやめになりました皆さん方にもよく御説明をハローワーク等でするようにしてゐるところでございまして、そうしたことを我々も注意深くやつていかなければいけないというふうに思つております。

この状況をできる限り減らしていくという努力、これは一つのことではなくて、さまざまな政策を組み合わせて実現をしていかなければならないことだというふうに考えてゐる次第でございまして。

○阿部委員 私どもは、今回の保険料率のアップが、さらに常用雇用を減らし、派遣やパートあるいは不安定雇用に拍車をかけるということで、今回、ぜひ際限ない保険料率アップに向かう法案を考え直していただきたいと思つておりますが、また次回の審議の折に大臣のお考えを聞かせていただきます。ありがとうございます。

○衛藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会

平成十六年五月十二日印刷

平成十六年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B